

第Ⅱ編 大都市圏整備政策の概要

	頁
1 大都市圏整備の位置づけ	38
2 大都市圏整備制度の概要	40
3 大都市圏整備計画制度	42
4 財政上・税制上の特別措置等	87
5 業務核都市の整備	92
6 国会等の移転の検討	109
7 国の行政機関等の移転	116
8 大深度地下の適正かつ合理的な利用について	127
9 工業団地造成事業	133
10 保全区域等の保全・整備の概要	135
11 筑波研究学園都市の建設	153
12 関西文化学術研究都市の建設	161
13 琵琶湖の総合的な保全	173
14 大阪湾ベイエリアの開発整備	176

1. 大都市圏整備の位置づけ

(大都市圏整備法に基づく大都市圏政策)

首都圏及び近畿圏においては、経済成長に伴う人口・産業の集中と、それに伴う交通渋滞、住宅問題、環境問題等の過密問題を背景に、昭和30年代以降、都心の過密対策として「これ以上必要ない機能」を大都市圏近郊や周辺の都市へ分散させることが求められるようになり、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい圏域の建設とその秩序ある発展を図るため首都圏整備法、近畿圏整備法が制定された。そして、これらの法律に基づき、人口・産業の過度の集中を抑制する既成市街地等、計画的な市街地整備と緑地の保全を図る近郊整備地帯等、工業都市、住宅都市等として発展させる都市開発区域等から構成される政策区域が設定された。また、中部圏では、名古屋大都市地域における産業・人口の無秩序な集中による過密の弊害を未然に防止するとともに、日本海側に連なる地域を含めて均衡ある発展を図るため中部圏開発整備法が制定された。これら大都市圏整備法に基づき、首都圏整備計画等の三圏計画が策定され、地域整備を方向付ける大都市圏政策が推進されてきた。

また、首都圏及び近畿圏では、政策区域に連動し、市街化の圧力が強い大都市圏近郊においては、近郊緑地保全制度によって広域的見地からの緑地保全が図られるとともに、既成市街地等においては、工業等制限法によって、大都市圏への人口流入の主たる要因である工場、大学等の新增設が制限される一方、工業団地造成事業によって近郊整備地帯等への工場立地が誘導されてきた。あわせて、中部圏を含む三大都市圏において、計画の実効性確保の観点から、工場移転等を誘導するための税制特例（課税の繰延べ等）とともに、計画的な市街地整備を行う地方公共団体に対する財政特例（起債充当率や補助率のかさ上げ等）や、不均一課税に係る地方交付税の減収補填といった支援措置が講じられてきた。

また、昭和60年代に入ると、首都圏では、郊外部における市街地の拡大やそれに伴う職住遠隔化等が深刻化したことを受け、東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立都市圏からなるバランスのとれた圏域構造への改善が課題となり、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）によって業務核都市制度が導入された。業務核都市においては、事業所、営業所等の民間の業務施設を集積させるため、その中核となる施設（中核的施設；研究施設、展示施設・見本市場施設、スポーツ・レクリエーション施設等）の整備を促進することとされ、税制特例、地方債特例等による支援が講じられた。

このような大都市圏政策により、法律上、他の圏域とは異なる国家戦略上の特別な位置付けを与えられた三大都市圏においては、三圏計画により、高速道路、鉄道、港湾、空港等の都市基盤が着実に整備されてきた。

(大都市圏政策の効果)

これまでの大都市圏政策の推進により、既成市街地等への集中傾向が緩和するとともに、産業の適正配置がある程度実現するなど、秩序ある圏域構造の形成に一定の効果がもたら

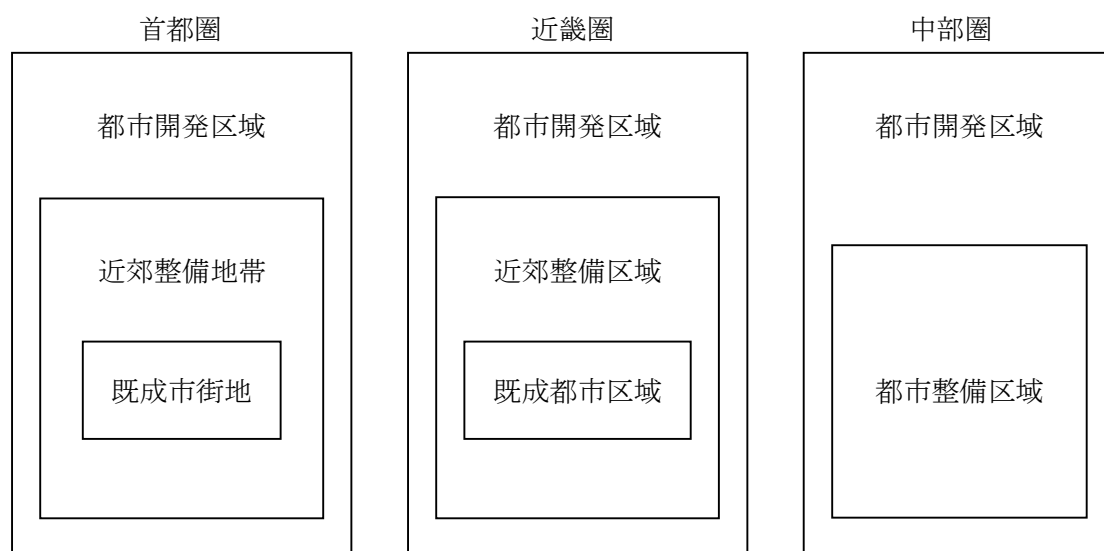
されている。例えば、大都市中心部への人口・産業の過度の集中抑制については、三大都市圏の中において中心部の人口増加が抑制され、郊外部において人口が増加している。また、製造品出荷額等の推移を見ても、工場等の立地規制のあった既成市街地等に比べ、近郊整備地帯等における伸び率が上回っている。また、大都市近郊の緑地保全については、大都市圏全体で緑地の減少傾向が続いているが、近郊緑地保全区域においては、市街化への圧力が強い中、緑地の減少は見られるものの、近郊緑地保全区域以外の近郊整備地帯等に比べてその減少率は少なくなっており、制度としては有効に機能してきている。

さらに、首都圏におけるバランスのとれた圏域構造の形成をめざした業務核都市制度においても、さいたまスーパーアリーナ、パシフィコ横浜、幕張メッセなど中核的施設の整備が進んでおり、昭和63年の制度創設以降、東京都区部を上回る人口・事業所数の増加が見られている。また、地域間トリップの状況において、中心部から放射方向だけでなく郊外・周辺部間でも活発な移動が見られており、業務核都市を核とする圏域形成が進展している。

2. 大都市圏整備制度の概要

1. 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）、近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）及び中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）に基づき、三大都市圏において政策区域の指定、三圏計画（首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画）の策定が行われ、この三圏計画において各圏域の基本的な整備の方向が示されることとなっている。

【政策区域の概念図】



2. 各圏域（近畿圏、中部圏においては各政策区域）の整備に関するより具体的な計画として、首都圏整備法、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）並びに中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）に基づき各種の建設計画（近畿圏近郊整備区域建設計画・都市開発区域建設計画、中部圏都市整備区域建設計画・都市開発区域建設計画）が作成されている。
3. 既成市街地、既成都市区域の外延部にある首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域並びに近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域においては、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和33年法律第98号）、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）に基づき、工業団地造成事業が実施されている。

また、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域並びに中部圏の都市整備区域（名古屋市の一部を除く。）及び都市開発区域においては、租税特別措置法に基づき、税制特例が措置されている。

4. 大都市圏における良好な自然の環境を有する緑地等を保全するため、首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づき近郊緑地保全区域が、近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき近郊緑地保全区域が指定されるなど、所要の措置が講じられている。
5. 筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）及び大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年法律第110号）に基づき、大都市圏内の特定の地域において、いわゆる大規模プロジェクトを関係者の調整を経て推進している。
6. 東京一極集中を是正し、多極分散型国土の形成を促進するため、多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）に基づき、地方の振興開発とともに、国の行政機関等の東京都区部からの移転等を推進し、東京圏について東京都区部への一極依存構造を是正し、その周辺地域に職住の近接した自立都市圏を形成するための業務核都市の整備を推進している。
7. 国会等の移転については、平成11年12月に国会等移転審議会において、国会等の移転先候補地の選定等に関する答申がまとめられ国会に報告がなされた。これを踏まえ国会において大局的な観点から移転について検討が進められているところである。

平成15年5月には衆議院、6月には参議院より移転についての中間報告が行われ、これを受けて国会等の移転に関する政党間両院協議会が設置され、さらに検討が進められているところである。
8. 大深度地下利用については、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成12年法律第87号）、大深度地下の公共的使用に関する基本方針（平成13年4月3日閣議決定）に基づき、制度を円滑に運用し大深度地下利用を促進するために、環境整備を推進している。

3. 大都市圏整備計画制度

3-1 大都市圏整備計画制度の沿革

1. 首都圏整備計画制度の沿革

(1) 首都建設法（昭和25年法律第219号）の制定

現在の首都圏整備計画制度が確立されるまでには、数十年にわたる歴史的積み重ねが行われてきている。まず、その土台となったのは、戦災復興期の昭和25年に制定された首都建設法である。

当時の東京は第2次世界大戦による徹底的な破壊からの復興に全力を投じていたが、一地方公共団体である東京都のみでなく、国家的な計画機関による強力な計画と財政措置が要請されていた。このような状況下で、東京都を新しく我が国の首都として十分にその政治・経済・文化等についての機能を発揮し得るよう計画し、建設することを目的とした首都建設法が制定され、その推進のため、総理府の外局として首都建設委員会が設けられることになった。

しかし、首都建設法が実際に施行されると、この法律が対象地域を東京都のみに限定したことの問題点が明らかになった。戦後の急速な経済復興に伴う首都への人口、産業の集中とこれに伴う環境の悪化が著しくなり、単に東京都の区域内の重要施設を計画的に整備するのみでは不十分で、周辺に積極的に工業都市、又は住居都市を発展せしめると共に既成市街地の近郊に緑地地帯を整備する政策の必要性が痛感されたのである。

(2) 首都圏整備法（昭和31年法律第83号）の制定

以上のような観点から、昭和31年4月に成立した首都圏整備法は、衛星都市の育成発展等の措置をとり、首都への産業及び人口の過度の集中を防ぐとともに、交通施設、住宅その他首都における重要な施設の整備を促進することを目的とするもので、東京都及びその周辺の地域を一体とした広域にわたる区域について総合的な都市建設を推進し、我が国の政治・経済・文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ろうとするものであった。また、広域にわたる総合的な計画を策定し、これに基づく事業の調整及び推進を強力に行うため、首都建設委員会に替わり、事業の調整を行う権限を有する首都圏整備委員会が設けられた。

当時の首都圏整備法による首都圏の整備の方針は、東京都の区域及びこれと社会的・経済的に密接な関連を有する周辺の地域を一体とした広域にわたる区域を対象とし、これを三つの大きな地域、すなわち既成市街地、近郊地帯及び周辺地域に分けて、各々整備を進めていくことであった。

まず、東京都の区域及びその周辺の地域、すなわち首都圏の範囲は、昭和32年12月の政令により、東京都、神奈川県、埼玉県及び千葉県の全域と、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の一部の地域と定められた。これは、東京の都心を中心として半径約100kmをもって画かれた範囲にあたる。

また、既成市街地は、形態的、機能的に首都圏の中心となる地域であり、東京都の特別区と武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市及び川口市のうち一部を除く地域が指定された。

近郊地帯には、既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅をもったグリーンベルト）を設定する必要のある区域として指定することとしたものであった。しかし、区域内の市街化を永久に停止させることになると映ったため反対が強く、近郊地帯を指定する政令を制定することができなかったので、昭和40年の首都圏整備法の改正で区域制度の変更が行われた。

さらに、当時の首都圏整備法では、既成市街地の周辺地域内の区域を市街地開発区域として指定し、工業都市又は住居都市として発展させる構想と、既成市街地内の区域を工業等制限区域として指定し、大規模な工場その他の人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する構想があった。これらの構想は、その後、各々の法律が制定されて実現した。

一方、首都圏整備法に基づく首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画という体系がとられた。基本計画は、首都圏内の人口規模、土地利用等の首都圏整備の基本となる事項に関する計画であり、昭和33年7月に策定された。

この基本計画のもとに、整備計画が策定された。整備計画は、既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域の整備に関する事項で、宅地の整備・道路・鉄道・軌道その他の重要施設の整備に関するもののうち根幹となるべきものに関する計画と、既成市街地と市街地開発区域間及び市街地開発区域相互間の交通施設の整備に関する事項のうち根幹となるべきものに関する計画とされていた。

前者についてはまず既成市街地整備計画が公共住宅、道路、鉄軌道等各施設毎に昭和33年7月より順次策定された。

また、後者については、昭和33年7月に首都圏内重要連絡幹線道路整備計画として策定された。

（3）首都圏市街地開発区域整備法（昭和33年法律第98号）の制定

首都圏整備法の市街地開発区域構想を具体的に推進するため、昭和33年4月に首都圏市街地開発区域整備法が制定された。この法律は、首都圏整備法の規定に基づき制定されたもので、首都圏の建設とその秩序ある発展に寄与するため、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関し必要な事項を定め、市街地開発区域を工業都市又は住居都市として発展させることを目的とするものであった。

また、この法律の制定とほぼ時を同じくして、相模原・町田地区及び八王子・日野地区が市街地開発区域として指定されたのをはじめとして、全部で18の区域が指定され、それぞれ、各施設に関する整備計画が順次策定された。

（4）首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和34年法律第17号）の制定

さらに昭和34年3月には、首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法

律が制定され、首都圏整備法における２つの構想、すなわち、一方では既成市街地における工場等の新設拡張制限、他方ではこれらの工場等の受入体制の整備という構想が具体化した。

（５）昭和３７年の首都圏市街地開発区域整備法の改正

市街地開発区域構想に基づき市街地開発区域を工業衛星都市として発展させるためには、工業団地の造成が適正かつ円滑に行われるとともに、首都圏整備計画に基づいた健全な発展をするために道路等の公共施設の整備、住宅の確保等を含めた総合的な街づくりの一環として行われることが必要である。このため、昭和３７年５月に首都圏市街地開発区域整備法を改正して、工業団地造成事業に関する規定を設け、工業団地造成事業を都市計画事業として行うこと、土地の収用権を付与すること等を定めた。

（６）昭和４０年の首都圏整備法の改正

既成市街地周辺部において市街地を遮断するための緑地として想定していた近郊地帯を指定できなかったこともあり、無秩序な面的市街化が急速に進行し、近郊地帯として予定されていた区域の緑地としての確保も十分行い得なかった。そこで、昭和４０年６月に首都圏整備法を改正し、既成市街地の周辺部分の相当広域（約５０km）な地域を近郊整備地帯として指定し秩序ある市街化を図るとともに、あわせて緑地の保全を図ることとした。また、市街地開発区域を都市開発区域と改め、工業都市または住居都市としての機能のみならず、研究学園都市その他の性格を有する都市としても発展せしめることができるものとした。

そのほか、整備計画において広域な通信体系及び水の供給体系についても定められることとした（これにより、昭和４６年４月には広域的な水の供給体系に関する整備計画が定められた。）。

（７）昭和４０年の首都圏市街地開発区域整備法の改正

首都圏整備法の改正に伴い、近郊整備地帯の計画的整備が必要となり、首都圏市街地開発区域整備法は、首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律に改められ、近郊整備地帯の整備についても適用されることになった。この改正により、工業団地造成事業も、近郊整備地帯で行われることとなった。

このため、昭和４１年５月に、千葉・市原・五井区域等７区域の市街地開発区域整備計画が、それぞれの区域が近郊整備地帯に指定されると同時にそのまま近郊整備地帯整備計画とされた。なお、残りの近郊整備地帯については、昭和４２年３月に整備計画が策定された。また、同様に、太田・館林区域等１１区域の市街地開発区域整備計画が、それぞれの区域が都市開発区域に指定されると同時にそのまま都市開発区域整備計画とされた。

（８）首都圏近郊緑地保全法（昭和４１年法律第１０１号）の制定

首都圏整備法が改正され、従来の近郊地帯に替わって、計画的に市街地を整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域を近郊整備地帯として指定することとしたので、緑地を保全する措置が必要となった。そのため、昭和４１年６月に首都圏近郊緑地保全法が制定され、同法に基づき近郊緑地保全区域を指定し、近郊緑地保全計画を

策定することとした。同計画は昭和42年3月より順次策定された。

(9) 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和41年法律第114号）の制定

首都圏及び近畿圏（昭和44年度より中部圏についても適用されるようになった。）における近郊整備地帯整備計画、都市開発区域整備計画等の実施の円滑化を図るため、国の財政上の特別措置を講じることとし、昭和41年7月に制定された（4財政上の特別措置等参照）。

(10) 国土庁の発足

昭和49年6月、国土の総合的な利用計画の策定及び実施を目途とする国土利用計画法（法律第92号）が制定され、同法を所管する行政機関として国土庁が新設されたことに伴い、首都圏整備委員会は、近畿圏整備本部及び中部圏開発整備本部とともに、同庁の大都市圏整備局として統合され、従前の事務がそのまま引き継がれることとなった（国土庁設置法第4条、第5条）。

(11) 整備計画の一本化

昭和52年3月に策定した整備計画以降、それまで別々に策定されていた各政策区域、各施設ごとの整備計画を一本化して策定することとなって、現在に至っている。

(12) 首都改造計画の策定

第三次首都圏基本計画（昭和51年）、第三次全国総合開発計画（昭和52年）を受けて、昭和54年度より策定調査を開始し、昭和60年5月に公表された。

業務核都市等の各都市を戦略的に育成し、これまでの東京都心部への一極依存構造にかわって多核多圏域型の地域構造を形成し、これを基礎として、東京大都市圏を連合的な都市圏として再構築することが改造の基本方針とされた。

また、交通・情報通信体系の整備、防災性の向上、業務管理機能の適正配置、一部政府機関の移転再配置、大都市産業の確立等が主要施策として掲げられた。

(13) 多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）の制定

第四次全国総合開発計画の基本的目標である多極分散型国土の形成を強力に推進するため、多極分散型国土形成促進法が制定され、国の行政機関等の移転等、振興拠点地域の開発整備及び業務核都市の整備のための具体的措置が講じられた。

また、同法に基づき、国の行政機関等の移転に関する基本方針、振興拠点地域基本構想の承認に当たっての基準及び業務核都市基本方針が順次策定された。

(14) 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の廃止

近年における既成市街地の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、その目的を達成するための手段としての有効性・合理性が低下したことから、平成14年7月に廃止された。

(15) 国土計画体系の改正に伴う首都圏整備計画体系の変更

平成17年の国土計画法体系の改正（平成17年法律第89号。国土総合開発法から国土形成計画法へ。）に伴い首都圏整備法についても一部改正が行われ、首都圏整備計画については国土形成計画と調和が保たれたものでなければならぬとされた。

また、改正前に首都圏整備計画を構成していた3つの計画（基本計画、整備計画、事業計画）のうち、基本計画と整備計画については「首都圏整備計画」として一本化され、事業計画については廃止された。これは新たな国土計画体系の下で、各大都市圏整備計画（首都圏、近畿圏及び中部圏）について国土交通大臣が定める計画を1本ずつに集約、簡素化するものであった。

2. 近畿圏整備計画制度の沿革

近畿圏は、西日本の中枢に位置し、常に我が国経済社会の発展の重要な一翼を担ってきたが、昭和30年代後半においては、京阪神の大都市において産業及び人口の過密化と周辺部の無秩序な市街化が進む一方、その外周部では多様な開発可能性を有する地域が存在した。このため、一方では、大都市とその周辺部を整備して、市街地の無秩序な膨張を防止しつつ、他方、外周部においては自然環境との調和を図りながら、地域開発の拠点としての魅力ある都市の育成、整備を図ることが必要となった。

この要請に答えるため、昭和38年7月、「近畿圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、首都圏と並ぶ我が国の経済、文化等の中心としてふさわしい近畿圏の建設とその秩序ある発展を図ること」を目的として近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）が制定された。

同法に基づき、政策区域として既成都市区域、近郊整備区域、都市開発区域及び保全区域が指定され、近畿圏整備計画としての基本整備計画及び事業計画が策定されることになった。

近畿圏整備法の目的を達成するため、まず、昭和39年7月に大都市の周辺部と外周部における地域の開発の拠点としての魅力ある都市を整備・開発するための具体的手法を規定した近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）が制定され、同法に基づき各区域ごとの建設計画が策定されることになり、基本整備計画及び事業計画並びに建設計画という体系がとられるようになった。同法には、工業団地造成事業に関する事項も規定された。さらに、既成の市街地の膨張抑制策の具体的手法の一つとして、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和39年法律第144号）を制定し、既成都市区域内の政令で定められた工場等制限区域における工場等の新設、増設等を制限することとした。

また、昭和42年7月に制定された近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づいて各保全区域ごとに保全区域整備計画が策定されているほか、既成都市区域の近郊において特に保全効果の高い緑地について近郊緑地保全区域の指定がなされている。

なお、近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律については、近年における既成都市区域の産業及び人口の集中に関する社会経済情勢の変化にかんがみ、その目的を達成するための手段としての有効性・合理性が低下したことから、平成14年7月に廃止された。

平成17年12月には、国土計画体系の改正（国土総合開発法から国土形成計画法へ）に伴い近畿圏整備法についても一部改正が行われた。これにより、近畿圏整備計画は、国土形成計画と調和が保たれたものでなければならぬとされた。また、事業計画が廃止され、近畿圏整備計画の一本に整理された。

3. 中部圏開発整備計画制度の沿革

中部圏は、国土のほぼ中央に首都圏と近畿圏の中間に位置した我が国第3の大都市圏であり、名古屋大都市地域においては計画的な整備を図り、産業・人口の無秩序な集中による過密の弊害を未然に防止するとともに、内陸及び日本海側に連なる地域を含めて、1個の有機的な経済圏として一体的に開発し、それぞれの特性を生かして、人口配置、産業立地の適正化を図り、健全にして均衡ある地域開発を図ることが必要な地域である。

このような中部圏の役割は、我が国の地域開発計画について助言するために昭和39年4月に来日したワイズマン国連調査団によっても注目され、その報告書において「関東と近畿を結ぶ東西の強力な流れの中間にある中部において、南北の流れを創り出し、各地域の均衡のとれた発展を図るべきこと」が勧告された。

これを契機として地方政財界、学界等を中心として中部圏の開発と整備に関する立法措置を要請する声が高まり、昭和41年7月、「中部圏の開発整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、中部圏の建設とその均衡ある発展を図り、あわせて社会福祉の向上に寄与することを目的」として中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）が制定された。

同法に基づき、政策区域として、都市整備区域、都市開発区域及び保全区域が指定され、中部圏開発整備計画としての基本開発整備計画及び事業計画が策定されることになった。

昭和42年7月には、中部圏開発整備法の目的を達成するための具体的手法を規定した中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）が制定され、同法に基づき、都市整備区域及び都市開発区域の各区域ごとに建設計画、保全区域には保全区域整備計画が策定されることとなり、基本開発整備計画、建設計画（保全区域整備計画）及び事業計画という体系がとられるようになった。

なお、中部圏開発の拠点ともいうべき都市整備区域、都市開発区域及び保全区域においては、首都圏・近畿圏の区域内で行われている工業団地造成事業の施行及び近郊緑地特別保全地区の制限のような強制力をもつ具体的な手段に欠けているが、これは、中部圏の開発整備が、過密対策を主とする首都圏及び近畿圏とは目的を異にしていることなどによるものである。

平成17年12月には、国土計画体系の改正（国土総合開発法から国土形成計画法へ）に伴い中部圏開発整備法についても一部改正が行われた。これにより、中部圏開発整備計画は、国土形成計画と調和が保たれたものでなければならぬとされた。また、事業計画が廃止され、中部圏開発整備計画の一本に整理された。

3-2 政策区域の指定状況

圏名	政策区域	箇所数	面積(k㎡)	関係市町村	区域の性格
首都圏	既成市街地	1	959	東京都特別区、武蔵野市、三鷹市、横浜市、川崎市、川口市 (1特別区5市)	産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る区域
	近郊整備地帯	1	6,734	八王子市、川越市、千葉市、横須賀市、龍ヶ崎市等 (111市28町)	既成市街地の近郊で無秩序な市街地化を防止するため、計画的な市街地として整備し、あわせて緑地を保全する必要がある区域
	近郊緑地保全区域	19	159	横須賀市、八王子市、上尾市、千葉市等 (34市5町)	近郊整備地帯内の緑地のうち、その保全によって首都等の住民の健全な心身の保持、増進等を図る区域
	都市開発区域	19	5,518	熊谷市、土浦市、甲府市、太田市、大田原市等 (41市17町1村)	工業都市、住居都市等として発展させる区域
畿圏	既成都市区域	1	433	京都市、大阪市、守口市、東大阪市、堺市、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市 (9市)	産業及び人口の過度の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る区域
	近郊整備区域	4	3,820	宇治市、岸和田市、伊丹市、奈良市等 (62市29町2村)	既成都市区域の市街地の無秩序な拡大を防止するため、計画的な市街地として整備する区域
	都市開発区域	6	6,458	福井市、大津市、福知山市、姫路市、和歌山市、伊賀市等 (44市22町)	工業都市、住居都市等として発展させる区域
	保全区域	21	5,046	敦賀市、舞鶴市、四日市市、桜井市、新宮市、大津市、豊岡市等 (87市42町12村)	文化財を保存し、緑地を保全し、又は観光資源を保全し、若しくは開発する区域
	近郊緑地保全区域	6	815	高槻市、宝塚市、五條市、橋本市等 (40市13町1村)	保全区域内の緑地のうち、その保全によって既成都市区域等の住民の健全な心身の保持、増進等を図る区域

圏名	政策区域	箇所数	面積(km ²)	関係市町村	区域の性格
中部圏	都市整備区域	1	2,990	名古屋市、岡崎市、四日市市等 (36市16町1村)	産業開発の程度が高く、経済発展が予想される地域で、計画的に基盤整備を行う区域
	都市開発区域	13	11,127	富山市、金沢市、福井市、長野市、岐阜市、沼津市、津市、彦根市等 (72市33町2村)	産業都市等として開発整備する区域
	保全区域	18	12,443	魚津市、大町市、大野市、熱海市、鳥羽市、七尾市、敦賀市、瑞浪市、犬山市等 (89市58町27村)	観光資源を保全し若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する区域

(注) 1. 関係市町村には、市町村の一部が区域指定されているものも含む。

2. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。

3. 市町村数は令和2年4月1日現在である。

3-3 政策区域の指定及び変更の経緯

	首都圏	近畿圏	中部圏
昭和30	32.12 既成市街地の指定 34. 3 工業等制限区域の指定 33. 8, 34. 5, 35. 4, 36. 5, 36. 11, 37. 12, 38. 8, 39. 12 市街地開発区域（現在の近郊整備地帯及び都市開発区域の前身）の指定 39. 12 工業等制限区域の拡大		
40	41. 5 近郊整備地帯及び都市開発区域の指定 41. 11, 12 都市開発区域（筑波等4区域）の指定 42. 2 近郊緑地保全区域（武山等10区域）の指定 42. 9 都市開発区域（鹿島）の指定	40. 5 既成都市区域、近郊整備区域（4地区）、都市開発区域（6区域）、保全区域（20区域）及び工場等制限区域の指定	
	44. 3 近郊緑地保全区域（円海山・北鎌倉等4区域）の指定	43. 2 近郊緑地保全区域（六甲等5区域）の指定	43. 11 都市整備区域、都市開発区域（13区域）及び保全区域（18区域）の指定
	44. 6 既成市街地での旧都市計画法上の緑地地域の除外規定の廃止 45. 5 都市開発区域の指定（大田原等2区域）、変更（太田・館林等5区域）	44. 4 保全区域（若狭湾等14区域）の変更、近郊緑地保全区域の指定（京都区域）及び変更（六甲等3区域）、近郊整備区域（京都等4地区）、都市開発区域（福井敦賀等4区域）及び既成都市区域の変更 45. 6 近郊整備区域（京都）の変更並び	

50	城) 及び統合 (真岡等2区域) 並びに近郊緑地保全区域 (行徳) の指定	に都市開発区域の指定 (伊賀)、変更 (琵琶湖東部等5区域) 及び指定解除 (伊勢)	46. 5 都市開発区域 (東駿河湾等2区域) の変更
	46. 4 近郊緑地保全区域の指定 (剣崎・岩堂山) 及び変更 (相模原)	46. 3 保全区域の指定 (氷ノ山) 及び変更 (六甲等2区域)、近郊緑地保全区域 (六甲等2区域) の変更並びに近郊整備区域 (兵庫) の変更	46. 7 保全区域 (越前加賀海岸) の変更
	47. 9 工業等制限区域の拡大	46. 7 都市開発区域 (福井敦賀) 及び保全区域 (越前海岸) の変更	47. 6 都市開発区域 (伊勢) 及び保全区域 (上信越高原等6区域) の変更
	47. 10 既成市街地の拡大及び近郊整備地帯の変更 (武蔵野市の全域指定等)	47. 7 近郊整備区域 (奈良等2地区) 及び都市開発区域 (福井敦賀等3区域) の変更、保全区域 (赤目室生月瀬等3区域) の拡大並びに近郊緑地保全区域 (北摂連山等2区域) の変更	
	48. 6 近郊緑地保全区域 (君津等2区域) の指定	49. 6 工場等制限区域の拡大	
	48. 9 都市開発区域の指定 (下館・結城等2区域) 及び変更 (前橋・高崎等5区域)	53. 12 近郊整備区域 (奈良) 及び都市開発区域 (福井敦賀) の変更	
	52. 9 近郊緑地保全区域 (円海山・北鎌倉等2区域) の変更	61. 7 近郊緑地保全区域 (金剛生駒等2区域) の変更	
	2. 9 近郊整備地帯の拡大 (嵐山町・富里町等4区域)	9. 10 近郊整備区域 (兵庫)、保全区域 (六甲) 及び近郊緑地保全区域 (六甲) の変更	
	2. 9 都市開発区域の指定 (本庄)、変更 (土浦・阿見)	14. 7 工場等制限区域の廃止	
	14. 7 工業等制限区域の廃止	21. 7 近郊緑地保全区域 (和泉葛城) の変更	
平成	17. 9 近郊緑地保全区域 (小網代) の指定		
	18. 12 近郊緑地保全区域 (円海山・北鎌倉) の変更		

3-4 政策区域の面積及び人口

1. 首都圏

(単位: km²、千人)

政策区域名			面積	人口	政策区域名			面積
既成市街地			959	15,082	近郊整備地帯			158.6
	東京都区部		595	9,273		武蔵野市・三鷹市		3.3
	武蔵野市・三鷹市		23	332		(神奈川県)		
	横浜市・川崎市		324	4,900		衣笠・大楠山		9.6
	川口市		17	578		(神奈川県)		
近郊整備地帯	茨城県		6,734	19,933	近郊整備地帯	逗子・葉山		10.9
	茨城県		617	548		(神奈川県)		
	埼玉県		2,135	6,031		相模原		6.4
	上記のうちさいたま市		218	1,264		(神奈川県)		
	千葉県		1,757	5,308		多摩丘陵北部		2.6
	上記のうち千葉市		272	972		(東京都)		
	東京都		807	3,877	近郊整備地帯	滝山		4.9
都市圏	神奈川県		1,418	4,168		(東京都)		
	合計		5,518	5,976		狭山		16.1
	茨城県計		2,008	1,841		(東京都)		7.3
	水戸・日立		702	806		(埼玉県)		8.8
	鹿島		203	162		荒川		33.0
	石岡		63	76		(埼玉県)		
	土浦・阿見		275	230		安行		5.8
	古河・総和		74	141		(埼玉県)		
	筑波		285	227		東千葉		7.3
	下館・結城		406	199		(千葉県)		
	栃木県計		1,969	1,729		円海山・北鎌倉		11.0
	宇都宮		984	857		(神奈川県)		
	佐野・足利		308	268		牛久沼		4.5
	栃木		273	159		(茨城県)		
	小山		256	251		平林寺		0.7
	大田原		148	193		(埼玉県)		
	群馬県計		1,023	1,585		入間		4.0
	前橋・高崎		504	1,018		(埼玉県)		
	太田・館林		347	401		行徳		0.8
	桐生		172	166		(千葉県)		
発	埼玉県計		267	503		剣崎・岩堂山		6.2
	熊谷・深谷		142	343		(神奈川県)		
	秩父		88	82		君津		6.4
	本庄		37	78		(千葉県)		
	山梨県計					利根川・菅生沼		24.5
区域	甲府		251	318		(千葉県)		8.6
						(茨城県)		15.9
						小網代		0.7
						(神奈川県)		

(注) 1. 人口は『平成27年国勢調査』(総務省統計局)(平成27年10月1日現在)

2. 人口は指定されている市町村全域の集計である。

3. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。

4. 近郊整備地帯の面積等は近郊緑地保全区域を含んだ値である。

5. 合計が一致しないのは、数値の四捨五入の関係による。

2. 近畿圏

(単位: km²、千人)

政 策 区 域 名			面 積	人 口	政 策 区 域 名			面 積
既 成 都 市 区 域	京 都 市		433	7,253	保 全 区	京 都 府		272
	大 阪 市		74	1,189		北 摂 連 山	(京 都 府)	267
	大 阪 市 を 除 く 大 阪 府 下		208	2,691		金 剛 生 駒	(大 阪 府)	154
	神 戸 市		36	1,485		和 泉 葛 城	(兵 庫 県)	114
	神 戸 市 を 除 く 兵 庫 県 下		65	852		瀬 戸 内 海	(大 阪 府)	169
近 郊 整 備 区 域	京 都 府		50	1,036	全 区	六 甲	(大 阪 府)	115
	大 阪 府		3,820	8,512		氷 山	(奈 良 県)	54
	兵 庫 県		873	1,096		平 城 山 の 辺	(大 阪 府)	255
	奈 良 県		1,190	4,663		矢 田 斑 鳩	(和 歌 山 県)	137
			812	1,407		藤 原 飛 鳥	(和 歌 山 県)	118
合 計			945	1,347	域	高 野 竜 神		72
	福 井 県		6,458	4,906		白 浜 田 辺	(大 阪 府)	0
	滋 賀 県		1,174	653		枯 木 灘 海 岸	(兵 庫 県)	67
	琵琶湖東部		1,211	1,356			(和 歌 山 県)	5
	京都府		629	215			(和 歌 山 県)	135
開 発 区 域	京都府		2,020	1,766	近 郊 緑 地 保 全 区 域	京 都 府		816
	和 歌 山 県		1,014	747		北 摂 連 山	(京 都 府)	69
	三 重 県		410	169		金 剛 生 駒	(大 阪 府)	211
	伊 賀 県		73			和 泉 葛 城	(兵 庫 県)	97
	越 前 海 岸		219			六 甲	(大 阪 府)	114
保 全 区 域	(福 井 県)		153		全 区 域	和 泉 葛 城	(奈 良 県)	157
	(福 井 県)		66			和 泉 葛 城	(奈 良 県)	111
	(京 都 府)		293			和 泉 葛 城	(奈 良 県)	45
	(三 重 県)		121			和 泉 葛 城	(大 阪 府)	239
	(滋 賀 県)		172			和 泉 葛 城	(和 歌 山 県)	127
赤 目 室 生 月 瀬	(三 重 県)		594		域	六 甲	(和 歌 山 県)	112
	(三 重 県)		465			矢 田 斑 鳩	(兵 庫 県)	131
	(奈 良 県)		129				(奈 良 県)	9
	(三 重 県)		520					
	(三 重 県)		559					
吉 野 熊 野	(三 重 県)		140		合 計			
	(奈 良 県)		313					
	(和 歌 山 県)		107					
	琵琶湖		890					
	(滋 賀 県)		75					
山 陰 海 岸	(京 都 府)		13					
	(兵 庫 県)		62					

(注) 1. 人口は『平成27年国勢調査』(総務省統計局)(平成27年10月1日現在)

2. 人口は指定されている市町村全域の集計である。

3. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。

4. 保全区域の面積は近郊緑地保全区域を含んだ値である。

5. 合計が一致しないのは、数値の四捨五入の関係による。

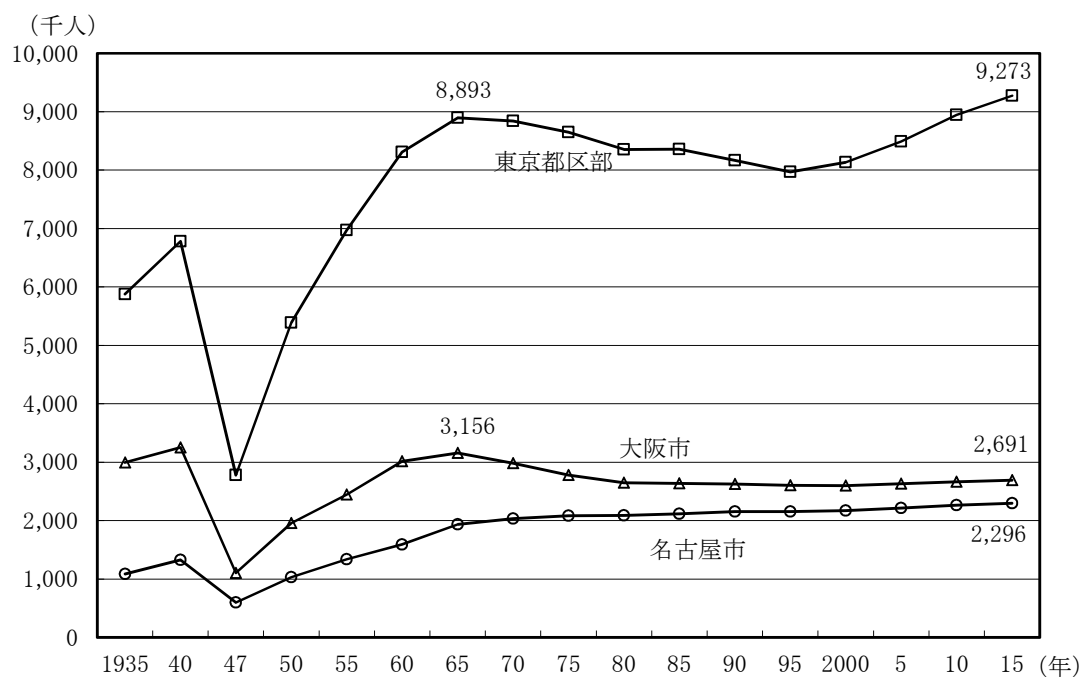
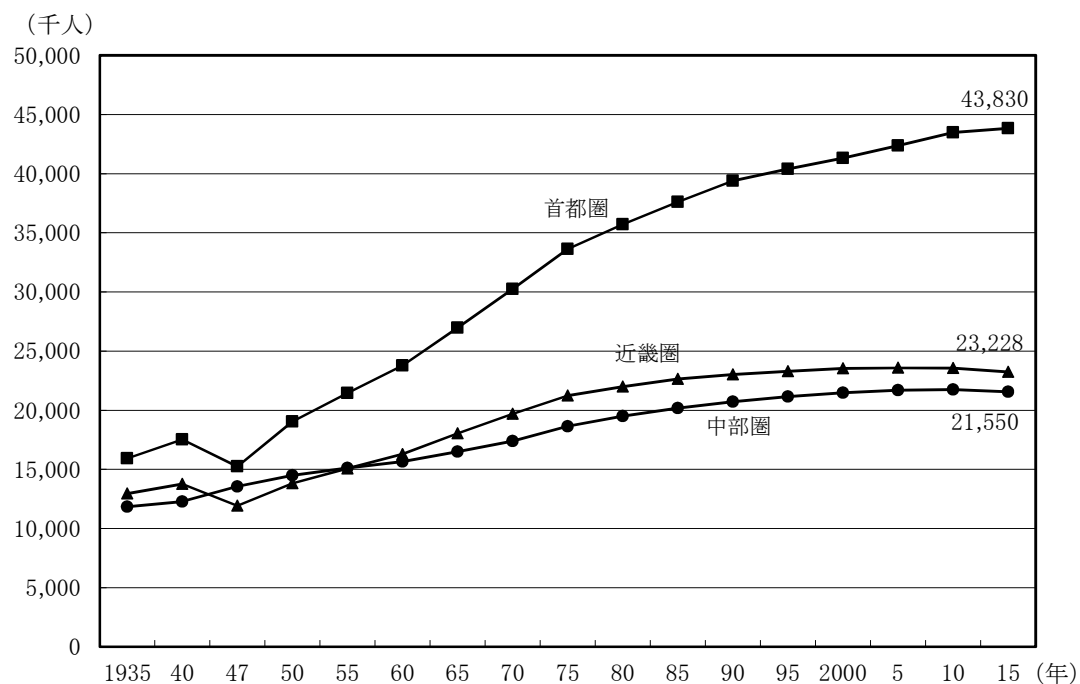
3. 中部圏

(単位: km²、千人)

政 策 区 域 名			面 積	人 口	政 策 区 域 名			面 積
都 市 整 備 区 域	都 市 整 備 区 域		2,990	7,280	保 全 区 域	南 ア ル プ ス		266
	名古屋市		326	2,296		(長野県)		146
	名古屋市を除く愛知県下		2,254	4,430		(静岡県)		120
	三重県		410	554		富士伊豆		1,484
	合 計		11,127	10,273		(静岡県)		
	都 市 開 発 区 域	富 山 県				伊 勢 志 摩		520
		富 山 ・ 高 岡	778	766		(三重県)		
		石 川 県				能 登 半 島		98
		金 沢 ・ 小 松	804	890		(富山県)		11
		福 井 県				(石川県)		87
		福 井 ・ 坂 井	636	405		越 前 加 賀 海 岸		90
		長 野 県 計	1,277	926		(石川県)		17
		長 野 ・ 上 田	785	715		(福井県)		73
		伊 那 谷	492	211		八 ヶ 岳 中 信 高 原		471
		岐 阜 県 計	2,201	1,915		(長野県)		
		岐 高 山	2,061	1,826		飛 騨 木 曽 川		182
		静 岡 県 計	140	89		(岐阜県)		145
		東 駿 河 湾	3,499	3,489		(愛知県)		37
		西 駿 河 湾	1,226	1,005		三 河 湾		82
		遠 州	1,100	1,161		(愛知県)		
		愛 知 県	1,173	1,323		鈴 鹿		293
		東 三 河	675	748		(三重県)		121
		三 重 県				(滋賀県)		172
		伊 勢	894	841		天 竜 奥 三 河		504
		滋 賀 県				(長野県)		85
保 全 区 域	合 計		363	292		(静岡県)		48
	保 全 区 域	琵 琶 湖 東 北 部				(愛知県)		370
		中 部 山 岳	12,443			中 央 ア ル プ ス		354
		(富山県)	3,167			(長野県)		
		(長野県)	752			揖 斐 伊 吹		1,252
		(岐阜県)	822			(岐阜県)		870
		白 山	1,594			(滋賀県)		382
		(富山県)	1,856			浜 名 湖		162
		(石川県)	54			(静岡県)		
		(福井県)	256			愛 知 高 原		316
		(岐阜県)	566			(愛知県)		
		上 信 越 高 原	980			赤 目 青 山 香 肌 峡		464
		(長野県)	883			(三重県)		

- (注) 1. 人口は『平成27年国勢調査』(総務省統計局)(平成27年10月1日現在)
2. 人口は指定されている市町村全域の集計である。
3. 面積は政策区域指定時のものである。ただし、変更されている区域については、最新の変更時のものである。
4. 愛知高原区域の面積は都市整備区域と重複している区域を含んだ値である。
5. 合計が一致しないのは、数値の四捨五入の関係による。

＜大都市圏人口の推移＞



資料) 「国勢調査」 (総務省)

注 1) 近畿圏と中部圏は、いずれも福井県、三重県、滋賀県を含む。

注 2) 各調査年の境域による。

3-5 政策区域に関連する諸制度の概要

- ・○印は原則として当該政策区域全域について適用があるものである。
 ・△印は当該政策区域のうち、特に指定された区域について適用があるものである。

事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市街地	近郊整備地帯	都市開発区域	既成都市区域	近郊整備区域	都市開発区域	都市整備区域	都市開発区域
1. 工業等関係制度 (1) 工業等制限 (廃止) (工業等制限区域について、工場及び大学等の新設及び増設を制限する。) (2) 工業再配置 ① 移転促進地域 (廃止) (過度に工業が集積している地域から集積度の低い地域への工場の移転、新增設を推進する。) ② 工業団地造成事業の施行	・旧首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律 ・旧近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律 旧工業再配置促進法 ・首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 ・近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律	△ (政令で定める区域)			△ (政令で定める区域)				
		○			○ (工業用埋立地、京都市の区域等を除く。) ○ (用途地域が工業専用地域であること。) ○				名古屋市の一部 (首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令第一条に規定する区域をいう。以下同じ。)のみ
2. 地域振興関係制度 (1) 業務核都市の整備 (東京圏における諸機能の適正配置をはかるため、東京圏の東京都区部以外の地域において中核となるべき都市について業務施設を集積させる。) (2) 業務核都市の整備	多極分散型国土形成促進法	△ (東京都区部を除く)	○	△					
				(筑波地区、土浦・阿見地区、熊谷・深谷地区のみ)					

事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
(2) 振興拠点地域の開発・整備 〔地域の特性に即した産業・文化等に関する特色ある機能を集積させる。〕 (3) 高度技術工業集積地域の開発促進(廃止) 〔高度技術に立脚した工業開発を促進する。〕 (4) 総合保養地域の整備 〔国民が余暇等を利用して滞りつつ行うスポーツ、レクリエーション等の多様な活動に資するための総合的な機能の整備を促進する。〕 (5) 産業の高度化に特に寄与する事業の集積促進(廃止) (研究所、ソフトウェア業等産業の「頭脳部分」を集積させる。)	〃 旧高度技術工業集積地域開発促進法 総合保養地域整備法 旧地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律		△ (1)以外の地域			○	○	△ 〔名古屋市の一部を除く〕	○
			△ (適用除外される市町村を個々に政令で指定)	○		△	○	△	○
			○	○		○	○	△ 〔名古屋市の一部を除く〕	○
				○			○		○
3. 都市計画関係制度 (都市計画の特例) (1) 都道府県(指定都市)が定める都市計画 〔広域の見地から決定すべき地域地区〕	都市計画法	○	○		○	○		○	
(2) 都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域 (3) 線引きの義務づけ、許可を要しない開発行為の規模		○	○	△ 〔国土交通大臣が指定する区域〕	○	○	△ 〔国土交通大臣が指定する区域〕	○ 〔国土交通大臣が指定する区域〕	△ 〔国土交通大臣が指定する区域〕

事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
4. 住宅・宅地関係 制度 (1) 大都市地域の 宅地供給 ①大都市地域に おける大量の住 宅地の供給と良 好な住宅街区の 整備を図るため、 特定土地画整 理事業及び住宅 街区整備事業を 行う ②大量の住宅地 の円滑な供給及 び鉄道新線の着 実な整備を行う。 ③良質な住宅地 の円滑な供給を 図る。	大都市地域にお ける住宅及び住 宅地の供給の促 進に関する特別 措置法 大都市地域にお ける宅地開発及 び鉄道整備の一 的推進に関する 特別措置法 大都市地域にお ける優良宅地開 発の促進に関す る緊急措置法	○	○		○	○		○	
		○	○	△ 〔左の周 辺の区 域〕	○	○	△ 〔左の周 辺の区 域〕		
		○	○	△ 〔政令で 定める 区域〕	○	○	△ 〔政令で 定める 区域〕	○	△ 〔政令で 定める 区域〕
(2) 農住組合 〔大都市地域の 市街化区域内農 地の所有者等が 組合を設け、当 該農地を住宅地 等へ転換するた めの事業を行う。〕	農住組合法	○	○	○	○	○	○	○	○
5. 財政上の特別措 置（平成 20 年 3 月 31 日まで） 〔補助率のかさ 上げ、起債の特 別許可及び利子 補給〕	首都圏、近畿圏 及び中部圏の近 郊整備地帯等の 整備のための国 の財政上の特別 措置に関する法 律		○	○		○	○	△ 〔名古屋 市の一 部を除 く。〕	○

事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市街地	近郊整備地帯	都市開発区域	既成都市区域	近郊整備区域	都市開発区域	都市整備区域	都市開発区域
6. 税制上の特別措置 (1) 固定資産税、不動産取得税の不均一課税に伴う地方交付税による減収補てん措置 〔近畿・中部は、平成 26 年 3 月 31 日で廃止。首都圏は、指定から 5 年間。〕	首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律 近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律			○			○		○
(2) 特定の事業用資産の買換えの特例 ① 既成市街地等の内から外へ	租税特別措置法	○	△ 〔市街化区域〕	△ 〔市街化区域等〕	○	△ 〔市街化区域〕	△ 〔市街化区域等〕	△ 名古屋市の一部及び市街化区域	△ 〔市街化区域等〕
② 工業団地造成事業敷地の外から内へ（平成 25 年度までで廃止）	〃	(工業団地造成事業敷地)			(工業団地造成事業敷地)				
③ 都市開発区域の外から内へ（平成 25 年度までで廃止）	〃			△ 〔市街化区域等〕			△ 〔市街化区域等〕		△ 〔市街化区域等〕
④ 市街地再開発ビルへの買換え	〃	○	△ 〔再開発方針策定都市及び県庁所在都市の DID の区域〕	△	○	△ 〔再開発方針策定都市及び県庁所在都市の DID の区域〕	△	△	△
⑤ 既成市街地等内の高層化に伴う買換え	〃	○	○	○ (市街化区域内)	○	○	○ (市街化区域内)	○ (市街化区域内)	○ (市街化区域内)
⑥ 木賃住宅から中高層賃貸住宅への買換え	〃	○	△ 〔DID 地区〕		○	△ 〔DID 地区〕		△ 名古屋市の一部及びその他の DID 地区	

事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
(3)中高層耐火建築物等の建設のための買換えの特例	租税特別措置法								
①特定民間再開発事業に伴う立体買換え	〃	○	△ (再開発方針の2号地区及び高度利用地区等)	△	○	△ (再開発方針の2号地区及び高度利用地区等)	△	△	△
②既成市街地等内における土地等の中高層耐火共同住宅の建設のための買換え及び交換	〃	○	△ (国土交通大臣が指定)		○	△ (国土交通大臣が指定)		△ (名古屋市の一部並びにその他の国土交通大臣が指定する区域)	
(4) 特別土地保有税の非課税※ (一定の要件を満たす製造用設備に係る工場用敷地)	地方税法			○			○		○
(5) 事業所税の徴収	〃	○	他に、政令指定都市、人口 30 万人以上の都市のうち政令で指定するものにも適用						
(6) 特定市街化区域農地									
①固定資産税の適正化 (宅地並み課税)	地方税法	○	△ (市の区域)		○	△ (市の区域)		△ (市の区域)	
②宅地化を促進するための租税の軽減措置等	特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法	○	△ (同上)		○	△ (同上)		△ (同上)	
7. 融資制度									
(1) 新住宅市街地開発事業等により建設される関連利便施設の建設、関連公共施設の整備に必要な資金に対する融資条件の緩和(廃止)	旧住宅金融公庫法	○	○	△ (近郊整備区域等に隣接するもの)	○	○	△ (近郊整備区域等に隣接するもの)	○	△ (都市整備区域に隣接するもの)

※ 平成15年度税制改正において、特別土地保有税については、平成15年度以降、課税は行わないものとされた。

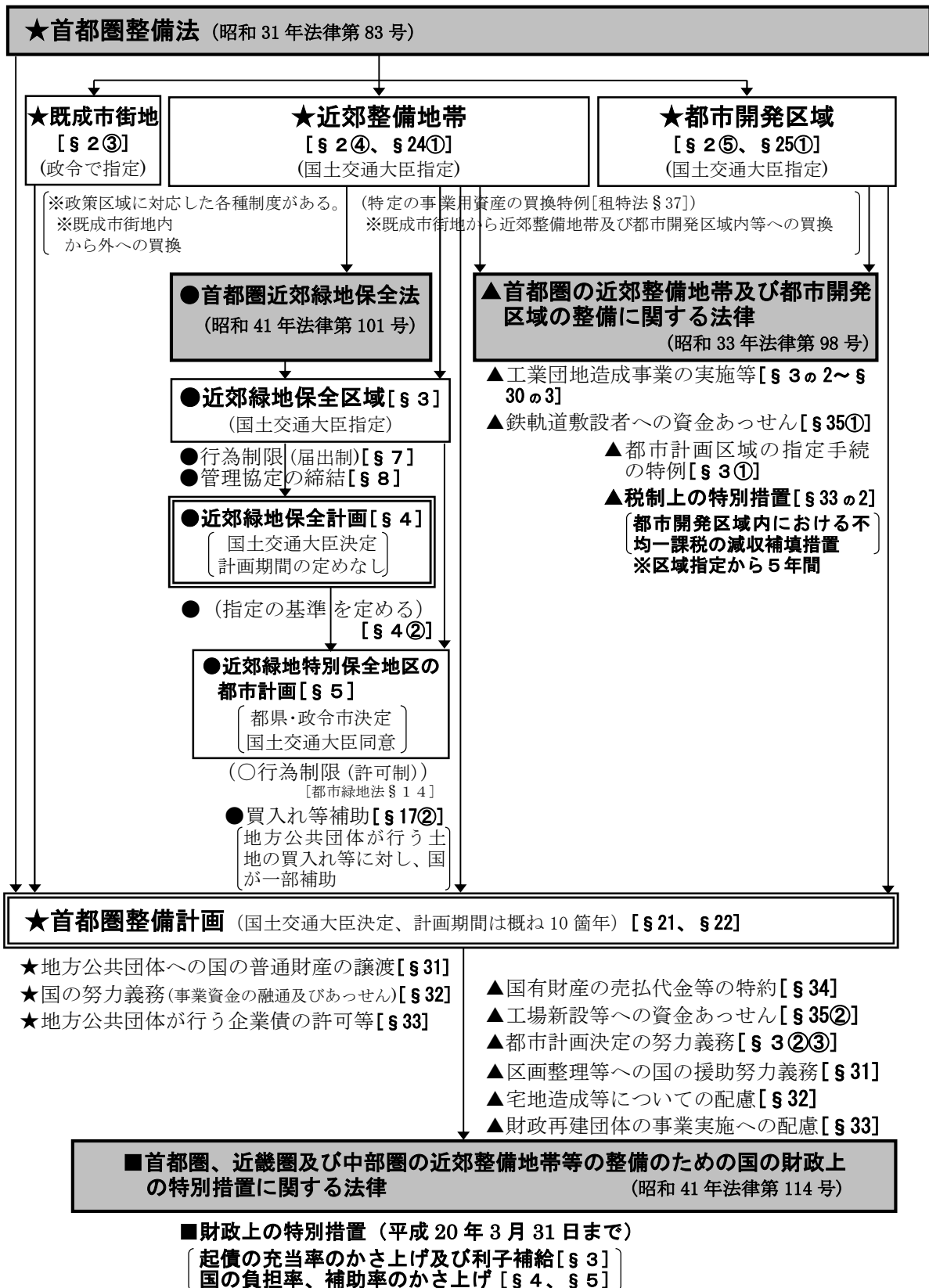
事 項	根 拠 法	関連する政策区域名							
		首 都 圏			近 畿 圏			中 部 圏	
		既成市 街地	近郊整 備地帯	都市開 発区域	既成都 市区域	近郊整 備区域	都市開 発区域	都市整 備区域	都市開 発区域
(2) 都市開発資金 の融資 都市機能更新 用地(再開発等の 面整備事業の種 地等)	都市開発資金の 貸付けに関する 法律	○ (高度利 用地区 等内)	△ (高度利 用地区 等内で 既成市 街地に 隣接す るもの)		○ (高度利 用地区 等内)	△ (高度利 用地区 等内で 既成市 街地に 隣接す るもの)			
(3) 農住利子補給 制度 (農地の所有者 が農地を転用し て行う賃貸住宅 の建設等に要す る資金の融通に 対するもの)	農地所有者等賃 貸住宅建設融資 利子補給臨時措 置法	○ (市	○ 街	○ 化	○ 区	○ 域	○ 内	○ で	○ あ
								○ る	○ こ
									○ と
									○ 。)

3-6 大都市圏整備計画の体系

	首都圏	近畿圏	中部圏
整備計画等	首都圏整備計画 (趣旨) 人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項、政策区域の整備に関する根幹的事項を定める。 ○国土交通大臣決定 ○現行計画 H28. 3. 29 国土交通大臣決定 (第1部) 概ね10年間 (第2部) 概ね5年間	近畿圏整備計画 (趣旨) 基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める。 ○国土交通大臣決定 ○現行計画 H28. 3. 29 国土交通大臣決定 (第1部) 概ね10年間 (第2部) 概ね5年間 ○毎年進捗の状況を公表する。	中部圏開発整備計画 (趣旨) 基本方針、根幹的施設の整備に関する事項を定める。 ○国土交通大臣決定 ○現行計画 H28. 3. 29 国土交通大臣決定 (第1部) 概ね10年間 (第2部) 概ね5年間 ○毎年進捗の状況を公表する。
建設計画	○毎年度、策定及び実施に関する状況を国会に報告するとともに、公表する。	建設計画 〔 近郊整備区域 都市開発区域 〕 (趣旨) 政策区域ごとに、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める。 ○知事作成、国土交通大臣同意 ○現行計画 H18. 7. 19 知事作成、 国土交通大臣同意 計画期間 H18～概ね5年間 ※ 建設計画は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により「義務付け」から「できる」規定となった(H23. 8. 30 施行)。	建設計画 〔 都市整備区域 都市開発区域 〕 (趣旨) 政策区域ごとに、基本構想、人口、産業の規模、土地利用、施設整備の大綱を定める。 ○知事作成、国土交通大臣同意 ○現行計画 H18. 7. 19 知事作成、 国土交通大臣同意 計画期間 H18～概ね5年間 ※ 建設計画は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)により「義務付け」から「できる」規定となった(H23. 8. 30 施行)。
保全区域整備計画等	近郊緑地保全計画 (趣旨) 近郊緑地保全に関する事項、施設整備に関する事項、近郊緑地特別保全地区の指定基準に関する事項等を定める。 ○国土交通大臣決定 ○現行計画 S42. 3. 2 (10 地区) S44. 4. 10 (4 地区) S45. 6. 6 (1 地区) S46. 5. 13 (1 地区) S48. 7. 3 (2 地区) S52. 10. 5 (1 地区変更) 内閣総理大臣決定 H17. 9. 22 (1 地区) H19. 2. 14 (1 地区変更) 国土交通大臣決定	保全区域整備計画 (趣旨) 基本構想、土地利用に関する事項、施設整備に関する事項等を定める。 ○知事作成(近郊緑地保全区域を含む計画については国土交通大臣同意) ○現行計画 S57. 9. 28 知事作成、 内閣総理大臣承認	保全区域整備計画 (趣旨) 基本構想、土地利用に関する事項、施設整備に関する事項等を定める。 ○知事作成 ○現行計画 S57. 9. 28 知事作成、 内閣総理大臣承認

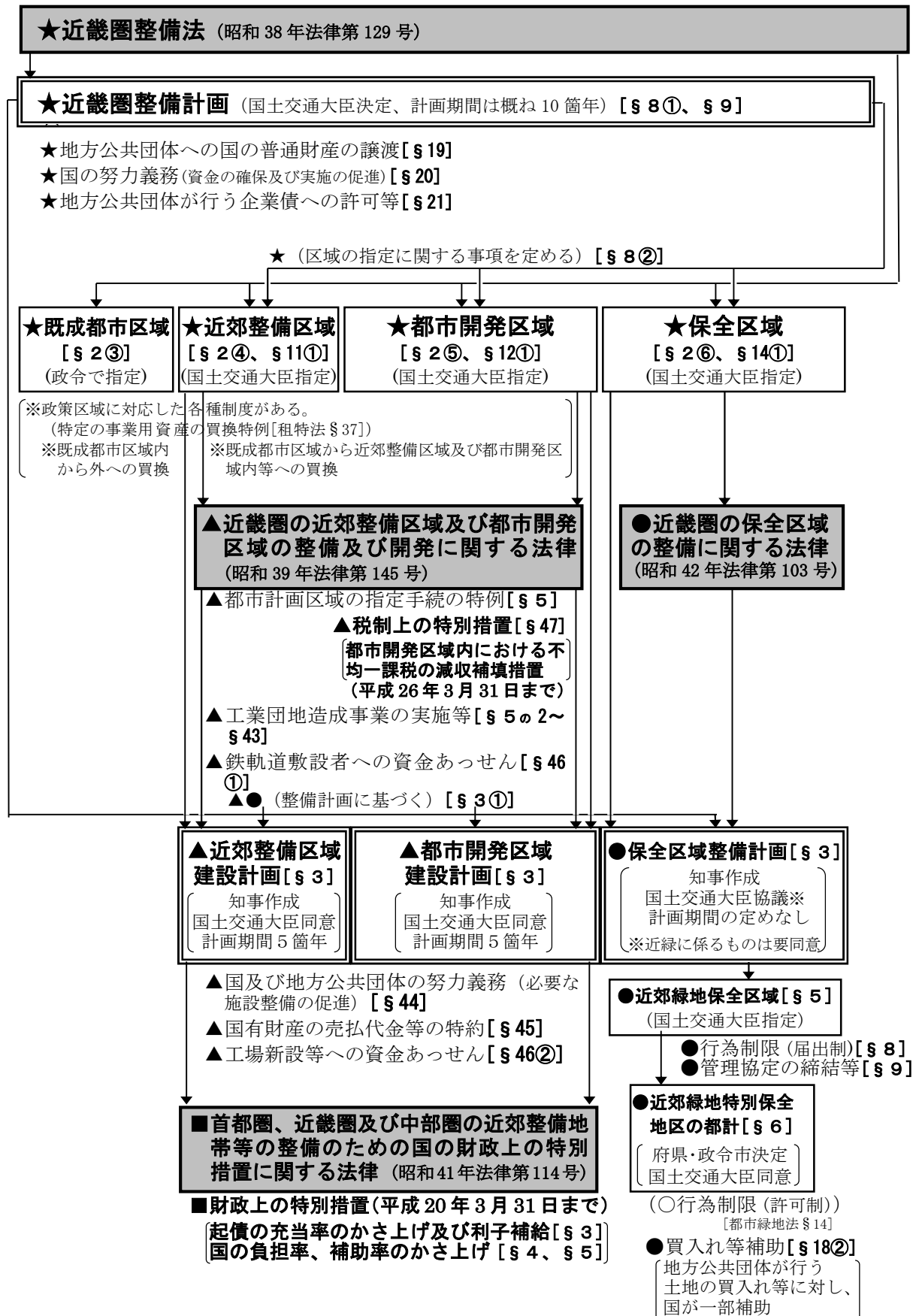
《首都圏整備関連の法体系》

(★▲●■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)



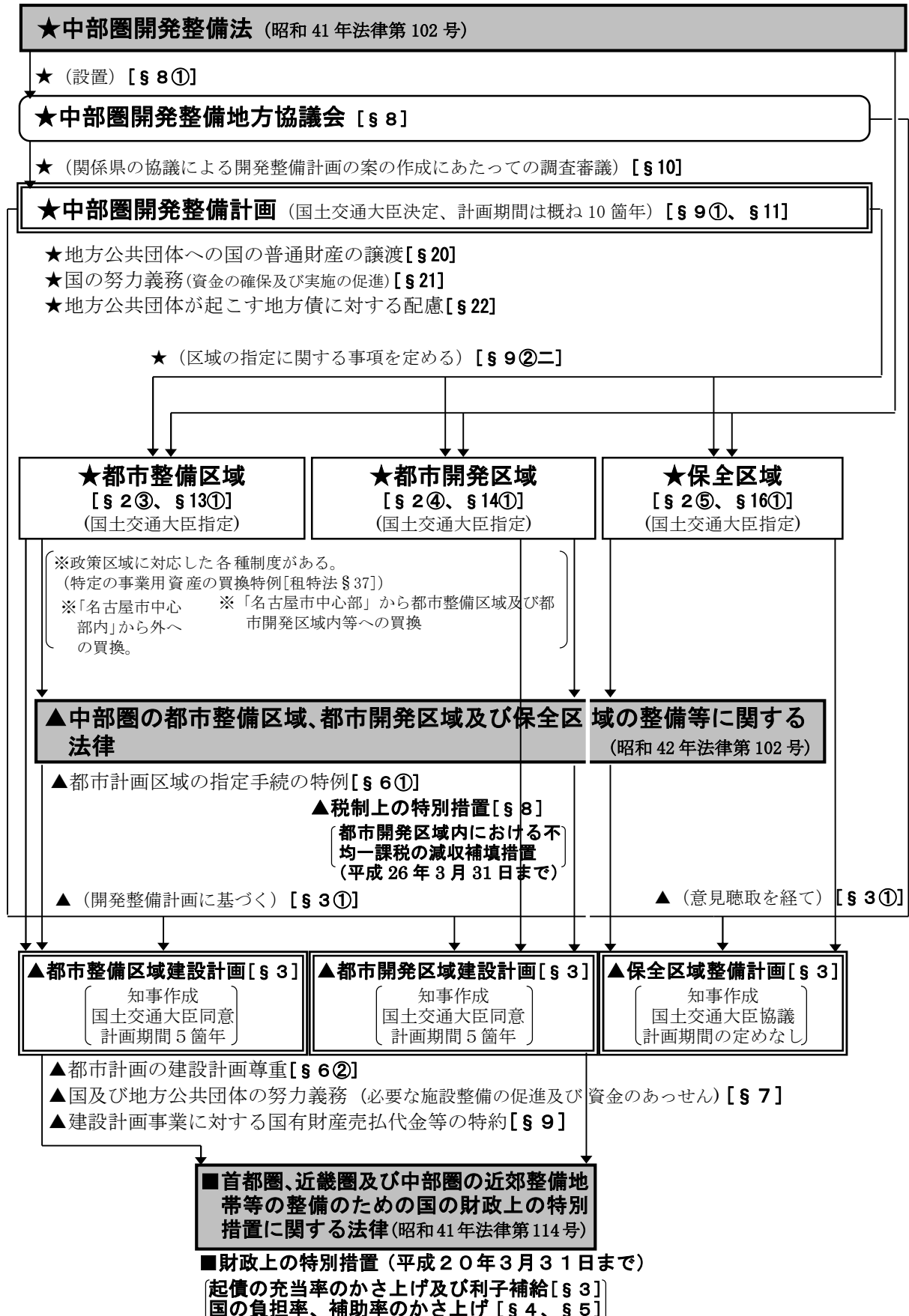
《近畿圏整備関連の法体系》

(★▲●■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)



《中部圏開発整備関連の法体系》

(★▲■の印は、それぞれ根拠法に対応している。)



3-7 大都市圏整備計画の策定及び変更の経緯

	首 都 圏
昭和	
30	○33. 7 第1次基本計画の策定（33～50年） ◎33. 7 重要連絡幹線道路整備計画の策定（～41年） ● 33. 7 既成市街地整備計画の策定（建築物高層化等）（32年からおおむね10年） ● 34. 4 既成市街地整備計画の策定（河川等）（32年からおおむね10年） ● 35. 7 既成市街地整備計画の策定（バスターミナル）（32年からおおむね10年）及び変更（宅地） ● 36. 7 既成市街地整備計画（公共下水道）の変更 ■ 36. 8 市街地開発区域整備計画（宅地及び道路）（～41年）（相模原・町田等4区域）の策定 ○37. 8 第1次基本計画の変更 ◎37. 12 重要連絡幹線道路整備計画の変更 ● 37. 12 既成市街地整備計画（宅地）の変更 ■ 37. 12 市街地開発区域整備計画の策定（宅地及び街路）（～41年）（千葉・市原・五井等6区域） ■ 38. 8 市街地開発区域整備計画の策定（公共住宅等）（～41年）（相模原・町田等10区域）及び変更（道路、宅地）（相模原・町田等4区域） ◎39. 3 重要連絡幹線道路整備計画（～45年）の策定 ■ 39. 3 市街地開発区域整備計画の策定（宅地等）（～45年度）（青梅・羽村等5区域）
40	■ 40. 11 市街地開発区域整備計画の策定（宅地等）（～45年度）（真岡等3区域） ■ 41. 5 市街地開発区域整備計画のうち、千葉・市原・五井等7区域が近郊整備地帯整備計画（～45年度）に、太田・大泉等11区域が都市開発区域整備計画（～45年度）にそのまま衣替え ● 41. 12 既成市街地整備計画の変更（都市高速道路） ● 42. 3 既成市街地整備計画の策定（流通業務市街地及び流通業務施設） ▲ 42. 3 近郊緑地保全計画の策定（武山等10区域） ■ 42. 3 近郊整備地帯整備計画の策定（～45年度）（北多摩等12地区） ● 42. 9 既成市街地整備計画の変更（都市高速道路） ■ 42. 12 都市開発区域整備計画の策定（42～45年度）（太田・大泉等9区域） ○43. 10 第2次基本計画の策定（～50年）（全面改訂） ● 43. 10 既成市街地整備計画の変更（都市高速道路）

	首 都 圏
50	▲ 44. 4 近郊緑地保全計画の策定（円海山・北鎌倉等 4 区域） ■ 44. 8 近郊整備地帯整備計画の策定（44～50年度）（西多摩等 8 地区） ◎45. 3 広域交通施設整備計画の策定（44～50年度） ● 45. 3 既成市街地整備計画の策定（44～50年度） ▲ 45. 6 近郊緑地保全計画の策定（行徳） ■ 46. 3 都市開発区域整備計画の策定（46～50年度）（宇都宮等 2 区域） ■ 46. 4 都市開発区域整備計画の策定（46～50年度）（水戸・日立等14区域） ◎46. 4 広域的な水の供給体系に関する整備計画の策定（～50年度） ▲ 46. 5 近郊緑地保全計画の策定（剣崎・岩堂山） ■ 47. 3 近郊整備地帯整備計画の策定（46～50年度）（北多摩等13地区） ▲ 48. 7 近郊緑地保全計画の策定（君津等 2 区域）
60	○51.11 第 3 次基本計画の策定（51～60年度） ◎52. 3 整備計画の策定（51～55年度） ▲ 52.10 近郊緑地保全計画の変更（利根川・菅生沼） ◎56. 7 整備計画の策定（56～60年度）
平成	○61. 6 第 4 次基本計画の策定（おおむね 1 5 箇年） ◎61.12 整備計画の策定（61～平成 2 年度） ◎ 3. 9 整備計画の策定（平成 3 ～ 7 年度） ◎ 8. 9 整備計画の策定（平成 8 ～12年度） ○11. 4 第 5 次基本計画の策定（平成11～27年度） ◎13.11 整備計画の策定（平成13～17年度） ▲ 17. 9 近郊緑地保全計画の策定（小網代） ☆18. 9 首都圏整備計画の策定（基本編：～平成27年度、整備編：概ね 5 年間） ▲ 19. 2 近郊緑地保全計画の変更（円海山・北鎌倉） ☆28. 3 首都圏整備計画の改定（第 1 部：概ね10年間、第 2 部：概ね 5 年間）

（注）○基本計画、◎整備計画（全域）、●整備計画（既成市街地）、■整備計画（市街地開発区域、近郊整備地帯、都市開発区域）、▲近郊緑地保全計画、☆首都圏整備計画（平成 17 年 7 月の首都圏整備法改正により、基本計画と整備計画を統合し首都圏整備計画に一本化）

	近畿圏	中部圏
昭和		
40	40. 5 第1次基本整備計画（40～55年度）の策定 42. 2 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（41～50年度）の策定 44. 4 近郊整備区域（奈良）の建設計画の変更 45. 6 近郊整備区域（奈良）の建設計画の変更 46. 3 都市開発区域（伊賀）の建設計画（45～55年度）の策定並びに近郊整備区域（京都）及び都市開発区域の建設計画の変更 46. 7 第2次基本整備計画（46～60年度）の策定（全面改定）及び保全区域整備計画（若狭湾等6区域）（46～55年度）の策定 47. 7 保全区域整備計画（越前海岸等5区域）（47～55年度）の策定及び近郊整備区域（奈良）の建設計画の変更 47. 12 琵琶湖総合開発計画（47～56年度）の策定 48. 6 保全区域整備計画（琵琶湖等9区域）（48～55年度）の策定	43. 6 第1次基本開発整備計画（43～60年度）の策定 44. 12 都市整備区域及び都市開発区域の建設計画（44～60年度）の策定
50	52. 3 近郊整備区域及び都市開発区域（伊賀を除く）建設計画（51～55年度）の策定 53. 11 第3次基本整備計画（計画期間はおおむね10箇年）の策定（全面改定） 56. 8 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（56～60年度）の策定 57. 8 琵琶湖総合開発計画（47～平成3年度）の変更	48. 2 保全区域整備計画（中部山岳等15区域）（47～60年度）の策定 53. 12 第2次基本開発整備計画（計画期間はおおむね10箇年）の策定（全面改定） 56. 7 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（56～60年度）の変更（全面改定）

	近 畿 圏	中 部 圏
60	57. 9 保全区域整備計画（21区域全区域）の策定	57. 9 保全区域整備計画の策定（伊勢志摩等3区域）及び変更（全面改定）（中部山岳等15区域）
	62. 2 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（61～平成2年度）の策定	62. 2 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（61～平成2年度）の策定
平成	63. 2 第4次基本整備計画（計画期間はおおむね15箇年）の策定（全面改定）	63. 7 第3次基本開発整備計画（計画期間はおおむね15箇年）の策定（全面改定）
	3. 9 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成3～7年度）の策定	3. 9 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成3～7年度）の策定
	4. 8 琵琶湖総合開発計画の変更（昭和47～平成8年度）	
	8. 8 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成8～12年度）の策定	8. 8 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成8～12年度）の策定
	12. 3 第5次基本整備計画（計画期間はおおむね15箇年間）の策定（全面改定）	12. 3 第4次基本開発整備計画（計画期間はおおむね15箇年間）の策定（全面改定）
	13. 10 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成13～17年度）の策定	13. 10 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成13～17年度）の策定
	18. 7 近郊整備区域及び都市開発区域建設計画（平成18～概ね5年間）の策定	18. 7 都市整備区域及び都市開発区域建設計画（平成18～概ね5年間）の策定
	28. 3 近畿圏整備計画の改定（第1部：概ね10年間、第2部：概ね5年間）	28. 3 中部圏開発整備計画の改定（第1部：概ね10年間、第2部：概ね5年間）

3-8 大都市圏整備計画の概要

1. 首都圏整備計画

(1) 序説

- ① 首都圏整備計画は、首都圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から、首都圏内の人口規模、土地利用、その他整備計画の基本的事項、政策区域の整備に関する根幹的事項を定めるものである。
- ② 対象区域 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県及び山梨県の1都7県
- ③ 計画期間 平成28年度から概ね10年間

(2) 計画の概要

① 首都圏を取り巻く諸状況と課題

○首都圏の果たすべき役割

- ・ 確固たる安全・安心の確立・日本経済を牽引する首都圏
- ・ 交通ネットワークを活用した面的な対流創出
- ・ 環境共生型の地域構造や生活様式の創出

○首都圏整備の現状と課題

- ・ 東京圏への一極集中の進行
- ・ 人口減少・少子化と労働力不足
- ・ 異次元の高齢化の進展
- ・ 巨大災害の切迫
- ・ 国際競争の環境の変化
- ・ 拡大化し多様化する観光
- ・ 食料・水・エネルギーの制約・環境問題
- ・ 劇的な進歩を遂げるICTの積極的な活用

② 首都圏の将来像とその実現のための施策

○目標とする社会や生活の姿

- ・ 人材や文化が集まる創造の場の整備
- ・ 上質・高効率・繊細さを備え、そこに息づく人々が親切的な「洗練された首都圏」の構築
- ・ 共生を概念含み、面的な対流が起きている首都圏

○目指すべき圏域構造

- ・ 対流方首都圏の構築
- ・ 首都圏版「コンパクト+ネットワーク」（「まとまり」と「つながり」）の構築
- ・ 面的な対流による都市と農山漁村の共生・対流の促進
- ・ 放射方向と連動した多重リングの形成

③施設の整備計画（計画期間：平成 28 年度から概ね 5 年間）

首都圏の区域のうち、既成市街地、近郊整備地帯及び都市開発区域において、所要の広域的整備の観点を含め、道路、鉄道等首都圏整備法第 21 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する各種施設の整備に関し、その根幹となるべきものを定めている。（計画期間内に完成見込みであり、代表制が高いと考えられる施設を中心に記載。）

旧基本計画

（第 1 次）決	定	昭和 33 年	7 月	4 日	
公	表	昭和 33 年	7 月	4 日	（首都圏整備委員会告示第 2 号）
一部変更		昭和 37 年	8 月	15 日	
公	表	昭和 37 年	8 月	15 日	（首都圏整備委員会告示第 2 号）
（第 2 次）全部変更		昭和 43 年	10 月	2 日	
公	表	昭和 43 年	10 月	5 日	（首都圏整備委員会告示第 1 号）
（第 3 次）決	定	昭和 51 年	11 月	12 日	
公	表	昭和 51 年	11 月	25 日	（総理府告示第 43 号）
（第 4 次）決	定	昭和 61 年	6 月	5 日	
公	表	昭和 61 年	6 月	24 日	（総理府告示第 12 号）
（第 5 次）決	定	平成 11 年	3 月	26 日	
公	表	平成 11 年	4 月	7 日	（総理府告示第 22 号）

首都圏整備計画

決	定	平成 18 年	9 月	1 日	
公	表	平成 18 年	9 月	20 日	（国土交通省告示第 1103 号）
変	更	平成 28 年	3 月	29 日	
公	表	平成 28 年	4 月	26 日	（国土交通省告示第 711 号）

《参考》首都圏整備計画（基本計画）の策定経緯

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画 首都圏整備計画※
策定期間	昭和33年7月	昭和43年10月（第1次計画の全部変更）	昭和51年11月	昭和61年6月	平成11年3月 平成18年9月※
計画期間	目標年 昭和50年	目標年 昭和50年	昭和51年度から昭和60年度	昭和61年度から概ね15か年間	平成27年度まで
策定された背景	経済の復興により人口・産業の東京への集中の対処。 政治・経済・文化の中心としてふさわしい首都圏建設の必要性。	経済の高度成長に伴う社会情勢の変化。 グリーンベルト構想の見直しとこれに伴う近郊整備地帯の指定。	前計画の目標年次が昭和50年。 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化。	自然増を中心とする緩やかな人口増加の定着や国際化、高齢化、情報化、技術革新の進展等の社会変化の大きな流れを踏まえ、21世紀に向けて策定。	成長の時代から成熟の時代への転換期における首都圏をとりまく諸状況の変化と、新しい全総の策定（平成10年3月）を踏まえて策定。
対象地域	東京都心からおおむね半径100kmの範囲	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県	東京、埼玉、千葉、神奈川、茨城、栃木、群馬、山梨の8都県
人口規模	対象地域全体ではすう勢人口（昭和50年で2,660万人）。 既成市街地で抑制し、市街地開発区域で吸収。	すう勢型。昭和50年の首都圏全体の人口予測3,310万人。	抑制型。首都圏全体として抑制し、昭和60年で3,800万人。 東京大都市地域は若干の社会減、周辺地域は適度な増加。	自然増を中心とした人口増の基調を踏まえつつ、社会増を縮小させ、首都圏全体として平成12年で4,090万人。	首都圏全体において2011年に4,190万人に達した後減少に転じ、平成27年（2015年）で4,180万人。
地域整備の方向	東京都区部を中心とする既成市街地の周囲にグリーンベルト（近郊地帯）を設定し、既存市街地の膨張を抑制。 市街地開発区域に多数の衛星都市を工業都市として開発し、人口及び産業の増大をここで吸収し定着を図る。	既成市街地については、中枢機能を分担する地域として都市機能を純化する方向で都市空間を再編成。 グリーンベルト（近郊地帯）に代わって、都心から半径50kmの地域を新たに近郊整備地帯として設定し、強い市街化のすう勢に対して、ここで計画的な市街地の展開を図り、緑地空間との調和ある共存を図る。	東京大都市地域については、東京都心への一極依存形態を逐次是正し、地震等の災害に対して、安全性の高い地域構造とするため、地域の中心性を有する核都市の育成に進め核都市等からなる多極構造の広域都市複合体として形成。 周辺地域について、従来の農業及び工業生産機能に加え、社会的、文化的機能の充実を図り、東京大都市地域への	東京大都市圏については、東京都区部とりわけ都心部への一極依存構造を是正し、業務核都市等を中心に自立都市圏を形成し、多核多圏域型の地域構造として再構築する。 周辺地域については、中核都市等を中心に諸機能の集積を促進するとともに、農山漁村地域等の整備を行い、地域相互の連携の強化と地域の自立性の向上を目指す。	東京中心部への一極依存構造から、首都圏の各地域が、拠点的な都市を中心に自立性が高い地域を形成し、相互の機能分担と連携、交流を行う「分散型ネットワーク構造」を目指す。 首都圏内外との広域的な連携の拠点となる業務核都市、関東北部地域等の中核都市圏を「広域連携拠点」として、育成整備。

※平成17年の首都圏整備法改正に基づき、基本計画と整備計画を首都圏整備計画に統合。

平成28年3月に国土形成計画（全国計画・広域地方計画）との調和を図り改定。

項目	第1次基本計画	第2次基本計画	第3次基本計画	第4次基本計画	第5次基本計画 首都圏整備計画
向 (つづき) 地域整備の方		周辺の都市開発区域においては、引き続き衛星都市の開発を推進。	通勤に依存しない大都市近郊大郭地域として形成。		東京都市圏においては、東京中心と近郊地域において適切な役割分担と連携の下、都市機能の再配置を進める。東京中心部では、都心居住等都市空間の再編整備を推進。近郊地域では、拠点間の機能分担と連携・交流により「環状拠点都市群」を形成。
諸機能の展開	東京都区部において、工場、大学等の新增設を制限し、分散困難な産業及び人口に限り増加を考慮。	中枢的機能は首都圏中心部で分担し、物的生産機能・流通機能は広く首都圏全域に展開し、これらと関連させて日常生活機能を適切に配置。	中枢機能についても選択的に分散を図ることとしてその方策を検討するとともに、東京大都市地域内においては、広く多核的に配置。 大学等について、首都圏への集中を極力抑制し、東京都区部から既成市街地以外の地域へ分散。 工業について、首都圏全体として著しい拡大を避け、東京大都市地域からの分散を積極的に推進。	全国的な適正配置を図る観点から、諸機能の選択的分散等を推進。 東京大都市圏においては、業務管理機能、国際交流機能等を多角的に展開。工業、大学等は規模の著しい拡大を避ける。大都市の知識・情報の集積に依存する新しい産業や研究開発機能を展開。 周辺地域においては、工業、農林水産機能の展開のほか、業務管理、国際交流、高等教育機能等の集積の促進。	関東北部・東部、内陸西部地域では、秩序ある土地利用を守りつつ拠点を育成、環状方向に地域の連携を図り「首都圏における大環状連携軸」を形成。
その他の整備		首都圏の地域構造の変革を図るための大規模事業を特記。 (高速道路網、高速鉄道網、大規模住宅市街地、大規模水資源開発)	豊かな地域社会の形成を図ることとする。 地震時の災害への対応を、地域整備上最も基礎的な条件として重視。	交流を推進するための交通通信体系の整備。 東京中心部に存在する一部政府機関の移転再配置を検討・推進。	将来像実現のための施策として ①我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備 ②個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現 ③環境と共生する首都圏の実現 ④安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成 ⑤将来の世代に引き継ぐ資産としての首都圏の創造を提示。
備考	昭和37年8月に人口規模の改訂。(2,820万人)				

2. 近畿圏整備計画

(1) 序説

- ① 近畿圏整備計画（旧：近畿圏基本整備計画）は、近畿圏整備法に基づき、長期的かつ総合的な視点から今後の近畿圏整備の方向を示すものである。
- ② 対象区域 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府6県
- ③ 計画期間 平成28年度から概ね10年間

(2) 計画の概要

① 近畿圏を取り巻く諸状況と課題

○近畿圏をめぐる状況と課題

- ・ 本格的な人口減少社会の到来と急激な高齢化の進展
- ・ 近畿圏の相対的地域の低下と東京一極集中からの脱却
- ・ 外国人旅行者の急激な増加
- ・ ポテンシャルをいかし切れていない京阪神大都市圏
- ・ 地方都市の活力低下と農産漁村の集落機能の低下
- ・ 近畿圏を脅かす自然災害リスク
- ・ 社会資本の老朽化
- ・ 近畿圏を巻き込む大きな社会の潮流変化

② 近畿圏の将来像とその実現のための施策

○目指す姿

- ・ アジアのゲートウェイを担い、我が国の成長エンジンとなる圏域
- ・ 日本の歴史・伝統文化が集積し、世界を魅了し続ける圏域
- ・ 快適で豊かに生き生きと暮らせる圏域
- ・ 暮らし・産業を守る災害に強い安全・安心圏域
- ・ 人と自然が共生する持続可能な世界的環境先進圏域

③ 施設の整備計画（計画期間：平成28年度から概ね5年間）

計画期間内に完成見込みであり、代表制が高いと考えられる施設を中心に記載。

(第1次)	決 定	昭和40年	5月12日
	公 表	昭和40年	5月15日（総理府告示第16号）
	変 更	昭和42年	7月29日（一部※追加）
	公 表	昭和42年	8月15日（総理府告示第38号）
(第2次)	変 更	昭和46年	7月30日（全面改定）
	公 表	昭和46年	8月 5日（総理府告示第35号）
(第3次)	変 更	昭和53年11月29日	（全面改定）
	公 表	昭和53年12月16日	（総理府告示第39号）
(第4次)	変 更	昭和63年	2月 1日（全面改定）

(第5次)	公 表	昭和63年	2月15日	(総理府告示第7号)
	変 更	平成12年	3月30日	(全面改定)
	公 表	平成12年	4月 5日	(総理府告示第22号)
	変 更	平成28年	3月29日	
	公 表	平成28年	4月26日	(国土交通省告示第712号)

※ 昭和42年7月29日(変更)の一部追加とは、第3編の第九 流通業務市街地における流通業務施設を指す。

《参考》近畿圏整備計画の策定経緯(第1次～第5次)

項目	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次
策定期間	昭和40年5月	昭和46年7月 (第1次計画の全面変更)	昭和53年11月 (第2次計画の全面変更)	昭和63年2月 (第3次計画の全面変更)	平成12年3月 (第4次計画の全面変更)
計画期間	昭和40年度 ～昭和55年度	昭和46年度 ～昭和60年度	昭和53年度より、 おおむね10年間	昭和62年度より、 おおむね15年間	平成12年度より、 おおむね15年間
策定された背景	○産業・人口の集中に伴う交通難、住宅難等の弊害 ○京阪神地域とそれ以外の地域との経済発展の格差拡大 ○京阪神地域の市街地の無秩序な拡大に伴う広域的な総合調整の必要性	○過密・過疎現象の深刻化 ○社会資本整備の立ち遅れ ○公害問題の顕在化 ○新全国総合開発計画の決定	○人口動向の変化 ○経済成長の鈍化 ○国際化・情報化への対応の立ち遅れ ○第三次全国総合開発計画の決定	○内需中心の安定経済成長への移行 ○価値観の多様化、個性化 ○近畿圏の相対的地位の低下 ○近畿圏の新たな発展に対する機運の盛り上がり ○第四次全国総合開発計画の決定	○大都市の産業活力・中枢性の低下 ○南北近畿の活力の低下 ○防災への意識の高まり ○全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の8府県	同 左	同 左	同 左	同 左
人口規模	昭和55年度 : 2180万人 (参考)昭和35年 : 1630万人	昭和60年度 : 2450～2500万人 (参考)昭和45年 : 1969万人	昭和60年度 : 2380万人 (参考)昭和50年 : 2123万人	平成12年度 : 2440万人 (参考)昭和60年 : 2265万人	平成27年度 : 2344万人 (参考)平成7年 : 2330万人
整備の基本方針	人口及び諸資源の適正な配分並びに産業の適正な配置による都市の過密化の防止と地域格差の是正を通じて、近畿圏経済の均衡ある発展と住民福祉の向上を図る。 ①産業の発展 ②産業構造の高度化 ③産業間の所得格差の是正 ④地域格差の是正	計画性ある土地利用を前提として、住民生活の向上と生活環境の改善を図り、地域の特性を最大限に発揮させながら、均衡のとれた圏域としての発展を目指す。 ①生活環境施設の整備 ②文化財及び自然の保護 ③都市機能の充実、新産業への転換 ④交通通信ネットワークの確立	中枢機能の東京一点集中傾向を改革し、首都圏と並ぶ全国的・国際的活動の場であると同時に西日本の経済、教育、文化のセンターとしての機能を担うにふさわしい近畿圏の整備を図る。 ①定住のための総合環境整備 ②一体的な圏域構造づくり ③歴史と風土に根ざした近畿圏の整備 ④自然と人間の諸活動との調和 ⑤国際化・情報化に対応した地域の基盤整備	首都圏と並ぶ独自の全国的、世界的中枢機能を担う圏域整備を進め、創造的で個性あふれる自由な活動が展開される社会の実現を図ることにより、新しい近畿の創生を目指す。 ①多極分散型国土構造の先導 ②国際経済文化圏の形成 ③多核連携型圏域構造の形成 ④活力ある新社会の実現	歴史、学術等の近畿圏の有する優れた諸資源をいかし、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目指す。 ○目標とする社会や生活の姿 ①強くてしなやかな産業経済圏域の形成 ②内外から人々が集う交流・情報発信圏域の形成 ③文化・学術の中枢圏域の形成 ④歴史文化や自然と調和した安全で快適な生活空間の形成 ○目指すべき圏域構造＝多核格子構造の形成

※平成28年3月に国土形成計画（全国計画・広域地方計画）との調和を図り改定。

3. 中部圏開発整備計画

(1) 序説

- ① 中部圏開発整備計画は、中部圏開発整備法に基づいて、長期的かつ総合的な視点から今後の中部圏の開発整備の方向性を示すものである。
- ② 対象区域 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県
- ③ 計画期間 平成28年度から概ね10年間

(2) 計画の概要

① 中部圏を取り巻く諸状況と課題

○中部圏の現状と課題

- ・ 産業・インフラ、国際交流・観光、災害リスク、環境・エネルギー・土地、地域社会・生活

② 中部圏の将来像とその実現のための施策

○中部圏が目標とする社会や生活の姿

- ・ 国際大交流時代を迎えつつある中で、中部圏は世界に冠たるものづくり技術と品質を最大の熱源に、暮らしやすさや歴史文化などの多様な熱源により、国内外から、ヒト、モノ、カネ、情報を引き付け対流する「世界のものづくり対流拠点」を形成し、スーパー・メガリージョンのセンターを担い、我が国の成長を牽引していく。
- ・ また、日本海側の優れた地域資源を圏域内の連携により磨きあげることで自立的な発展を図るだけでなく、立地特性を活かして、環日本海諸国を始めとする東アジアや国内外との対流・交流・連携を進めることにより、我が国の持続的な発展を先導する、日本海側における対流・交流の中核圏域としての役割を果たしていく。

③ 施設の整備計画（計画期間：平成28年度から概ね5年間）

計画期間内に完成見込みであり、代表制が高いと考えられる施設を中心に記載。

(第1次)	決 定	昭和43年	6月26日
	公 表	昭和43年	7月 1日（総理府告示第18号）
(第2次)	変 更	昭和53年	12月20日（全面改定）
	公 表	昭和54年	1月17日（総理府告示第1号）
(第3次)	変 更	昭和63年	7月25日（全面改定）
	公 表	昭和63年	7月30日（総理府告示第19号）
(第4次)	変 更	平成12年	3月30日（全面改定）
	公 表	平成12年	4月 5日（総理府告示第23号）
	変 更	平成28年	3月29日
	公 表	平成28年	4月26日（国土交通省告示第713号）

《参考3》中部圏開発整備計画の策定経緯（第1次～第4次）

項目	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画
策定期期	昭和43年6月	昭和53年12月 (第1次計画の全面変更)	昭和63年7月 (第2次計画の全面変更)	平成12年3月 (第3次計画の全面変更)
計画期間	昭和43年度から60年度	昭和53年度からおおむね10箇年間	昭和63年度からおおむね15箇年間	平成12年度からおおむね15箇年間
変更された背景	- 太平洋側地域と内陸地域を含む日本海側地域の一体的発展 - 首都圏、近畿圏への産業、人口の過度集中是正	- 第1次オイルショック等による経済、社会情勢の変化 - 第三次全国総合開発計画の決定	- 中部圏の高次の諸機能集積の立ち遅れ - 第四次全国総合開発計画の決定	- 圏域内及び国内外における新たな連携・交流の進展 - 全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」の決定
対象地域	富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県の9県	同左	同左	同左
人口規模	昭和60年 2,200万人 (昭和40年 1,650万人)	昭和60年 2,120万人 (昭和50年 1,864万人)	平成12年 2,190万人 (昭和60年 2,019万人)	平成27年 2,162万人 (平成7年 2,116万人)
開発整備の基本方針	- 地域間格差問題、過密問題及び過疎問題に対処する。 - 我が国で屈指の成長力の高い地域にふさわしい産業基盤の整備を促進する。 ①交通通信施設の整備 ②都市と農山漁村との調和のとれた地域社会の形成 ③土地、水資源の計画的開発と合理配分及び観光開発の促進	- 国土利用の偏在を是正する。 - それぞれの地域の社会的、経済的な基盤をいかし、その相互の連帯により圏域の均衡ある発展を図る。 ①一体的な圏域づくり ②自然と調和のとれた人間居住 ③定住のための総合的居住環境の整備 ④地域社会の安定のための産業の振興 ⑤全国的、国際的機能の強化と基盤施設の充実	- 高次の諸機能を育成し、主体的な地域づくりを推進し、中枢性を向上させる。 - 多様性に富みまとまりのある圏域を形成する。 ①創造性に富む産業と技術の中枢的圏域の形成 ②多様で活発な交流の場の形成 ③自然を生かした美しく安全な圏域の形成 ④豊かで快適な居住環境の形成 ⑤多極連携型圏域構造の形成	多軸型国土形成に向けての新しい流れを創出するとともに、グローバルネットワークの一翼を担う圏域を形成する。 ○目標とする社会や生活の姿 ①世界に開かれた圏域の実現 ②国際的産業・技術の創造圏域の形成 ③「美しい中部圏」の創造 ④誰もが暮らしやすい圏域の実現 ○目指すべき圏域構造＝世界に開かれた多軸連結構造

※平成28年3月に国土形成計画（全国計画・広域地方計画）との調和を図り改定。

3-9 近畿圏・中部圏建設計画の概要

1. 近畿圏近郊整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画

(1) 計画策定の経緯

この計画は、近畿圏整備法に基づいて指定された近郊整備区域（4地区）及び都市開発区域（6区域）ごとに、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律」に基づいて府県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、近畿圏整備計画（計画期間おおむね15カ年間）に基づき、近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、区域ごとに整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである。

最初の建設計画は、昭和42年2月に策定され、その後、数次の改定及び新規策定が行われた。

今回、平成13年に策定された計画が平成17年度末で期限切れになったことから、新たな建設計画を各府県知事が策定し、国土交通大臣が平成18年7月に同意した。

なお、建設計画の策定は平成23年8月30日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により「義務付け」から「できる」規定となった。

(2) 計画の概要

- ① 平成12年に策定された第5次の「近畿圏整備計画」では、安全でゆとりとくつろぎのある、「世界都市」とも呼ぶべき近畿圏の実現を目的として、「強くてしなやかな産業経済圏域の形成」や「内外から人々の集う交流・情報発信圏域」などの将来像を描いている。

近畿圏建設計画は、近畿圏を取り巻く諸状況の変化に対応し、また、整備計画を推進していく上で、関係各府県が、今後概ね5年間の各区域内の開発整備に資する基本施策、施設整備について策定するものである。

② 主なプロジェクト

○高規格幹線道路

第二名神高速道路、近畿自動車道紀勢線、近畿自動車道敦賀線、山陽自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線、中部縦貫自動車道、京奈和自動車道、京都縦貫自動車道、京奈和自動車道の整備等

○北陸新幹線

平成16年の政府・与党申し合わせに基づき、所要の事業を進めるとともに、早期の全線整備に向けた取組を推進

○国際港湾の機能強化

特定重要港湾堺泉北港及び和歌山下津港において、港湾の機能拡大を図るとともに、良好な港湾環境の形成を推進

○関西国際空港（2期事業）

我が国を代表する国際拠点空港として機能強化を図るため、二期事業については、施設整備を2本目の滑走路を共用するために必要不可欠なものに限定し、平成19年限定供用に向けて整備を着実に推進

○国際的な研究開発拠点の形成

近畿リサーチコンプレックスの中核となる関西文化学術研究都市をはじめ、彩都（国際文化公園都市）や播磨科学公園都市等、国際的な研究開発拠点の整備を推進するとともに、近畿各地における学術・産業の拠点との交流・連携を推進

③ 計画の期間

平成 18 年度から概ね 5 年間

④ 各計画の概要等

区域名	計画の概要
京都地区近郊整備区域	・第二名神高速道路等の広域交通ネットワークの整備・充実（京都縦貫自動車道、第二名神高速道路、京都高速道路、J R 山陰本線複線化） ・「関西文化学術研究都市」の建設促進（国立国会図書館関西館） ・関西文化学術研究都市の諸機能と有機的な連携を踏まえた地域整備の推進 ・地域の豊かな自然環境や地域文化を活用した地域の活性化・産業振興
大阪地区近郊整備区域	・都市の活力維持・向上のための広域交流インフラの整備（関西国際空港 2 期事業、第二名神高速道路、阪神高速道路（大和川線、淀川左岸線）、第二京阪道路、大阪外環状線鉄道） ・魅力的な住環境の形成 ・安全の確保と災害に強いまちづくり ・既存ストックを有効活用した産業・文化などの都市機能集積
兵庫地区近郊整備区域	・ユニバーサル社会の構築 ・地域資源の活用 ・社会ストックの多様な活用 ・郊外ニュータウンの再生 ・災害への対応・減災社会の構築 ・都市緑化の推進 ・交流基盤の一層の充実 ・参画と協働のまちづくりの拡大
奈良地区近郊整備区域	・総合的な交通ネットワークの形成（京奈和自動車道、五條新宮道路、学研都市連絡道路、けいはんな線延伸） ・「関西の憩いのオアシス」の形成推進（平城遷都 1300 年記念事業） ・安全で快適に暮らせる住み良い生活環境の確保（J R 奈良駅周辺地区などの土地地区画整理事業） ・活力ある奈良をめざした産業振興
福井敦賀区域都市開発区域	・総合的な交通体系の整備等（北陸新幹線および舞鶴若狭自動車道、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路） ・ものづくり、新産業の創出による産業の活性化 ・「一人ひとりの命が輝く福祉」の実現、災害に強い県土づくり、有事やテロに対する対策の強化等
琵琶湖東部区域都市開発区域	・持続可能な発展を続ける社会の構築 ・滋賀県の特性を活かした新しい産業の振興 ・広域的な交流機能を強化（第二名神高速道路、東海道新幹線新駅） ・琵琶湖の総合的な保全
京都中丹区域都市開発区域	・環日本海交流の推進（京都舞鶴港、鳥取豊岡宮津自動車道） ・中核的都市圏の形成 ・国際港湾京都舞鶴港の機能充実 ・中心市街地の活性化

区域名	計画の概要
播磨区域都市開発区域	・ユニバーサル社会の構築 ・新しい科学技術の産業化 ・多自然居住の支援と交流基盤の一層の充実 ・災害への対応・減災社会の構築 ・社会ストックの多様な活用 ・参画と協働のまちづくりの拡大
和歌山区域都市開発区域	・「開かれた和歌山」を実現する交通・情報通信ネットワークの形成（近畿自動車道紀勢線、京奈和自動車道、第二阪和国道、和歌山下津港、重要港湾日高港） ・環境と調和した高次都市機能の集積促進と産業の活力創造 ・都市との交流による農山漁村振興と定住の促進 ・歴史文化資源と豊かな自然を活用した観光の振興 ・「最小不安社会」を実現する災害対策と安全・安心なまちづくり
伊賀区域都市開発区域	・ネットワークの形成のための基盤整備（名神名阪連絡道路） ・地域経済を支える産業振興 ・快適なまちづくり ・安全・安心を実感できる地域社会づくり（川上ダム） ・訪れたくなる地域づくり ・環境保全

⑤建設計画主要フレーム

人口、公園、上下水道

政策区域名		人口 (千人)		一人当たり公園面 積目標値 (㎡/人)		給水人口目標値 (千人)		下水処理区域人口 目標値(千人)	
		H17 年	H22 年	前計画	本計画	前計画	本計画	前計画	本計画
近郊整備区域	京都地区	1,376	1,373	—	—	1,386	1,373	1,372	1,353
	大阪地区	5,802	5,737	—	—	—	—	—	—
	兵庫地区	1,954	1,987	—	—	1,967	—	1,910	—
	奈良地区	1,281	1,268	14.2 *1	12.0*1	99.3% *2	99.4% *2	—	75.2% *2
都市開発区域	福井敦賀区域	625	625	—	—	—	—	—	—
	琵琶湖東部区域	1,160	1,202	12	9.5	1,232	—	900	1,100
	京都中丹区域	219	212	—	—	222	212	140	168
	播磨区域	1,746	1,727	—	—	1,810	—	1,540	—
	和歌山区域	761	減少推計	8	—	—	—	162.5	—
	伊賀区域	169	169	—	—	198	—	23.9	29.4

*1 政策区域外を一部含む。

*2 水道又は下水道普及率

2. 中部圏都市整備区域建設計画及び都市開発区域建設計画

(1) 計画策定の経緯

この計画は、中部圏開発整備法に基づいて指定された都市整備区域（1区域）及び都市開発区域（13区域）ごとに、「中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律」に基づいて県知事が策定し、国土交通大臣が同意するものであり、中部圏開発整備計画（計画期間おおむね15カ年間）に基づき、都市整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関し、区域毎に整備及び開発の基本構想、人口の規模及び労働力の需給に関する事項、施設の整備に関する事項等につきその大綱を定めるものである（全14計画）。

最初の建設計画は、昭和44年12月に策定され、その後、昭和56年7月に全面改定された。さらに、昭和62年2月、平成3年9月、平成8年8月、平成13年10月に新たな建設計画が策定されている。

今回、平成13年に策定された計画が平成17年度末で期限切れになったことから、平成12年3月に策定された第4次の中部圏開発整備計画に基づき、新たな建設計画を各県知事が策定し、国土交通大臣が平成18年7月に同意した。

なお、建設計画の策定は平成23年8月30日から「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）により「義務付け」から「できる」規定となった。

(2) 計画の概要

- ① 中部圏建設計画は、中部圏内の依然として十分とはいえない、日本海側と名古屋大都市地域との連携や、首都圏・近畿圏に依存している国際交流機能の強化、産業経済のグローバル化に対応した産業技術の一層の高度化等の課題に対応し、また、開発整備計画を推進していく上で、関係各県が、今後おおむね5年間の各区域内の開発整備に関する基本施策、施設整備について策定するものである。

② 主なプロジェクト

- 空港、港湾を核とした地域間ネットワークの強化等により圏域全体として潜在力を発揮
 - ・ 東海北陸自動車道、第二東名高速道路、第二名神高速道路、東海環状自動車道、近畿自動車道敦賀線、中部縦貫自動車道、中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道、名古屋環状2号線などの高規格幹線道路の整備推進等
 - ・ 北陸新幹線の整備推進等
 - ・ 静岡空港（平成21年6月開港）の整備推進等
 - ・ 特定重要港湾伏木富山港、清水港の整備推進等
- 国際競争力の強化、国際交流の活発化に対応した名古屋大都市地域の拠点性向上
 - ・ 指定特定重要港湾名古屋港、四日市港の整備推進等

③ 計画の期間

平成 18 年度からおおむね 5 年間

④ 各計画の概要

区域名	計画の概要
都市整備区域	・ 様々な分野での国際的な交流拠点づくり（産業労働センター（仮称）、ささしまライブ 24 地区） ・ 環境先進圏域の形成 ・ モノづくり産業の国際競争力の強化（名古屋港、四日市港、第二東名、第二名神高速道路、名古屋環状 2 号線、東海環状自動車道） ・ 安心・安全を実感できる地域社会の形成
富山・高岡区域 都市開発区域	・ 三大都市圏や環日本海地域等と連携する広域高速交通体系の整備（北陸新幹線、東海北陸自動車道、伏木富山港、富山空港） ・ 定住の促進、交流人口の増加を図る都市基盤等まちづくりの推進 ・ 知恵と技術が活きる産業づくり ・ 国際環境協力の推進等環境保全
金沢・小松区域 都市開発区域	・ 多様な連携・交流を支える交通・情報通信基盤の整備（北陸新幹線、小松空港、金沢港） ・ 世界に開かれた地域づくりと国際観光コンベンション都市づくり ・ 文化を活かした環日本海中核地域の形成（金沢城公園） ・ 安全、安心で活力と魅力ある地域づくりの推進 ・ 豊かな暮らしを支える産業社会の形成
福井・坂井区域 都市開発区域	・ 総合的な交通体系の整備（北陸新幹線、近畿自動車道敦賀線、中部縦貫自動車道、福井港丸岡インター連絡道路、国道 8 号） ・ ものづくり、新産業の創出による産業の活性化 ・ 「一人ひとりの命が輝く福祉」の実現、災害に強い県土づくり、有事、テロ対策の強化等（陽子線がん治療施設、足羽川激甚災害対策事業）
長野・上田区域 都市開発区域	・ 交通、広域観光ネットワークの形成、情報・通信基盤整備による様々な交流の拡大（北陸新幹線、関越自動車道上越線） ・ 自然と人、人と人との共生を目指した快適な生活環境の整備 ・ 地域の活力の創造
伊那谷区域 都市開発区域	・ 交通ネットワークの形成、情報通信基盤の整備等による様々な交流の拡大と魅力ある観光レクリエーションゾーンの形成（三遠南信自動車道、伊那木曽連絡道路） ・ 自然と人、人と人との共生を目指した快適な生活環境の整備 ・ 地域の活力の創造
岐阜区域 都市開発区域	・ 中部圏との連携を重視した産業振興（ソフトピアジャパン、テクノプラザ） ・ 「美濃路」の観光振興 ・ 都市機能集約等による、にぎわいと潤いのあるまちづくり ・ 交通ネットワークの整備（東海環状自動車道）
高山区域 都市開発区域	・ 歴史、文化を生かした観光・交流都市づくり ・ 地場産業の高付加価値化、ブランド化 ・ 飛騨地域の玄関口としての都市整備 ・ 交通ネットワークの整備

区域名	計画の概要
東駿河湾区域 都市開発区域	・ 県東の玄関口にふさわしい 100 万人都市圏の形成（沼津駅周辺総合整備事業） ・ 新たな産業の創出、既存産業の高度化 ・ 世界に誇れる環境の保全と美しい景観の形成・活用 ・ 交通・情報ネットワークの構築（第二東名高速道路、伊豆縦貫自動車道、田子の浦港、沼津港）
西駿河湾区域 都市開発区域	・ 県都にふさわしい高次都市機能の強化、新たな玄関口となる空港周辺地域の都市基盤の充実 ・ 新たな時代を拓く活力ある産業の育成 ・ 優れた自然を保全・活用するための流域連携の促進 ・ 交通・情報ネットワークの構築（静岡空港、第二東名高速道路、中部横断自動車道、清水港、御前崎港）
遠州区域 都市開発区域	・ 世界に誇るものづくりと文化の融合した地域をめざした、都市機能の充実強化（浜北新都市、掛川市新エコポリス工業団地） ・ 世界に誇る先端技術産業の集積推進 ・ 環境の保全及び花と緑があふれる地域づくりの推進 ・ 交通・情報ネットワークの構築（第二東名高速道路、三遠南信自動車道）
東三河区域 都市開発区域	・ 三河港を核とする広域物流ネットワークの形成（三河港、第二東名高速道路、三遠南信自動車道、名豊道路） ・ 潜在的な発展可能性を活かした地域産業の活性化 ・ 暮らしやすさを実感できる地域社会の形成（豊川用水二期事業）
伊勢区域 都市開発区域	・ ネットワーク形成のための基盤整備（第二名神高速道路、国道 23 号中勢バイパス、国道 42 号松坂多気バイパス） ・ 地域経済を支える戦略的な産業振興 ・ 景観の保全、観光客が訪れたくなる地域づくり ・ 中枢機能を担うにふさわしい快適なまちづくり ・ 伊勢湾再生、ゴミゼロ社会の実現など環境保全 ・ 安全、安心を実感できる地域社会づくり
琵琶湖東北部区域 都市開発区域	・ 持続可能な発展を続ける社会の構築、広域的な交流機能の強化 ・ 特性を活かした新しい産業の振興 ・ 琵琶湖の総合的な保全

注）括弧書きは関連する主な事業であり、（仮称）は計画策定時（平成 18 年 10 月）のものである。

⑤建設計画主要フレーム

人口、公園、上下水道

政策区域名		人口 (千人)		一人当たり公園 面積目標値 (㎡/人)		給水人口目標値 (千人)		下水処理区域内 人口目標値 (千人)	
		H17 年	H22 年	前回計画	本計画	前回計画	本計画	前回計画	本計画
都 市 整 備 区 域		6,934	6,972	8	－	6,904	－	4,435	5,137
都 市 開 発 区 域	富山・高岡区域	714	708	－	－	705	－	562	620
	金沢・小松区域	850	851	－	－	(99%)	(99.9%)	721	743
	福井・坂井区域	393	389	－	－	－	－	－	－
	長野・上田区域	657	減少	－	－	－	－	－	－
	伊那谷区域	209	減少	－	－	－	－	－	－
	岐 阜 区 域	1,771	1,748	－	－	1,831	－	667	－
	高 山 区 域	66	66	－	－	－	－	62	－
	東駿河湾区域	1,021	1,009	(676ha)	(699ha)	1,035	－	502	573
	西駿河湾区域	1,151	1,125	(694ha)	(794ha)	1,212	－	635	654
	遠 州 区 域	1,265	1,280	(1,071ha)	(1,322ha)	1,293	－	736	869
	東三河区域	738	741	10	10	751	－	482	528
	伊 勢 区 域	714	712	－	－	896	－	309	435.9
	琵琶湖東北部 区 域	255	260	12	9.5	273	－	171	214

注) 東駿河湾、西駿河湾、遠州区域の公園面積目標値は、都市計画区域内の都市公園面積についての各計画期間内での目標値である。また、金沢・小松区域の給水人口値は各計画期間内の普及率の目標値である。

4. 財政上・税制上の特別措置等

4-1 財政上の特別措置

首都圏、近畿圏及び中部圏の均衡ある発展を図るため、各圏の近郊整備地帯、都市開発区域等については、整備計画、建設計画に基づき、計画的な市街化、住居都市・工業都市等としての開発整備が進められている。

これらの整備に要する経費は膨大な額にのぼり関係地方公共団体の負担も相当なものになる。そこで、整備計画等の円滑な実施を図り、首都圏等の均衡ある発展に資するため、「首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」（首都圏等財特法）により、

① 都府県に対する起債の充当率のかさ上げ及び利子補給

② 市町村に対する補助率のかさ上げ

が行われてきた。

しかしながら、こうした財特制度の利用実績についてみると、例えば、市町村への国庫補助負担率のかさ上げについては、ピークである昭和54年度は三圏の合計額が約489億円であったところ、平成18年度には約3億円と大きく低減していることなどから、当該財特制度の適用期間の延長をしないこととした。

これまでの財特制度延長の経緯及び利用実績は次に掲げるとおりとなっている。

《参考1》首都圏等財特法の経緯

昭和41年	7月	2日	制定（期間10年間）
45年	3月	24日	対象地域として中部圏を追加
51年	5月	15日	適用期間延長（5年間）
56年	3月	31日	内容を見直し、適用期間延長（5年間）
61年	5月	15日	内容を見直し、適用期間延長（5年間）
平成3年	5月	1日	内容を見直し、適用期間延長（5年間）
8年	3月	31日	内容を見直し、適用期間延長（5年間）
13年	3月	27日	適用期間延長（5年間）
18年	3月	31日	内容を見直し、適用期間延長（2年間）
20年	3月	31日	適用期間非延長

《参考2》特別措置の実績

(単位:百万円)

圏域 年度	首都圏			近畿圏			中部圏			合計		
	首都圏等償発行額		利 給 金	首都圏等償発行額		利 給 金	首都圏等償発行額		利 給 金	首都圏等償発行額		利 給 金
	うち 上	か さ		うち 上	か さ		うち 上	か さ		うち 上	か さ	
昭和41	2,364	1,047	—	3,503	1,570	—	—	—	—	5,867	2,617	—
昭和42	2,105	968	6	4,053	2,002	9	1,047	—	—	6,158	2,970	15
昭和43	2,678	1,128	27	4,699	2,364	24	1,214	—	—	7,377	3,492	51
昭和44	3,172	1,297	55	7,272	4,116	44	1,267	1,144	—	13,000	6,557	99
昭和45	3,032	1,647	75	6,419	2,890	88	1,385	1,919	18	12,928	6,456	181
昭和46	7,229	4,548	95	8,110	4,291	137	4,148	3,684	54	21,039	12,523	286
昭和47	11,933	8,784	141	13,197	7,740	192	4,824	5,429	98	32,938	21,953	431
昭和48	8,328	6,680	227	7,117	4,795	300	4,619	5,170	175	23,540	16,645	702
昭和49	6,768	4,219	336	10,159	5,190	430	4,146	3,409	266	23,970	12,818	1,032
昭和50	8,032	4,121	479	5,218	3,206	565	7,280	3,136	368	20,177	10,463	1,412
昭和51	6,476	3,449	604	7,747	3,470	681	6,795	3,834	446	21,503	10,753	1,731
昭和52	10,139	5,450	821	10,615	5,031	761	12,059	5,566	528	30,737	16,047	2,110
昭和53	13,159	6,457	1,002	10,912	5,034	846	16,381	6,617	633	34,913	18,108	2,481
昭和54	15,383	8,912	1,219	10,893	5,045	1,000	18,422	6,911	786	38,308	20,868	3,005
昭和55	13,468	7,056	1,388	9,655	3,944	1,166	17,321	4,535	943	31,815	15,535	3,497
昭和56	16,834	7,511	1,495	8,737	3,314	1,164	13,652	4,084	934	34,051	14,909	3,593
昭和57	9,747	4,960	1,542	6,752	2,766	1,135	8,416	3,206	955	23,235	10,932	3,632
昭和58	10,200	4,980	1,529	9,251	3,841	1,101	7,386	2,643	908	25,176	11,464	3,538
昭和59	9,425	4,182	1,541	8,954	4,168	1,093	5,767	2,203	856	23,188	10,553	3,490
昭和60	7,046	2,559	1,505	8,446	4,201	1,051	4,516	2,735	785	21,298	9,495	3,340
昭和61	6,806	2,559	1,369	8,768	4,504	997	3,065	3,506	696	22,050	10,569	5,853
昭和62	10,020	5,014	1,000	10,687	5,715	766	4,002	7,111	502	22,051	17,840	8,262
昭和63	9,443	4,321	732	12,019	6,472	574	1,922	4,715	367	30,137	15,508	1,673
平成元	8,351	2,870	499	11,340	5,513	427	1,875	3,960	269	27,768	12,343	1,195
平成2	9,407	3,931	422	14,094	7,247	360	1,776	6,778	242	30,279	14,458	1,025
平成3	9,196	3,801	215	11,290	5,737	168	990	7,117	161	27,603	13,332	545
平成4	13,961	7,079	217	19,770	10,584	185	3,060	7,483	187	45,276	25,146	589
平成5	26,984	16,061	198	27,239	13,733	175	4,078	9,986	172	70,751	39,780	545
平成6	15,885	8,197	162	16,681	7,707	150	1,289	6,320	147	44,452	22,224	459
平成7	36,339	23,320	78	36,047	18,230	94	4,887	14,813	74	99,111	56,363	246
平成8	21,895	11,622	14	22,862	9,716	28	1,131	7,626	19	57,653	28,964	61
平成9	17,480	9,065	0	21,733	9,552	0	1,213	3,376	0	46,521	21,993	0
平成10	28,024	19,335	0	25,966	12,956	0	3,903	14,116	0	77,235	46,407	0
平成11	17,481	9,808	0	16,513	6,976	0	1,758	7,111	0	46,512	7,526	0
平成12	11,802	1,856	0	8,218	521	0	1,539	1,030	0	32,161	3,407	0
平成13	10,190	2,505	0	6,210	100	0	1,580	997	0	32,161	3,407	0
平成14	9,512	4,088	0	6,074	0	0	1,073	729	0	22,250	3,602	0
平成15	5,715	3,470	0	6,807	246	0	664	143	0	20,968	5,055	0
平成16	4,269	2,936	0	4,228	196	0	645	724	0	16,212	3,859	0
平成17	2,832	1,942	0	1,846	138	0	366	1,123	0	9,245	3,856	0
平成18	112	0	0	2,299	2,299	0	249	0	0	6,503	3,203	0
平成19	32	0	0	3,118	0	0	145	0	0	6,406	0	0

資料:総務省調べ

注:近畿、中部両圏に重複する福井、三重及び滋賀の三県は、近畿圏に含まれている。

:19年度までの時限措置のため、20年度以降の新規かさ上げや起債は行われていない。

価額の合計額が 10 億円を超え、また事業の用に供したことに伴って増加する雇用者の数が 50 人を超える工場

3. 関西文化学術研究都市関係の課税の特例措置

関西文化学術研究都市の建設を促進するため、以下のような課税の特例措置が講じられている。

(1) 文化学術研究施設

① 国 税

・法人税（特別償却） 普通償却に加え特別償却が認められる。

建物及び附属設備 6/100 機械及び装置 12/100

(2) 文化学術研究交流施設

① 地方税

・地価税 非課税

(3) 関西文化学術研究都市推進機構への寄付金に係る課税の特別措置

・個人 寄付金控除
・法人 損金算入限度額の特例

4. 大深度地下利用関係の課税の特別措置

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、当該事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を促進するため、大深度法による使用权の設定に伴い、資産を取りこわし又は除去しなければならなくなった場合で、補償金等を取得したとき、以下の課税の特別措置が講じられている。

(1) 代替資産を取得した場合の課税の繰延べ

(2) 5,000 万円特別控除

(3) 移転等の支出に充てるための交付金の総収入金額不算入

5. 特別土地保有税の非課税

三圏の都市開発区域においては、取得価額が 8 億円を超え、かつ増加雇用者数が 50 人を超える製造用設備に係る工場用敷地に対して、市町村は特別土地保有税を課することができないとされており（地方税法第 586 条）、首都圏の都市開発区域においては、その適用期限が区域指定の日から 3 年間とされている。

また、工業団地造成事業の施行者が当該事業の用に供するために取得した土地についても特別土地保有税は非課税とされている。

なお、平成 15 年度税制改正において、特別土地保有税については、平成 15 年度以降、課税は行わないものとされた。

《参考3》都市開発区域に係る不均一課税に伴う減収補填措置の実績

(単位：千円)

年 度	三 圏		首 都 圏		近 畿 圏		中 部 圏	
	計	都 県	市町村	計	府 県	市町村	県	計
昭 42	15,477				10,763	4,714		15,477
43	70,150		1,255	1,255	66,405	2,490		68,895
44	43,799	6,166	4,115	10,281	28,672	4,846		33,518
45	124,656	26,423	18,789	45,212	52,252	19,857		72,109
46	156,207	2,233	22,533	24,766	56,148	20,273		76,421
47	176,630	25,506	21,027	46,533	34,361	22,556		56,917
48	87,763	10,543	7,547	18,090	10,470	8,197		18,667
49	87,867	8,726	2,280	11,006	20,995	24,491		45,486
50	161,861	4,785	0	4,785	52,182	54,619		106,801
51	83,161	0	0	0	8,856	35,304		44,160
52	69,498	0	0	0	6,276	35,813		42,089
53	26,877	0	0	0	3,260	11,621		14,881
54	53,996	0	0	0	22,515	13,568		36,083
55	58,129	11,576	0	11,576	0	26,417		26,417
56	40,247	0	0	0	17,855	17,663		35,518
57	29,851	0	0	0	13,715	13,715		13,715
58	88,384	0	0	0	42,841	11,793		54,634
59	200,004	0	0	0	126,604	47,381		173,985
60	290,554	0	0	0	20,063	235,998		256,061
61	359,099	0	0	0	148,200	62,167		210,367
62	236,607	0	0	0	90,168	28,525		118,693
63	104,850	0	0	0	39,269	12,362		51,631
平 元	149,578	0	0	0	36,539	51,065		87,604
	233,494	0	0	0	124,778	58,822		183,600
2	214,379	0	0	0	46,307	60,121		106,428
3	467,522	0	0	0	112,382	43,107		155,489
4	405,559	0	0	0	58,079	27,213		85,292
5	360,381	0	0	0	39,623	35,733		75,356
6	191,088	0	0	0	30,810	13,570		44,380
7	139,387	0	0	0	0	25,049		25,049
8	149,470	0	0	0	13,806	8,506		22,312
9	111,758	0	0	0	0	49,228		49,228
10	234,892	0	0	0	106,628	51,686		158,314
11	213,204	0	0	0	12,074	72,126		84,200
12	153,552	0	0	0	134	86,348		86,482
13	202,417	0	0	0	55,481	52,498		107,979
14	113,796	0	0	0	17,136	16,620		33,756
15	55,565	0	0	0	0	11,076		11,076
16	23,434	0	0	0	0	3,842		3,842
17	108,210	0	0	0	0	70,787		70,787
18	64,114	0	0	0	26,044	27,817		53,861
19	112,845	0	0	0	39,903	14,634		54,537
20	101,727	0	0	0	7,900	2,131		10,031
21	141,605	0	0	0	63,968	1,011		64,979
22	22,401	0	0	0	0	0		0
23	75,659	0	0	0	16,226	44,247		60,473
24	10,285	0	0	0	0	5,249		5,249
25								

資料：総務省調べ

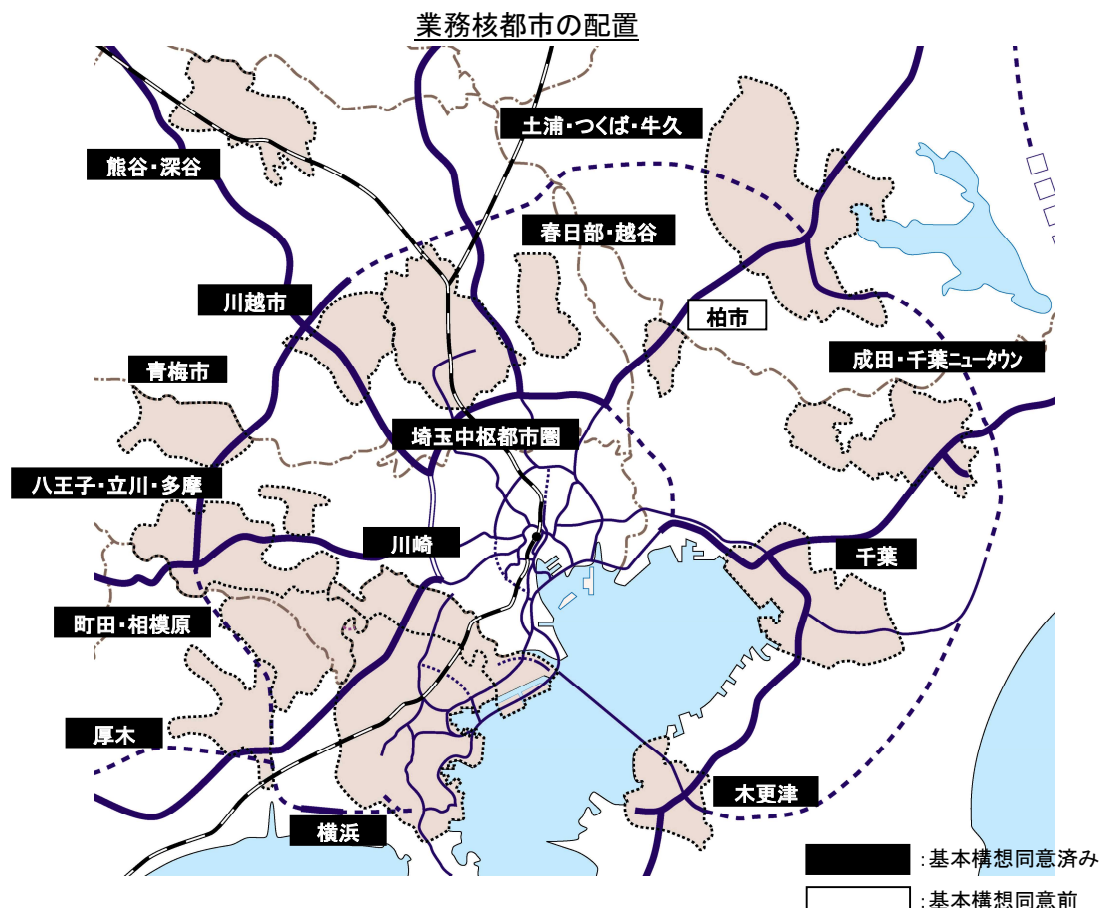
5. 業務核都市の整備

5-1 業務核都市の背景と目的

東京圏における住宅問題、職住遠隔化等の大都市問題の解決を図るため、東京都区部以外の地域で相当程度広範囲の地域の中心となるべき都市（業務核都市）を業務機能をはじめとした諸機能の集積の核として重点的に育成整備し、東京都区部への一極依存型構造をバランスのとれた地域構造に改善していくことが必要である。このため、「第4次首都圏基本計画（昭和61年6月決定）」において業務核都市の整備の考え方が示され、さらに昭和63年に制定された多極分散型国土形成促進法において業務核都市制度が定められ、これらに基づき業務核都市の育成・整備が進められてきたところである。

その後、平成11年3月に決定された「第5次首都圏基本計画」では、首都圏における地域構造の目標として「分散型ネットワーク構造」が掲げられた。これは拠点的な都市を中心に諸機能がバランスよく配置された自立性の高い地域を形成するとともに、首都圏内外の拠点とも相互の連携・交流によって機能を分担し、補完し高めあう構造である。東京中心部の近郊の地域では、業務機能等の都市機能集積を有し広域的な連携・交流の要となる「広域連携拠点」を、業務核都市として育成・整備することとされた。

平成28年3月に改定された首都圏整備計画においても、自立性の高い地域の中心として、各都市の既存集積、立地、交通条件、自然環境等の特徴をいかした個性的で魅力ある都市を目指して整備を推進するとされている。



5-2 多極分散型国土形成促進法における業務核都市制度の概要

1. 制度上の基本概念

(1) 業務核都市

東京圏の東京都区部以外の地域においてその周辺の相当程度広範囲の地域（自立都市圏）の中核となるべき都市の区域。業務核都市の区域は、業務核都市ごとに策定される業務核都市基本構想において定められる。

なお、多極法第22条第4項では、業務核都市基本方針について国土形成計画、首都圏整備計画等の計画との調和が保たれなければならないと規定しており、また、首都圏整備計画では業務核都市について以下のとおり定めている。

○業務核都市（東京都市圏の広域連携拠点）〔首都圏整備計画〕

東京都市圏	広域連携拠点の名称	主務大臣同意済みの 業務核都市基本構想の名称
西 部	横浜・川崎広域連携拠点	横浜業務核都市基本構想
		川崎業務核都市基本構想
	厚木広域連携拠点	厚木業務核都市基本構想
	町田・相模原広域連携拠点	町田・相模原業務核都市基本構想
	八王子・立川・多摩広域連携拠点	八王子・立川・多摩業務核都市基本構想
北 部	青梅広域連携拠点	青梅業務核都市基本構想
	川越広域連携拠点	川越業務核都市基本構想
	熊谷広域連携拠点	熊谷・深谷業務核都市基本構想
	さいたま広域連携拠点	埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想
	春日部・越谷広域連携拠点	春日部・越谷業務核都市基本構想
	柏広域連携拠点	
東 部	土浦・つくば・牛久広域連携拠点	土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想
	成田広域連携拠点	成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想
	千葉広域連携拠点	千葉業務核都市基本構想
	木更津広域連携拠点	木更津業務核都市基本構想

※令和2年4月1日現在

(2) 業務施設集積地区

業務核都市の区域のうち業務施設を特に集積させることが適当と認められる地区。業務施設集積地区においては同地区を整備する上で中核となる施設の整備等が促進される。

(3) 中核的施設

多極法政令で定める業務施設集積地区を整備する上で中核となる施設（以下11種類の施設）。

- 研究施設
- 情報処理施設
- 電気通信施設又は放送施設（有線テレビジョン放送施設を含む。）
- 展示施設又は見本市場施設

- 研修施設又は会議場施設
- 交通施設（道路及び飛行場にあつては、民間事業者が設置及び運営するものに限る。）〔例：鉄軌道、飛行場、ターミナル、駐車場等〕
- 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、情報処理又は電気通信を高度に行うための機能並びに建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもの
〔例：インテリジェントビル〕
- 流通業務施設
〔例：トラックターミナル、卸売市場、倉庫、荷さばき場等〕
- 教養文化施設
〔例：図書館、博物館、美術館、劇場、コンサートホール、映画館、資料館、体験学習施設等〕
- スポーツ又はレクリエーション施設
〔例：運動場、水泳場、トレーニングセンター等〕
- 前号各号に該当しない施設であつて、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの
〔例：多目的ホール、多目的ドーム、多目的コロシウム、多目的広場等〕

（４）東京圏の範囲

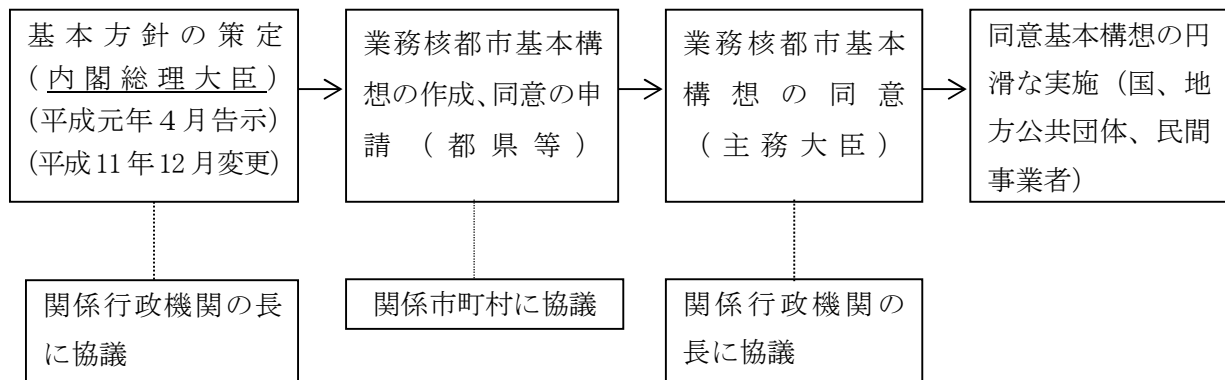
東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県及び茨城県の区域のうち、東京都区部及びこれと社会的経済的に一体である地域（具体的には、首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地帯並びに都市開発区域のうち土浦・阿見地区、筑波地区及び熊谷・深谷地区）。

（５）主務大臣

地域振興の観点から全般的に本制度を所管すべき大臣	中核的民間施設に係る事項を所管する観点からの主務大臣
国土交通大臣 総務大臣 経済産業大臣	多極法政令に規定する施設ごとに国土交通省令（平成４年 11 月 25 日国土交通省令第 51 号）で定める細分に係る施設の設置及び運営に関する行政を所管する大臣

２．業務核都市整備の手続

- ① 国土交通大臣が、事務所、営業所等の業務施設を集積させることにより、その整備を図るための業務核都市基本方針を策定する。（平成元年４月告示）
- ② 都県又は政令指定都市は、業務核都市基本方針に基づき「業務核都市基本構想」を作成し、主務大臣に対して基本構想の同意申請を行う。
- ③ 主務大臣は、関係行政機関の長に協議した後、業務核都市基本構想に同意する。
- ④ 主務大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、同意された業務核都市基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力する。



注) 下線は決定及び変更時(カッコ内の年月)の策定者であり、現在は国土交通大臣。

3. 支援措置

(1) 地方債の特例等(法第26条で法第18条を準用)

多極法第26条に基づく事業(公設民営の中核的施設の整備事業等)が一般単独事業債の対象

５－３ 業務核都市基本方針（平成元年４月１１日決定、総理府告示第１９号） （平成１１年１２月９日変更、総理府告示第４５号）

東京圏では、国際化、情報化の進展、産業のソフト化、サービス化等を背景とした東京都区部を中心とした各種業務機能の集中に伴い、土地問題、住宅問題、通勤の遠隔化等の大都市問題の解決が大きな課題となっている。

このような大都市問題を解決するためには、東京圏への人口及び諸機能の過度の集中を是正し、諸機能の全国的な適正配置を図るとともに、東京圏における東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立した相当程度広範囲の地域（以下「自立都市圏」という。）から成るバランスのとれた圏域構造に改善することにより職住が近接した総合的な居住環境の形成を図ることが、対応の急がれる課題となっている。このような自立都市圏を形成していくためには、まず、東京都区部における諸機能の集積による吸引力を緩和するため、東京圏内の一定の都市を業務機能を始めとした諸機能集積の核として定め、重点的に育成整備し、自立都市圏の形成を先導する必要がある。

この方向は、首都圏基本計画（第四次）及び第四次全国総合開発計画においても明らかにされているところである。

本基本方針は、このような基本的認識の下に、東京都区部における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中を是正し、これらの機能の東京圏における適正な配置を図るため、多極分散型国土形成促進法（昭和６３年法律第８３号。以下「法」という。）第２２条第１項に規定する業務核都市について、その整備に関する基本方針を定めるものである。

一 法第２２条第１項に規定する整備（以下「業務核都市の整備」という。）に関する基本的な事項

１ 業務核都市の性格及び機能

業務核都市は、次のような性格及び機能を有するものとして整備を推進するものとする。

- （１）東京圏における東京都区部への一極依存構造を是正し、複数の自立都市圏から成るバランスのとれた圏域構造に改善することにより住宅問題、通勤の遠隔化等の大都市問題を解決し、もって職住が近接した総合的な居住環境の形成に資する都市であること。
- （２）東京圏における自立都市圏の中核となる都市にふさわしい都市機能、就業機会の確保を図るため、業務機能等の導入を図るとともに、教養文化、スポーツ、レクリエーション等生活の機能の導入も併せて行うこと。
- （３）これらの機能を高めていくため、行政、経済、文化等に関する機能の全国的な適正配置に配慮しつつ、東京都区部との適切な機能分担と相互連携の下に業務核都市に業務施設の移転を促進すること等によりこれらの諸機能を誘導するとともに、東京圏において今後分担することが期待される機能の育成を進めるものであること。また、この際、当該都市の自主性、創意工夫に基づきながら当該都市の文化、伝統、地域の特性等に応じた適切な機能の分担を図り、もって各自立都市圏相互の円滑な連携を促進するものであること。
- （４）東京圏を構成する個々の自立都市圏となるべき地域に複数の業務核都市が配置される場

合は、個々の業務核都市の整備は相互に有機的な連携を有し、一体となって自立都市圏の形成を先導するものであること。

- (5) 当該都市の区域内に、業務施設集積地区が一ないし数箇所程度存在するものであり、数箇所存在する場合は、それらが相互に有機的な連携を有する一体的な地域であること。

2 業務核都市の整備の進め方

業務核都市の整備は同意基本構想に基づいて行い、その整備に当たっては、長期的展望に立ちつつ、当面21世紀初頭を目標として、次の事項に留意しつつ、計画的かつ一体的な整備に努めるものとする。

- (1) 民間事業者、地域住民等の創意工夫をいかしつつ、その能力及び活力を活用しようとするものであること。
- (2) 業務核都市の整備に必要な公共施設の整備が図られるものであること。
- (3) 土地利用関係の法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用を推進するとともに、地価の安定等に配慮するものであること。
- (4) 業務核都市の調和ある発展が図られるよう地域の自然環境、産業、居住機能等に配慮するものであること。
- (5) 豊かで魅力ある業務核都市の整備が図られるよう、地方公共団体が策定した地域計画等を踏まえ、地域の自主性を尊重し、当該都市の文化、伝統、地域の特性等をいかした特色ある街づくりに配慮するものであること。

二 業務核都市の設定に関する事項

業務核都市の整備を行おうとする地域は、首都圏整備計画を踏まえ、次の諸点に留意して設定するものとする。

- (1) 広域的な経済社会生活圏の中心であること。

就業及び住民の日常社会生活上の通常の需要がほぼ充足される一体とした圏域の中にあつて、相当規模の人口を有し、これらの需要がほぼ充足される都市機能の集積等を有する都市であること。

- (2) 行政、経済、文化等に関する機能の東京圏における適正な配置に資するものであること。

広域的な幹線交通施設及びその計画、これらへのアクセスの状況、後背地の規模等から判断して、現在東京都区部に過度に集中している業務核都市等の施設、自立都市圏の中核としてふさわしい生活関連施設等のバランスある配置の受け皿となる都市であること。

- (3) 中核的施設及び業務施設の用に供する土地の確保が容易であること。

土地の利用状況、土地に係る法律等による規制の状況、地価等を総合的に判断して、業務施設集積地区と見込まれる地区において中核的施設及び業務施設の用に供することが可能な土地の確保が容易であること。

なお、中核的民間施設については、立地可能性調査等により整備が確実と見込まれるものであること。

- (4) 整備される業務施設集積地区がそれぞれ有機的なつながりを持ち得るよう、自然的社会的経済的条件からみて業務核都市の整備が一体として効率的に行われることが適当であると認められる接続した地域であつて、原則として市町村を単位として設定するものであ

ること。

三 業務施設集積地区の設定に関する事項

1 業務施設集積地区の性格及び機能

業務施設集積地区は、業務施設を特に集積させることが適当と認められるもので、次のような性格及び機能を有するものとする。

- (1) 中核的施設を始めとして、業務機能その他の機能に係る施設が総合的かつ計画的に整備されるものであり、当該業務核都市の育成整備の拠点となるべき地区であること。
- (2) 業務機能等の導入が図られ、就業機会が確保されることにより、業務核都市における職住が近接した地域社会の実現に資するものであること。
- (3) 業務機能集積の中心となり、人及び施設が集積する地区における良好な生活空間の形成等の地域づくりの観点から秩序ある土地利用や良好な景観形成に対する配慮がなされ、立地する環境との調和が十分図られると認められる地域であること。
- (4) 複数の業務施設集積地区を設定しようとするときは、それらが相互に有機的な連携を有することにより、一つの業務核都市を形成するものであること。

2 業務施設集積地区の立地及び規模

業務施設集積地区は、市町村の区域内の町界、字界等明確な境界によって設定するものであり、次の要件を満たすものであること。

- (1) 都市的土地利用が適当と認められる地域であって、業務核都市における当該地区の位置、施設のために確保できる用地の存在、既存施設の集積の程度、現在進行中のプロジェクト等を総合的に勘案して、一体的かつ総合的に整備されることが適当と認められる地域であること。
- (2) 業務核都市の有している既存の機能の集積の活用、適切な機能分担等がなされていることにより既存の機能集積と有機的な連携が図られている地域であること。
- (3) 他の業務施設集積地区等業務核都市内の主要な地域及び幹線道路、鉄道等交通施設への交通アクセスが現在整備されているか、又はその整備が見込まれていること。
- (4) 原則として、おおむね数十ヘクタールから数百ヘクタールまでの接続した地域であって、箇所数は1から数箇所程度までであること。

なお、地区の区域に水域を含むことは差し支えないものであること。

四 中核的施設の設置、中核的民間施設の運営及び公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

1 中核的施設の設置及び中核的民間施設の運営に関する基本的な事項

(1) 中核的施設の性格及び機能

中核的施設は、業務核都市において総合的かつ計画的に整備される業務機能その他の機能に係る施設のうちで、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和61年法律第77号。以下「特定施設整備法」という。）第2条第1項の各号に掲げる施設（以下「特定施設」という。）又は多極分散型国土形成促進法施行令（昭和63年政令第194号。以下「令」という。）第7条各号に掲げる施設（以下「政令施設」という。）のうち、次のいずれかに該当すると認められるものであること。

なお、個別の基本構想において中核的施設としての適格性を有すると判断される種類及び規模のものであること。

- ① 業務機能集積のために必要な基盤となる施設（業務機能の集積のための基盤として共通的に利用される施設又は中心的な役割を担う施設）
- ② 業務機能集積を誘発させる先導的な施設（シンボル性を有すること等により、業務機能を集積させる上で核となり、業務施設の集積を先導する施設）

中核的施設については、その種類、位置、規模及び機能に関する基本的な事項の具体的内容が明らかであり、また、中核的民間施設については、その運営に関する基本的な事項の具体的内容も明らかであること。このうち、種類について、特定施設にあつては当該施設が特定施設整備法第2条第1項各号のいずれに属するかが明らかであり、特定施設以外の中核的施設にあつては当該施設を構成する施設が次の区分の具体例に準じて政令施設ごとに明らかにされていること。

なお、他の施設に附属している施設と考えられるものは主たる施設に区分すること。

ア 研究施設

研究の用に供される施設

例 研究施設

イ 情報処理施設

各種の情報につき、計算、検索その他これらに類する処理又は提供を行う施設

例 情報処理センター等

ウ 電気通信施設又は放送施設

地域内外の電気通信又は放送のための施設

例 電気通信施設、放送局、有線テレビジョン放送施設等

エ 展示施設又は見本市場施設

展示又は見本市の用に供される施設

例 展示施設、見本市場施設

オ 研修施設又は会議場施設

研修又は会議の用に供される施設

例 研修施設、会議場施設

カ 交通施設

地域内外の移動等のための施設

例 道路、鉄軌道、飛行機、ターミナル、駐車場、駐輪場等

キ 事業場として相当数の企業等に利用させるための施設であつて、当該企業等の業務の円滑な実施を図るため、情報処理又は電気通信を高度に行うための機能並びに建築設備の制御及び作動状態の監視を高度に行うための機能を有するもの。

例 インテリジェントビル等

ク 流通業務施設

貨物の積卸し、保管、荷さばき等を行う施設

例 トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他の貨物の積卸しのための施設、卸売

市場、倉庫その他の保管施設、荷さばき施設等

ケ 教育文化施設

生涯を通じた学習活動、音楽、美術、工芸等の文化創作活動等のための施設

例 劇場、図書館、博物館、美術館、動物園、植物園、水族館、資料館、体験学習施設、コンサートホール、映画館等

コ スポーツ又はレクリエーション施設

心身の健全な発展を図り、レクリエーションに資するための施設

例 運動場（テニスコート等を含む。）水泳場、スキー場、スケート場、弓場、体育館、トレーニングセンター、ゴルフ場、ボウリング場、各種練習場、広場、遊園地、野営場、フィールド・アスレチック、クロスカントリーコース、バードウォッチング施設、ロッジ、バンガロー、キャビン、リフト、ロープウェー、ケーブルカー、サイクリングロード、遊歩道、乗馬場、観光農園、牧場、遊覧バスターミナル、遊覧鉄道ターミナル、マリーナ、漕艇場、遊漁船等利用施設、遊覧船ターミナル、人工海浜、サーフィン場、遊覧航空機用飛行場、ハンググライダー場、釣堀・釣り場等

サ 前各号に該当しない施設であって、スポーツ、音楽、展示等の用に供するための多様な機能を有するもの

アからコまでに該当しない一の施設であって、当該施設が専ら一の用途のみに供するための機能を有するものではなく、スポーツ、音楽、展示等複数の用途に供するための多様な機能を有する施設

例 多目的ホール、多目的ドーム、多目的コロシアム、多目的広場等

（２）中核的施設の設置

中核的施設の設置に関しては、次の諸点に留意したものであること。

なお、民間事業者の能力の活用に当たっては、民間事業者の施設整備はもとより、地方公共団体が整備した施設を民間事業者に貸し付け、出資の目的とする方式を適切かつ有効に活用する等により、中核的施設の種類及び地域の実状に応じた活用が図られるよう配慮しているものであること。

- ① 業務施設集積地区を整備する上で必要な機能及び規模を有する中核的施設が、全体として確保されるものであること。
- ② 各中核的施設が総合的かつ計画的に設置され、相互に有機的な連携を有するものであること。
- ③ 当該業務核都市及び業務施設集積地区の特性をいかした特色ある魅力的な施設を設置するものであること。
- ④ 既存の施設も含め、中核的施設が施設全体と調和が図られるよう配慮するものであること。
- ⑤ 水質等の保全、良好な景観やアメニティ等の保持・形成及び秩序ある土地利用に十分配慮するものであること。

(3) 中核的民間施設の運営

中核的民間施設の運営については、次の諸点に留意したものであること。

- ① 運営についての専門的知識等を有する民間事業者によつて的確な運営が行われるものであること。
- ② 高水準の業務活動、サービス提供等を行うよう努めるとともに、安定的かつ健全な経営が行われるよう利用者の確保及び増大に努めるものであること。
- ③ 地域産業の振興に努めるとともに、地域の文化等に配慮したものであること。
- ④ 業務施設の誘致の促進が図られるよう地方公共団体及び企業誘致等を行う組織と密接に連携をとりつつ、各種イベントを行う等施設の戦略的な運営に努めるものであること。
- ⑤ 主体の密接な連携・協力の下に地域全体としての一体的な運営が図られるよう努めること。

2 公共施設等の整備の方針に関する基本的な事項

公共施設の整備は、業務核都市の整備の推進上不可欠であり、その計画的かつ一体的整備により中核的施設その他の施設の整備の一層の促進が図られるとともに、それらの施設の機能をより増進させるものである。このため、業務核都市の整備の基盤となる道路、下水道、公園、緑地、広場、飛行場、河川等の公共施設の整備が重点的、計画的かつ着実に図られるものであること。また、住宅施設、公益的施設、その他の施設の整備についても公共施設及び中核的施設の整備と十分整合して計画的に行われることにより、地域の一体的整備が図られるものであること。

五 環境の保全、地価の安定その他業務核都市の整備に際し配慮すべき重要事項

1 地域の振興又は整備に関する計画等との調和

業務核都市の整備は、国土総合開発計画、首都圏整備計画その他地域の振興又は整備に関する計画及び道路、鉄道、港湾、空港、河川等の施設に関する国の計画との調和が図られているものであること。

2 環境の保全

業務核都市の整備に当たっては、必要に応じて環境に与える影響を調査・検討すること等により、大気汚染、生活排水による水質汚濁等の公害の防止、自然環境の保全、文化財の保護、産業廃棄物の適正な処理等環境の保全に十分に配慮するものであること。

3 地価の安定

業務核都市の整備に当たっては、地価動向及び土地取引状況の監視に努め、必要応じ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）に定める監視区域の指定を行う等現行法制の積極的活用を図ることとし、土地の投機的取引及び地価の高騰が生ずることがないように留意するものであること。

4 適正かつ合理的な土地利用

調和のとれた業務核都市にふさわしい空間形成を図り乱開発を防止するため、土地利用関係法令の適切な運用を行うとともに、業務施設集積地区の秩序ある整備を推進するため、工場跡地、国公有地等の有効活用、一体的な面的整備の実施を図ることにより、また、国土利

用計画その他の土地利用に関する計画に基づき、適性かつ合理的な土地利用が図られるよう適切に配慮するものであること。

5 災害の防止等

業務核都市の整備に当たっては、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために、建物の不燃堅牢化の促進、河川、道路、公園及び緑地の整備等都市の防災構造化対策等に努めること。

また、適切な治山、治水対策等による国土の保全、水資源の確保、交通の安全と円滑の確保及び都市生活のセキュリティの確保について配慮するものであること。

6 業務機能と居住機能の調和

業務核都市の整備に当たっては、職住が近接した総合的な居住環境の形成を図ることがその整備の趣旨であることから、業務機能と居住機能の調和が図られるよう努めること。

7 広域的な交通体系についての配慮等

業務核都市が相互に補完しつつ一体となった秩序ある東京圏整備の推進のため、業務核都市相互の連携を図るとともに自立都市圏の域内の各地を結ぶ交通体系の整備が図られるよう配慮すること。

また、業務核都市の情報受発信機能の強化を図るため、これに対応した情報・通信体系の整備を促進するよう配慮すること。

8 東京圏内の地方公共団体間の連携の充実強化

東京圏の地域構造の改善は単に個々の地方公共団体による都市整備で実現するものではなく、地方公共団体が相互に連携をとりつつ各主体が一体となって実現が可能となるものであることから、関係地方公共団体等による連絡調整の充実強化を図るよう努めること。

9 事業の円滑な実施のための推進連絡体制の確立

業務核都市の円滑な整備を促進するため、都県内における調整・連絡体制の充実強化を図るとともに、関係地方公共団体、関係事業者等の連携を確保し、各主体が一体となった業務核都市整備が行われるよう努めること。

10 業務機能の集積促進のための措置の実施

東京圏内に立地している民間事業者に対し、業務核都市の整備に係る支援措置を講ずること、実施されている個々の事業等の情報を周知徹底すること等により、業務核都市への業務機能の集積が促進されるような各種の措置の実施に努めること。

5-4 業務核都市に関する基本構想概要

構想名	対象地域	整備の方針	業務施設集積地区及び中核的施設
千葉業務核都市基本構想 (平成3年3月19日承認)	千葉市(一部を除く。)及び習志野市の一部	千葉市(習志野市の一部を含む。)を東京都区部からの業務機能を始めとした諸機能の分散の受け皿として、重点的に育成整備することにより、21世紀を展望し、世界に開かれた国際的業務核都市を目指す。	●幕張新都心地区 ・日本コンベンションセンター〔幕張メッセ〕 ・幕張テックガーデン ・(仮称)ワールド・ビジネス・ガーデン・ジャパンインフォメーションセンター〔ジャパン・ビジネス・センター〕 ●千葉都心地区 ・千葉都市モノレール ・千葉急行電鉄線〔京成電鉄千原線〕
木更津業務核都市基本構想 (平成4年3月30日承認、同5年10月12日一部変更、同17年3月16日一部変更)	木更津市(一部を除く。)及び君津市の一部	木更津市(君津市の一部を含む。)を東京都区部からの業務機能、研究開発機能等諸機能の分散の受け皿として、重点的に育成整備することにより、千葉市等とも連携を図りつつ、千葉自立都市圏の形成を先導する。	●かずさアカデミアパーク地区 ・かずさDNA研究所 ・かずさアカデミアセンター〔かずさアーク〕 ・かずさDNA研究所ほか共同研究開発センター ●木更津都心地区 ・海洋性レクリエーション施設
埼玉中枢都市圏業務核都市基本構想 (平成4年4月15日承認、同15年11月19日一部変更)	さいたま市、上尾市(一部を除く。)及び伊奈町	さいたま市、上尾市及び伊奈町の2市1町を東京都区部からの広域行政機能、業務機能等諸機能の分散の受け皿として、重点的に育成整備することにより、埼玉自立都市圏の形成を先導する。	●浦和地区 ・浦和駅東口地下公共自動車駐車場〔さいたま市営浦和駅東口駐車場〕 ・武蔵浦和駅周辺再開発ビル☆ ・武蔵浦和駅周辺地下駐車場〔武蔵浦和駅東口地下自転車駐車場〕 ●大宮・さいたま新都心及び周辺地区 ・さいたまスーパーアリーナ ・南側中核施設群☆ ・けやきひろば ・北与野駅北口地下駐車場 ・さいたま新都心16街区駐車場 ・さいたま新都心14街区シネマコンプレックス〔コケン新都心内「MOVIX さいたま」〕 ・さいたま新都心14街区多目的広場 ・さいたま新都心14街区歩行者デッキ ・さいたま新都心4街区会議場〔JR さいたま新都心ビル〕 ・さいたま新都心4街区健康サポートセンター ・さいたま新都心5街区ショールーム〔さいたまシティ・アウェーブ・プラザ〕 ・さいたま新都心5街区歩行者デッキ
土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想 (平成5年2月1日承認、同16年7月23日一部変更)	土浦市、つくば市、牛久市	国際性と筑波研究学園都市等における科学技術関連の高度な集積を特色とし、東京都区部からの諸機能の受け皿として、茨城南部自立都市圏の中心となる業務核都市を整備する。 豊かな自然環境を活かすとともに、業務機能等の配置との関連に配慮した住宅を整備することにより、ゆとりとうるおいのある職住近接型の居住環境づくりを進める。	●土浦駅周辺地区 ・土浦ケーブルテレビ ●研究学園中央地区 ・つくば国際コンベンションホール ・つくば市民交流センター〔つくばカピオ〕 ・つくば南駐車場〔南3駐車場〕 ・(仮称)20街区立体駐車場〔北1駐車場〕 ・(仮称)東立体駐車場〔南2駐車場〕 ・(仮称)北立体駐車場〔北2駐車場〕 ・(仮称)天久保立体駐車場〔北3駐車場〕 ・(仮称)南2立体駐車場〔南4駐車場〕 ●牛久北部地区 ・牛久フロンティア・ビジネスパーク ・牛久北部東立体駐車場
横浜業務核都市基本構想 (平成5年2月1日承認、平成14年6月7日変更同意、平成15年12月19日一部変更同意、平成18年12月26日一部変更同意)	横浜市	首都圏を代表する業務核都市として活力ある自立都市を目指し、横浜都心、新横浜都心、5つの副都心及び京浜臨海部を重点的に機能強化して、職住が近接した多心型の都市構造の形成を図る。 中枢管理機能の強化を図るとともに、企業活動を支援するサービス機能の集積、良質なオフィスの建設誘導等の都市	●横浜都心及び周辺地区 ・横浜国際平和会議場〔パシフィコ横浜〕 ・横浜ランドマークタワー ・クイーンズスクエア横浜 ・みなとみらい線 ・横浜駅西口地下駐車場 ・横浜情報文化センター ・ヨコハマ・ポートサイド F1 街区(ポートサイド・グレイビル) ・横浜メディア・ビジネスセンター ・国立横浜国際会議場 ・赤レンガ倉庫〔赤レンガ倉庫〕

		の質的向上を図り、魅力ある業務拠点を整備する。また、コンベンション機能や研究開発機能、国際交流機能の導入を図ることにより業務機能を充実させる。	・北仲通南再開発ビル [第一工区横浜アイランドタワー] ・ヨコハマ・クリエーション・スクエア(YCS) ・横浜みなとみらいホール ・独立行政法人国際協力機構横浜国際センター [JICA横浜] ・横浜港大さん橋国際客船ターミナル ●新横浜都心地区 ・新羽車輛基地上部有効利用ビル(仮称) ・神奈川東部方面線☆ ・日産スタジアム ●港北ニュータウンセンター地区 ・ビジネスコア ・横浜貯金事務センター ●鶴見駅周辺地区 ・鶴見駅東口再開発ビル [シークレイン] ●戸塚駅周辺地区 ・横浜市立大学木原生物学研究所 ・戸塚駅西口再開発ビル [トツカーナ・個別ビル等] ●上大岡駅周辺地区 ・ゆめおおおか ・camio(カミオ) ●二俣川・鶴ヶ峰駅周辺地区 ・鶴ヶ峰駅南口再開発ビル [ココロツト鶴ヶ峰] ・神奈川東部方面線☆ ●京浜臨海部地区 ・テクノウェイ 100 ・ニューステージ 横浜 ・テクノロジー・ビレッジ・パートナーシップ(TVP) ・生麦ファクトリーパーク ・末広ファクトリーパーク ・リーディングベンチャープラザ (横浜新技術創造館) 1号館、2号館 ・独立行政法人理化学研究所 「横浜研究所」 ・横浜市立大学大学院(連携大学院) ・横浜市産学共同研究センター (実験棟・研究棟)
八王子・立川・多摩業務核都市基本構想(平成7年8月1日承認(八王子・立川)、同14年11月7日変更同意(多摩を追加))	八王子市、立川市及び多摩市	八王子市では、学園都市としての特性を生かし、産学公交流を核とする研究開発機能の強化及び中心市街地の活性化による活力あるまちづくりを進める。立川市では、国の行政機関等の移転をはじめ、業務・商業機能の強化及び文化・情報・交流機能の導入を図る。多摩市では、ニュータウンにおける大学、企業及び人材等の集積を視野に入れ、質の高い都市基盤や受け皿を生かして教育・文化・情報等の機能の導入を図る。 今後さらに、これら機能を相互に補完し連携を図り、三市を東京都市圏西部における要となる広域連携拠点として重点的に育成・整備を進め、多摩地域の自立に寄与する業務核都市として、東京圏全体の発展に大きく寄与していく。	●八王子中心市街地地区 ・八王子スクエアビル ・八王子駅南口再開発ビル[ササノスカイタワー八王子] ・八王子スクエアビル内「学園都市センター」 ・八王子駅北口地下駐車場 ・「男女共同参画センター」「消費者センター」「消費者生活センター」 ・(仮称)旭町・明神町業務商業ビル ・八王子駅南口駐車場 ●八王子インターチェンジ周辺地区 ・(仮称)流通業務センター ●八王子ニュータウン地区 ・(仮称)生活・デザイン研究センター ●南大沢センター地区 ・パオレ ・フレコ南大沢 ●たちかわ新都心及び周辺地区 ・多摩都市モノレール ・文化・交流・情報センター[GREEN SPRINGS] ・フェアレ立川センタースクエア ・同ビル内「女性総合センター」「立川市中央図書館」「公共駐車場」 ●多摩センター及び周辺地区 ・[TELEHOUSE TOKYO Tama3] ・(仮称)高度情報幹線中継施設

			・多摩都市モノレール ・共同利用駐車場 ・パルティン多摩 ・東京厚生年金健康づくりセンター 〔サンビニア多摩〕〔桜美林大学多摩アカデミービル〕 ・(仮称)中央図書館等機能施設
川崎業務核都市基本構想 (平成9年3月31日承認)	川崎市	生産・研究開発機能の再編と一層の高度化及び業務・商業、生活・文化、国際交流機能等の都市機能の集積の促進、拠点整備と一体となった都市型住宅の整備や良好な住宅地の形成等により、ゆとりと潤いのある居住環境の創出を図る。 横浜市、厚木市との連携を図りつつ、神奈川自主都市圏の中心となる業務核都市を目指すとともに、他の自主都市圏との連携・交流を促進する。	●川崎都心地区 ・川崎駅前ターミナルパーク ・ソリッドスクエア ・川崎駅西口文化ホール 〔ミュージアム川崎シネマホール〕 ・2001プラザ(仮称) ・多目的市民利用施設 〔ラゾーナ川崎プラザ〕 ・川崎駅西口地区再開発ビル 〔ミュージアム川崎〕 ・鹿島田駅西地区再開発ビル 〔新川崎スクエア〕 ●麻生新都心地区 ・マイコンシティセンター〔かわさきマイコンシティ〕 ・アートセンター〔川崎市アートセンター〕 ●小杉第3都心地区 ・小杉駅南口地区再開発ビル 〔小杉コアタウン〕 ・武蔵小杉ターミナルプレイス ・日本電気玉川事業場再開発ビル 〔NEC玉川ルネサンスシティ〕 ●溝口副都心地区 ・かながわサイエンスパーク ・HCビジネスフロンティア(仮称) ・溝口駅北口地区再開発ビル〔ノクティ〕 ●浮島・東扇島地区 ・土木学術史料館(仮称) ・かわさきファースト物流センター・インポート・エクスポート 〔かわさきファースト物流センター〕
厚木業務核都市基本構想 (平成9年3月31日承認)	厚木市	東京・横浜方面と東海・多摩方面との交通結節点としての立地条件と研究開発及び高度技術生産機能等の産業や高次教育機能等の既存の集積を生かして、先導的な研究開発機能や情報関連業務機能等の導入を促進し、職住が近接し、自然環境と調和した業務核都市を育成・整備する。	●東名厚木インターチェンジ周辺地区 ・厚木サテライト・ビジネス・パーク ・(仮称)厚木メディア・ドライブ ●本厚木駅周辺地区 ・ルリエ本厚木 ・東町スポーツセンター ●森の里及び周辺地区 ・研究交流センター
熊谷・深谷業務核都市基本構想 (平成15年11月19日同意)	熊谷市、深谷市	熊谷駅周辺、深谷駅周辺を中心に、商業・業務・生活支援機能の集積を進め、職住近接と多様なライフスタイルを図ることにより、埼玉県北部地区の中心となる業務核都市を整備する。	●熊谷駅周辺地区 ・テクノグリーンセンター ・熊谷駅東地区再開発ビル〔ティアラ21〕 ・熊谷駅東口駅前広場 ・熊谷駅正面口駅前広場 ・熊谷駅南口駅前広場 ・熊谷市営本町駐車場 ●深谷駅周辺地区 ・生活支援複合施設 ・(仮称)街かど広場
成田・千葉ニュータウン業務核都市基本構想(平成16年3月23日同意)	成田市、印西市、白井市(一部)、富里市(一部)、印旛村、本埜村(一部)	成田・千葉ニュータウン地域については、都心と成田空港とを結ぶ、新たな鉄道アクセスルートとなる成田新高速鉄道や北千葉道路等の骨格的交通軸の整備促進を図りつつ、成田地域における国際交流機能や国際物流機能の展開、千葉ニュータウン地域における空港を生	●成田空港周辺地区 ・成田新高速鉄道〔成田スカイアクセス〕 ・成田空港旅客ターミナルビル ・成田国際物流複合基地 ●成田都心地区 ・成田ケーブルテレビ ・成田新高速鉄道〔成田スカイアクセス〕 ・(仮称)JR成田駅東口駅前再開発ビル 内公益施設

		かした業務管理機能、先端的な研究開発機能や居住環境機能の一層の集積を進める。両地域が連携することで、首都圏における広域連携拠点としての役割を果たす。	●千葉ニュータウン地区 【千葉ニュータウン中央駅圏】 - 千葉ニュータウンケーブルテレビ（らーばんねっと） - タウンセンター複合施設 [イオンモール千葉ニュータウン] - 北総花の丘公園 - 北総・公団線 [北総線] 【印西牧の原駅前圏】 （仮称）7 駅複合施設 [BIG HOP ガーデンモール印西] - 北総・公団線 [北総線] 【印旛日本医大駅圏】 - 医科器械資料館 [印旛医科器械歴史資料館] - 成田新高速鉄道 [成田スカイアクセス] - ふれあいセンターいんば - 北総・公団線 [北総線]
町田・相模原業務核都市基本構想（平成16年3月30日同意）	町田市、相模原市	東京都心部及び周辺業務核都市との交通利便性も高く、研究開発、製造業及び商業機能の集積に加え、多様な人材も集積し、豊かな自然環境を有している。こうした両市の立地・特性を生かして、既存機能のより一層の集積を促進し、市民の活力を生かすための機能充実を図り、職住が近接し自然環境と調和した新しい都市・生活価値を創造する「多価値創造型業務核都市」を追求目標として、快適で豊かな生活を実現するとともに、周辺都市を含めたネットワークの拠点としての役割を強化していく。	●町田駅周辺地区 - ぼっぼ町田 （仮称）文化芸術ホール - 中央図書館 - 町田市民フォーラム - まちだ中央公民館 [生涯学習センター] ●相模大野駅周辺地区 - 相模大野駅西側地区再開発ビル [bono 相模大野] - 幹線快速バスシステム - グリーンホール相模大野 ●橋本駅周辺地区 - さがみはら産業創造センター - 橋本六丁目東町地区共同ビル [リビオ橋本タワー・ロード・ビーズ] - 橋本六丁目 D 地区共同ビル [サハシモトワリー] - 橋本駅北口地区再開発ビル [イオン橋本店等] - シイ橋本 - 橋本公園 - 小山公園スポーツ広場 ●相原・小山地区 - まちだテクノパーク
春日部・越谷業務核都市基本構想（平成18年3月16日同意）	春日部市（一部）、越谷市	埼玉県東部地域の「生活創造拠点都市」として、業務・産業活動の中心となる都市づくりを目指し、だれもが健やかに安心して暮らせる「健康福祉拠点都市」として来るべき高齢社会におけるモデルとなる健康福祉重視の都市づくりを目指すとともに、みず・みどりが育む「親水文化都市」として身近な自然環境を地域固有のアメニティ基盤とする、人と環境にやさしい都市づくりを目指す。	●春日部中心地区 - 東部地域振興ふれあい拠点施設 - 春日部駅西口南地区複合施設内駐車場 [ラガーデン春日部] - 春日部駅西口南地区複合施設内シネマコンプレックス [ラガーデン春日部] - 春日部駅西口南地区複合施設内スポーツ広場 [ラガーデン春日部] - 粕壁三丁目 A 街区市街地再開発ビル [BELISTA タワー春日部わいわい春日部パーク] ●越谷中心地区 - 越谷駅東口第一種市街地再開発ビル [越谷ツインシティ] - 越谷駅西口駅前広場 - 南越谷駅南口駅前広場 ●越谷レイクタウン周辺地区 - J R 武蔵野線南越谷・吉川間新駅・同駅自由通路 [越谷レイクタウン駅] - 越谷レイクタウン水辺拠点施設 [越谷レイクタウン水辺のまちづくり館] - 越谷レイクタウン 459・301・302 街区複合施設内駐車場 [イオンレイクタウン] - 越谷レイクタウン 459・301・302 街区複合施設内シネマコンプレックス [イオンレイクタウン] - J R 武蔵野線南越谷・吉川間新駅駅前広場 [越谷レイクタウン駅北口駅前交通広場、越谷レイクタウン駅南口駅前交通広場]

			・見田方遺跡公園(多目的広場) ●<u>県立大学周辺地区</u> ・<u>埼玉県立大学内教育研修センター[埼玉県立大学、地域産学連携センター]</u> ・世代間交流センター等複合施設 ・多目的広場
川越業務核都市基本構想 (平成20年3月19日同意)	川越市、鶴ヶ島市(一部)及び日高市(一部)	拠点性を有する川越駅周辺と圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺の有機的な連携のもと、埼玉県西部地域の「にぎわい活力中心都市」として、活力と求心力のある都市づくりを進める。また、「文化生活拠点都市」として、多様な人材が生まれ、定住する都市づくりを進める。同時に、「新産業創造都市」として、新たな産業を展開する都市づくりを進める。	●<u>川越都心地区</u> ・西部地域振興ふれあい拠点施設 ・<u>[埼玉県西部地域振興ふれあい拠点施設、川越市文化芸術振興・市民活動拠点施設、ウニクス川越]</u> ・<u>鏡山酒造跡地活用施設[川越市産業観光館]</u> ・郊外型駐車場 ●<u>圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区</u> ・<u>(株)ホンダ・ロジスティクス・鶴ヶ島海外センター[新流通運輸(株)]</u> ・<u>加藤産業(株)・鶴ヶ島センター</u> ・<u>横浜冷凍(株)・鶴ヶ島物流センター</u> ・<u>新包パック(株)・本社・工場[新包フットパック(株)・本社・工場]</u> ・<u>(株)パール物流</u> ・<u>サミ(株)・鶴ヶ島流通センター</u> ・<u>伊丹産業(株)・埼玉精米工場</u> ・<u>(株)光波・物流センター</u> ・<u>東洋商事(株)・鶴ヶ島営業所</u> ・<u>(株)ムロ・埼玉支店</u> ・<u>井上金属(株)・鶴ヶ島支店</u> ・<u>(有)井上・埼玉支店</u> ・<u>(株)どん・鶴ヶ島コミッサー</u> ・<u>日本ロジテム(株)・鶴ヶ島営業所</u> ・<u>藤川運輸(株)・関東支店</u> ・<u>関東食品(株)・埼玉支店</u> ・<u>共立ライナサービス(株)・埼玉営業所</u> ・<u>山口県貨物倉庫(株)・関東支店</u> ・<u>大成興産(株)・埼玉工場</u> ・<u>(株)鶴ヶ島運輸</u> ・<u>トータルパック(株)・クロストックセンター</u> ・<u>埼玉県農業大学校(平成27年4月に熊谷市へ移転)</u> ・<u>埼玉県農林総合センター園芸研究所鶴ヶ島試験地</u>
青梅業務核都市基本構想 (平成21年4月15日同意)	青梅市	自然環境や伝統文化と調和した持続可能な開発により、付加価値の高い地域独自の産業づくり・就業の場づくりを進めるとともに、水と緑の豊かな自然や、歴史的な観光資源を生かして、文化、観光、福祉・健康等の機能の拡充を図り、業務核都市としての中核性・自立性を高めることを目指す。業務・商業機能や産業機能の集積に加え、観光産業の振興を重視し、観光資源を有効に活用して、交流人口や定住人口の増大を図っていく。	●<u>青梅中心市街地地区</u> ・<u>[BOX KIOKU]</u> ・<u>河辺温泉「梅の湯」</u> ・<u>ネットたまごセンター</u> ・(仮称)市民ホール ・中央図書館 ・総合体育館 ●<u>青梅インターチェンジ周辺地区</u> ・<u>(株)青梅インターフロー</u> ・<u>カシオマイクロニクス(株)</u> ・<u>アール(株)東京事業所</u> ・<u>(株)日立製作所マイクロデバイス事業部</u> ・<u>住友金属鉱山(株)機能性材料事業部青梅事業所</u> ・<u>(株)タエス技術センター</u> ・<u>(株)東芝青梅事業所</u> ・<u>貯木場</u> ●<u>梅郷・沢井地区</u> ・<u>吉川英治記念館</u> ・<u>青梅きもの博物館</u> ・<u>澤乃井櫛かんざし美術館</u> ・<u>玉堂美術館</u> ・<u>たましん御岳美術館</u>

			・<u>[青梅柚木苑地駐車場]</u> ・<u>[青梅市御岳交流センター]</u> ・<u>梅の公園</u> ●青梅・長淵・河辺地区 ・<u>文化・芸術活動促進拠点(明星大学)</u> ・多摩川親水施設 ・市立美術館・小島善太郎美術館 ・<u>郷土博物館</u>
--	--	--	--

- ・下線は、令和2年4月1日時点において完成(一部完成を含む)しているものを示す。
- ・☆は着工済のものを示す。
- ・[]内は現在の施設名を示す。
- ・対象地域は同意当時の市町村区域である(同意後の市町村合併を反映していない)。

6. 国会等の移転の検討

経緯

1. 昭和52年11月策定の「第三次全国総合開発計画」において、「21世紀に向けて、・・・東京における中枢管理機能集積の主因となり、東京一極集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となるであろう。」とされた。
2. 昭和62年6月策定の「第四次全国総合開発計画（四全総）」において、「遷都問題については、国民生活全体に大きな影響を及ぼし、国土政策の観点のみでは決定できない面があるが、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する。」とされた。
3. 平成2年1月23日、各界の有識者等の意見を求めることにより、首都機能移転問題に関する国民的議論の動向の把握に資するため、国土庁に設置された「首都機能移転問題に関する懇談会」を開催した（同懇談会は、平成4年6月までに計13回開催）。
4. 平成2年11月7日、「国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。」とする「国会等の移転に関する決議」が衆・参両院において決議された（参考1）。
5. 平成2年12月4日、「国会等の移転に関する決議」を受けて、海部内閣総理大臣が「首都機能移転問題を考える有識者会議」を開催することを決定し、同月19日に第1回の会合を開催した（同会議は、平成4年7月までに計13回開催）。
6. 平成3年8月に召集された第121回臨時国会において、衆・参両院に「国会等の移転に関する特別委員会」が設置された（同特別委員会は、平成15年までほぼ毎国会ごとに設置）。
7. 平成4年6月22日、「首都機能移転問題に関する懇談会とりまとめ」が公表された。
8. 平成4年7月21日、「首都機能移転問題を考える有識者会議とりまとめ」が公表された。「首都機能の移転は、21世紀の我が国の政治、経済及び文化のあり方に大きな影響を及ぼす「国家百年の大計」である。」「国民的合意を形成しつつ進めることが重要である。」等とされた。
9. 平成4年12月24日、「国会等の移転に関する法律」が公布・施行された。
10. 平成5年4月20日、国会等移転調査会の第1回会合が開催された。
11. 平成6年6月10日、国会等移転調査会中間報告「明日の日本と新しい首都―首都機能移転その意義と効果―」が羽田内閣総理大臣に報告され、同月14日、羽田内閣総理大臣から国会に報告された。
12. 平成6年11月24日、調査会の新都市部会において、「『新首都のビジョン』に関する中間的とりまとめ」が公表され、12月8日調査会に報告された。

13. 平成7年6月6日、国会等移転調査会第二次中間報告「明日の日本と新しい首都一首都機能移転の範囲と手順・新首都の都市づくりー」が村山内閣総理大臣に報告され、同月9日、村山内閣総理大臣から国会に報告された。
14. 平成7年12月13日、「国会等移転調査会報告」が村山内閣総理大臣に報告され、同月15日、村山内閣総理大臣から国会に報告された。
15. 平成8年6月26日、「国会等の移転に関する法律の一部を改正する法律」が公布・施行され、これに基づき、移転先候補地の選定等について調査審議する国会等移転審議会が設置されることとなり、7月31日に内閣官房副長官を長とする事務局が発足した（参考2）。
16. 平成8年12月19日、国会等移転審議会の第1回会合が開催され、審議会は橋本内閣総理大臣より国会等の移転先候補地の選定等について諮問を受けた。
17. 平成11年12月20日、国会等移転審議会は国会等の移転先候補地の選定等について小渕内閣総理大臣に答申を提出し、同答申は、同月21日に、小渕内閣総理大臣から国会に報告された（参考3）。
18. 平成12年5月18日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会において、2年を目途に結論を得るとの「国会等の移転に関する決議」が決議された。
19. 平成14年7月25日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会理事会において、翌年の本会議で移転の是非について決議を行うこと等の「委員会のあり方等についての要請に関する申合せ」がなされた。
20. 平成14年7月29日、与党三党首会談合意において「首都機能移転問題については、社会、経済、国民意識等諸事情の変化を重く受け止め、次期通常国会において結論を得よう努力する。」とされた。
21. 平成14年7月31日、参議院国会等の移転に関する特別委員会理事会において、早急に結論を得るべく、各会派での意見集約に努めることとする旨、「本委員会の今後の進め方についての申合せ」がなされた。
22. 平成14年10月16日、衆議院調査局より「国会等の移転の規模及び形態等の見直しに関する予備的調査についての報告書」が衆議院国会等の移転に関する特別委員会に報告された。
23. 平成15年5月28日、衆議院国会等の移転に関する特別委員会において、「国会等の移転に関する中間報告書」を採択し、翌日、本会議において中井委員長から中間報告がなされた。また、6月11日、参議院国会等の移転に関する特別委員会において、「国会等の移転に関する調査報告（中間報告）」を採択し、6月13日に本会議において松谷委員長から中間報告がなされた。
24. 平成15年6月13日、与野党国対委員長会談において、国会等の移転に関する両院での協議機関の設置が合意され、6月16日に第1回「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が開催された。
25. 平成16年12月22日、衆議院及び参議院の議院運営委員長に対し国会等の移転に関する政党間両院協議会両院座長より「座長とりまとめ」が報告された（参考4）。

国会等の移転に関する主な経緯

○審議会答申までの動き

H2. 11 国会等の移転に関する決議（衆・参本会議で採択）

H3. 8 衆・参 国会等の移転に関する特別委員会 設置

H4. 12 国会等の移転に関する法律施行（議員立法）

H5. 4 国会等移転調査会 設置（移転の対象の範囲、移転先の選定基準等について調査審議）（総理府に設置）
H7. 12 国会等移転調査会報告→内閣総理大臣から国会に報告

H8. 6 国会等の移転に関する法律の一部改正施行（議員立法）

H8. 12 国会等移転審議会 設置（国会等の移転先の候補地の選定等について調査審議）（総理府に設置）
H11. 12 国会等移転審議会答申 →内閣総理大臣から国会に報告
・移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。
・「三重・畿央地域」は、他の地域にない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

※ 国会等移転審議会は現在も存在するが、委員はH12年に任期が切れて以降空席となっている。

○答申後の国会の動き

衆議院 国会等の移転に関する特別委員会

参議院 国会等の移転に関する特別委員会

H12. 5. 18 決議

答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、2年を目途にその結論を得る。

H15. 5. 28 中間報告（5.29本会議報告）

過去12年間にわたる議論を通じ、委員会の大半の意見は「移転を実現すべし」とするものであった。

最終段階における議論としては、直ちに国会等の移転を決すべきとの意見もあったが、社会経済情勢の変化を十分に踏まえ、移転の規模・形態等について、さらに議論を続けるべきとの方向であり、特に、審議会答申を基本とした上で、国会等を分散して移転すべきとの新たな発想が示された。

両院の密接な連携の下に検討を進め結論を得られるよう要請する。

H15. 6. 11 中間報告（6.13本会議報告）

直ちに移転すべきかどうかについては、議論が収斂するには至らなかった。

しかし、大地震等にさらされた場合、深刻な危機を招来することになりかねないことから、本委員会としては、今日の経済財政情勢、国民の合意形成の状況等を勘案し、防災対応機能、危機管理機能の中枢を優先して移転させるとともに、その他の機能についても、移転先を決定し、移転を実施すべきものとする。

引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要と考える。

※ 国会等の移転に関する特別委員会は、衆参とも第156回国会（H15. 7会期末）の後には設置されていない。

H15. 6. 16 国会等の移転に関する政党間両院協議会 設置（これまでに15回開催）

H16. 12. 22「座長とりまとめ」→衆・参の議院運営委員長に報告

「国会の意思を問う方法」について検討を重ねてきたが、国会等の移転は、国と地方の新たな関係、防災、危機管理のあり方など、密接に関連する諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。

※ 国会等の移転に関する政党間両院協議会は、H17. 10. 24の第15回以降開催されていない。

「国会等の移転に関する決議」 平成二年十一月七日 衆・参両院において決議

国会等の移転に関する決議

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第二次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力すべきである。
右決議する。

《参考2》

国会等の移転に関する法律(抜粋)

(平成4年法律第109号)

(平成8年法律第106号)(改正)

前 文

(略)

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について積極的に検討を進めることは、我が国が新しい社会を建設するため、極めて緊要なことである。

(略)

ここに、国会等の移転を目指して、その具体化の推進のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、基本指針、移転先候補地の選定体制等について定めるため、この法律を制定する。

第1章 総則

(国の責務)

第1条 国は、国会並びにその活動に関連する行政に関する機能及び司法に関する機能のうち中枢的なもの(以下「国会等」という。)の東京圏以外の地域への移転(以下「国会等の移転」という。)の具体化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

第2章 基本方針

第3条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行うものとする。

第3章 国会等移転審議会

(国会等移転審議会の設置)

第12条 内閣府に、国会等移転審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第13条 審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ、移転先の候補地(以下「候補地」という。)の選定及びこれに関連する事項について調査審議する。

2 内閣総理大臣は、前項の諮問に対する答申を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

第4章 移転に関する決定

第22条 審議会の答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討されるものとする。

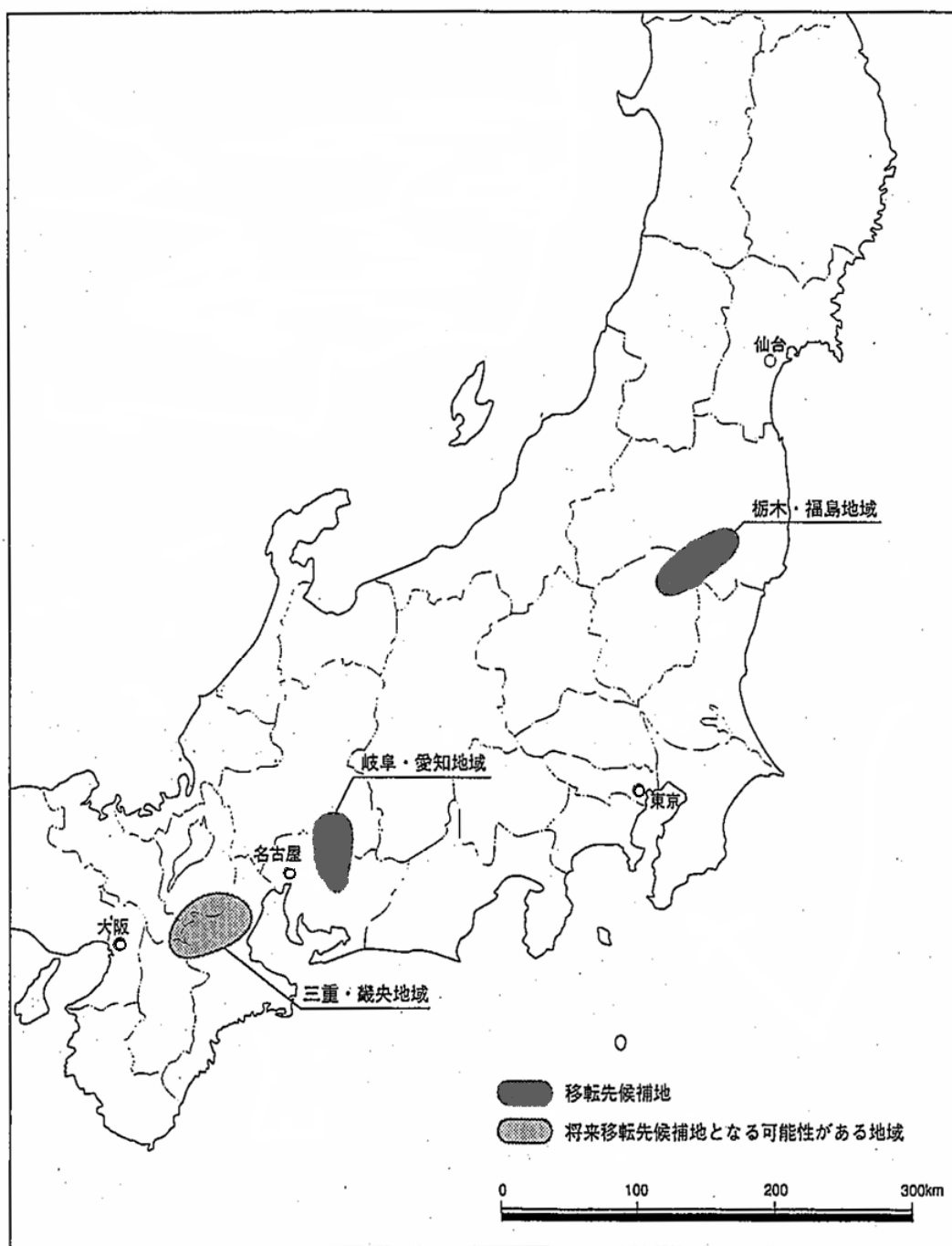
第23条 移転を決定する場合には、第13条第2項の規定による報告を踏まえ、移転先について別に法律で定める。

《参考3》

【国会等移転審議会答申(平成11年12月20日)＜抜粋＞】

移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。



(注) 国会では3候補地を同等として検討している。

座長とりまとめ

平成16年12月22日

衆議院議院運営委員長

川崎二郎 殿

国会等の移転に関する政党間両院協議会

〔 溝手顕正 参議院議院運営
委員長にも提出 〕

座長（衆議院）

鈴木恒夫

座長（参議院）

斎掛哲男

国会等の移転に関しては、平成2年に「国会の移転に関する決議」を行い、さらに、平成4年に制定した国会等の移転に関する法律に基づき、その検討を行ってきたところである。

政治、経済、人口等が集中する東京圏が大規模地震災害等により被災した場合、日本経済は当然のこと、世界経済にも計り知れない影響を与え、また、国民生活に欠くことのできないライフラインの破壊、新幹線、空港等の交通網の混乱、治安の悪化等混乱を極めることは明らかである。このような事態に備えるため、危機管理の一環として国の中枢機関である国会等を東京圏以外へ移転させることの重要性はむしろ増していると言える。

さらに、環境破壊による地球温暖化対策、交通渋滞の解消、地方経済の活性化等の観点からも、国会等の移転の必要性は高まっている。

一方で、近年、我が国の社会経済状況は著しく変化し、少子高齢化の急速な進行にともなって総人口の減少局面も間近に迫ってきている。こうした状況の中で、地方分権の推進や道州制等を含めた国と地方の新たな関係の構築、今般の新潟県中越地震を踏まえた防災、危機管理のあり方など国会等の移転に密接に関連する諸問題が生じてきており、これらについて様々な議論が始められている。

当協議会は、平成15年6月の発足以来、「国会の意思を問う方法」について衆参両院の密接な連携の下に検討を重ねてきたところであるが、国民全体の将来に関わる最重要の課題である国会等の移転は、先に掲げた諸問題への対応と十分整合を図った上で結論を出すべきものであり、こうした諸問題に一定の解決の道筋が見えた後、大局的な観点から検討し、意思決定を行うべきものであるとの意見が多くを占めた。

当協議会としては、今後は、上記意思決定に向けた議論に資するため、政府その他の関係者の協力を得て、平成15年の衆参両院の国会等の移転に関する特別委員会中間報告に示された分散移転や防災、とりわけ危機管理機能（いわゆるバックアップ機能）の中枢の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする。

7. 国の行政機関等の移転

経緯

1. 第四次全国総合開発計画等を受けて、昭和63年1月22日、「国の機関等の移転について」が閣議決定された。これにより、国の機関等の移転を推進していくこと、及びその推進のため、関係省庁の事務次官等をもって構成する「国の機関等移転推進連絡会議」の設置が決定された。
2. 昭和63年6月14日に施行された多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号）において、国の行政機関等の東京都区部からの移転、東京都区部における新規立地等の抑制等の施策が盛り込まれた。
3. 昭和63年7月19日、多極分散型国土形成促進法に基づく移転に関する基本方針及び国の行政機関等79機関11部隊等について移転の推進を図ることを内容とする「国の行政機関等の移転について」が閣議決定された（参考1）。
4. 平成元年8月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、新築、移転間もない3機関を除く76機関11部隊等の移転先地又は移転候補地がとりまとめられた。
5. 平成2年10月25日、国の機関等移転推進連絡会議において、地方支分部局の集団的移転を円滑に推進するため、集団的移転関係省庁部会を設けることが申し合わされた。
6. 平成3年4月8日、国の機関等移転推進連絡会議において、集団的移転関係省庁部会での検討結果に基づき、集団的移転のための官庁施設の整備方針等がとりまとめられた。
7. 平成3年10月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、それまでに施設整備に着手している機関については、原則平成7年度までに移転を行うこと、調査、検討中の国の機関については、原則平成4年度までに移転計画の策定を行い、特殊法人についても、各法人毎の個別の事情を踏まえつつ、国の機関に準じた要請等を行うこと、埼玉県大宮・与野・浦和地区への集団的移転については、平成3年度に基本構想の策定、平成4年度にこれを具体化するための計画の策定を行うこと等が申し合わされた。
8. 平成4年6月15日、国の機関等移転推進連絡会議において、集団的移転にかかる官庁施設整備の基本構想等がとりまとめられた。
9. 平成5年6月3日、国の機関等移転推進連絡会議において、集団的移転にかかる官庁施設整備の基本計画等がとりまとめられた。
10. 平成5年6月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、移転計画をとりまとめるとともに、今回とりまとめのできなかった特殊法人については、移転計画が2年以内を目途に公表可能となるよう指導すること、そのために必要な場合は、関係省庁も含めて問題点の対応策を検討することと等が申し合わされた。
11. 平成7年6月15日、国の機関等移転推進連絡会議において、前回申し合わせにおいて移転計画の具体化に向けて引き続き検討することとされた22の特殊法人について、平成7年2月24日の閣議決定「特殊法人の整理合理化について」において統廃合の対象とされた特殊法人を除き、移転計画をとりまとめ、また、今後の取り組み方針として、以下のとおり申し合わされた。

- (1) 移転が着実に行われるよう移転計画の進捗状況について関係省庁より報告
 - (2) 必要な場合には、所管省庁の要望により関係省庁を加えて法人毎に移転計画の実施に係る諸問題点の対応策を検討
 - (3) (2) の過程において、共通的に取り扱うべき問題点が明らかになった場合には総括部会構成省庁を中心にその問題点の対応策を検討
 - (4) 関係省庁は、特殊法人の職員の良好な勤務・居住環境の確保のための措置、移転経費の財源措置等を講ずるに当たり、本施策が多極分散型国土形成促進法に基づく基本方針に則り、国の施策の一環として実施されるものであることに十分配慮
 - (5) 必要に応じ移転先地毎に設置される情報交換等のための会議を活用すること等により地方公共団体、特殊法人等との間の連絡調整を積極的に図る
12. 平成8年3月、集团的移転にかかる官庁施設整備に着手した。
 13. 平成11年6月22日、国の機関等移転推進連絡会議幹事会が開催され、平成7年にとりまとめられた移転計画を引き続き推進するため、今後の具体的な取り組みについて確認された。
 14. 埼玉県大宮・与野・浦和地区への国の行政機関の集团的移転については、平成12年2月より順次移転を実施し、同年5月にすべての機関が移転を完了した。集团的移転実施により移転した職員数は、10省庁17機関合計で約6,260人である。
 15. 平成12年12月26日、中央省庁再編に伴い昭和63年7月19日の閣議決定の一部改正。併せて既移転機関を別表から削除した。
 16. 平成13年6月28日、国の機関等移転推進連絡会議において、平成7年6月15日の連絡会議で取りまとめた移転計画を見直すとともに、特殊法人等の改革の検討結果を踏まえてその対応策を再度確認すること等が申し合わされた。
 17. 平成14年1月10日、国の機関等移転推進連絡会議において、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）を踏まえ、平成13年6月28日に取りまとめられた移転計画を見直し、新しい移転計画を定める等、今後の取り組みについて確認された。
 18. 平成14年度に主たる事務所を東京都区部から移転する6特殊法人について、国土交通省とりまとめにより、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改正する「平成14年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律」が、平成14年5月24日、可決成立し、同月31日、公布された。
 19. 平成14年6月24日、国の機関等移転推進連絡会議において、平成13年6月28日の連絡会議における申し合わせにより、平成14年6月までに組織改革の検討状況や移転計画について報告することとされた3機関の報告を踏まえ、平成14年1月10日に取りまとめられた移転計画を見直し、新しい移転計画を定める等、今後の取り組みについて確認された。
 20. 平成18年12月26日、防衛省発足に伴い昭和63年7月19日の閣議決定の一部改正。
 21. 閣議決定において移転対象とされた79機関11部隊等（廃止等により、現在は69機関11部隊等）のうち、令和2年4月までに67機関11部隊等が移転した（参考2）。

国の行政機関等の移転について

第一 基本方針

多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下「法」という。）第4条第1項及び第2項の規定に基づき、国の行政機関等の移転に関する基本方針を下記のとおり定めるものとする。

記

1. 国の行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所のうち移転に努めるべきものの範囲に関する事項

東京都区部に所在する行政機関の官署（法第4条第1項に定める行政機関の官署をいう。）及び特殊法人の主たる事務所（以下これらを「行政機関等」という。）のうち、当面、次の機関について、行政改革の趣旨に反しないことを前提として、東京都区部の過密解消、首都機能の分散、地方の振興・活性化、行政サービスの新たな展開、老朽等の理由による整備等の移転の効果及びこれに要する負担等について十分な検討を行い、移転の推進を図ることとする。

- (1) 業務上東京都区部に立地することが適当なものを除く地方支分部局
- (2) 業務上東京都区部に立地することが適当なものを除く施設等機関及び特別の機関
- (3) 教育・研究環境の整備が必要である等で東京都区部外に立地することが適当な国立の学校及びその附属機関
- (4) 業務上東京都区部に立地することが適当なものを除く特殊法人

2. 行政機関等の移転に際し配慮すべき事項

- (1) 行政機関等の移転先については、行政機関等の業務内容等を考慮し適地に移転する。この場合、地方支分部局については、業務の効率化等の観点から集団的な移転が行われるよう、国の研究機関については、筑波研究学園都市、関西文化学術研究都市等を含む適地への移転が行われるよう配慮するものとする。
- (2) 良好な勤務環境及び居住環境の確保、移転困難な職員のための対策その他移転を円滑に行うために必要な対策を講ずるものとする。
- (3) 移転のための財源については、跡地処分により賄うことを原則としつつ、特定国有財産整備特別会計の積極的活用を行う等移転を円滑に進めるための方策を講ずるものとする。
- (4) 移転機関の跡地については、財源としての活用を図りつつ、移転の趣旨を踏まえ極力公共・公益的利用を図る等適切な利用・処分を行うものとする。
- (5) 移転に伴って組織を改変する必要がある場合については、移転の趣旨を踏まえ、行財政改革の趣旨に反しないことを前提として、適切に対処するものとする。
- (6) 新築・移転を行ったばかりのもの等現在地への立地について特別な事情があり、移転に当たってそれを考慮する必要があるもの等については、移転時期について十分配慮するものとする。

第二 移転機関等

第一の基本方針に従い、当面、下記により国の行政機関等の移転を推進する。

記

1. 移転の対象とする行政機関は別表1に掲げるとおりとする。また、別表2に掲げる特殊法人については、国と独立した法人格を有することにかんがみ、移転を要請し、その実現に向けて指導する。
2. 別表1に掲げられていない次の機関については、移転の趣旨を踏まえつつ次に掲げるそれぞれの観点から別途検討を行うこととし、検討状況については必要に応じ国の機関等移転推進連絡会議及び土地対策関係閣僚会議に報告を求めることとする。

(1) 国立大学及び学術情報センター

- ・・・高等教育機関の地域的な配置の在り方、教育・研究環境の整備等の観点から文部省において別途検討

(2) 国立病院・療養所

- ・・・地域医療サービスの提供、国立病院・療養所の配置計画等の観点から厚生省において別途検討

(3) 防衛に関する機関

- ・・・部隊の配置等防衛上の観点から防衛庁において別途検討

(注) 東京国税局については、税務行政上の観点から、組織の在り方を含め、大蔵省において、東京営林局については、林野事業の経営上及びその機能の在り方の観点から農林水産省において、また、東京航空局については、航空行政上の観点から運輸省においてそれぞれ別途検討する。

3. 別表 3 に掲げる特殊法人については、移転の趣旨を踏まえ、移転を推進する方向で関係省庁においてその機関の性格に配慮しながら別途検討を行うこととし、検討状況については、必要に応じ国の機関等移転推進連絡会議及び土地対策関係閣僚会議に報告を求めることとする。
4. 具体的な移転に当たっては、国の機関等移転推進連絡会議において、行政機関と特殊法人の差異を始め対象となるそれぞれの機関の性格に配慮し、その個別事情及び意見、要望等を踏まえつつ、適切に対処するものとする。

別表 1

省庁名	機 関 名	備 考
総理府	日本学術会議	
警察庁	関東管区警察局 警察大学校 科学警察研究所	
総務庁	関東管区行政監察局	
防衛庁	防衛施設庁東京防衛施設局 陸上自衛隊東部方面隊等の一部 陸上自衛隊武器補給処十条支処 (一部)	第32普通科連隊等 6 部隊 会計監査隊東部方面分遣隊 等 2 部隊 東部方面音楽隊 第 103 高射直接支援隊
科学技術庁	金属材料技術研究所	
法務省	東京矯正管区 関東地方更生保護委員会 法務総合研究所	
外務省	外務省研修所	
大蔵省	関東財務局 税関研修所 関東信越国税局 醸造試験所 印刷局研究所 税務大学校若松町校舎 関東信越国税不服審判所	
文部省	東京外国語大学 東京外国語大学附置アジア・ アフリカ言語文化研究所 国文学研究資料館 国立極地研究所 宇宙科学研究所 統計数理研究所 大学入試センター 国立国語研究所	
厚生省	国立公衆衛生院 国立衛生試験所 社会保険大学校 関東信越地方医務局 国立王子病院	

省庁名	機 関 名	備 考
農林水産省	関東農政局 東京肥飼料検査所 東京農林規格検査所 食糧管理講習所 東海区水産研究所	
通商産業省	東京通商産業局 通商産業検査所	
運輸省	関東運輸局 航海訓練所 運輸研修所	
郵政省	関東郵政監察局 関東郵政局 電気通信研修所 東京貯金事務センター 東日本貯金事務計算センター	
労働省	産業安全研究所	
建設省	関東地方建設局	
自治省	自治大学校	

別表 2

省庁名	法 人 名	備 考
北海道開発庁	北海道東北開発公庫	国土庁、大蔵省と共管
経済企画庁	国民生活センター	
科学技術庁	新技術開発事業団 動力炉・核燃料開発事業団 日本原子力研究所 宇宙開発事業団	運輸省と共管 運輸省、郵政省と共管
環境庁	公害防止事業団 公害健康被害補償予防協会	通商産業省、建設省と共管 通商産業省と共管
国土庁	水資源開発公団 地域振興整備公団	厚生省、農林水産省、通商 産業省、建設省と共管 通商産業省、建設省と共管
外務省	国際協力事業団関東支部	農林水産省、通商産業省と 共管
文部省	日本育英会	
厚生省	年金福祉事業団 社会保障研究所	
農林水産省	森林開発公団 農用地開発公団	
通商産業省	金属鉱業事業団 新エネルギー総合開発機構 アジア経済研究所 石炭鉱害事業団	
運輸省	船舶整備公団 日本鉄道建設公団 新東京国際空港公団 新幹線鉄道保有機構	
郵政省	簡易保険郵便年金福祉事業団	
労働省	労働福祉事業団 雇用促進事業団	
建設省	日本道路公団 本州四国連絡橋公団 住宅・都市整備公団	運輸省と共管 運輸省と共管

別表 3

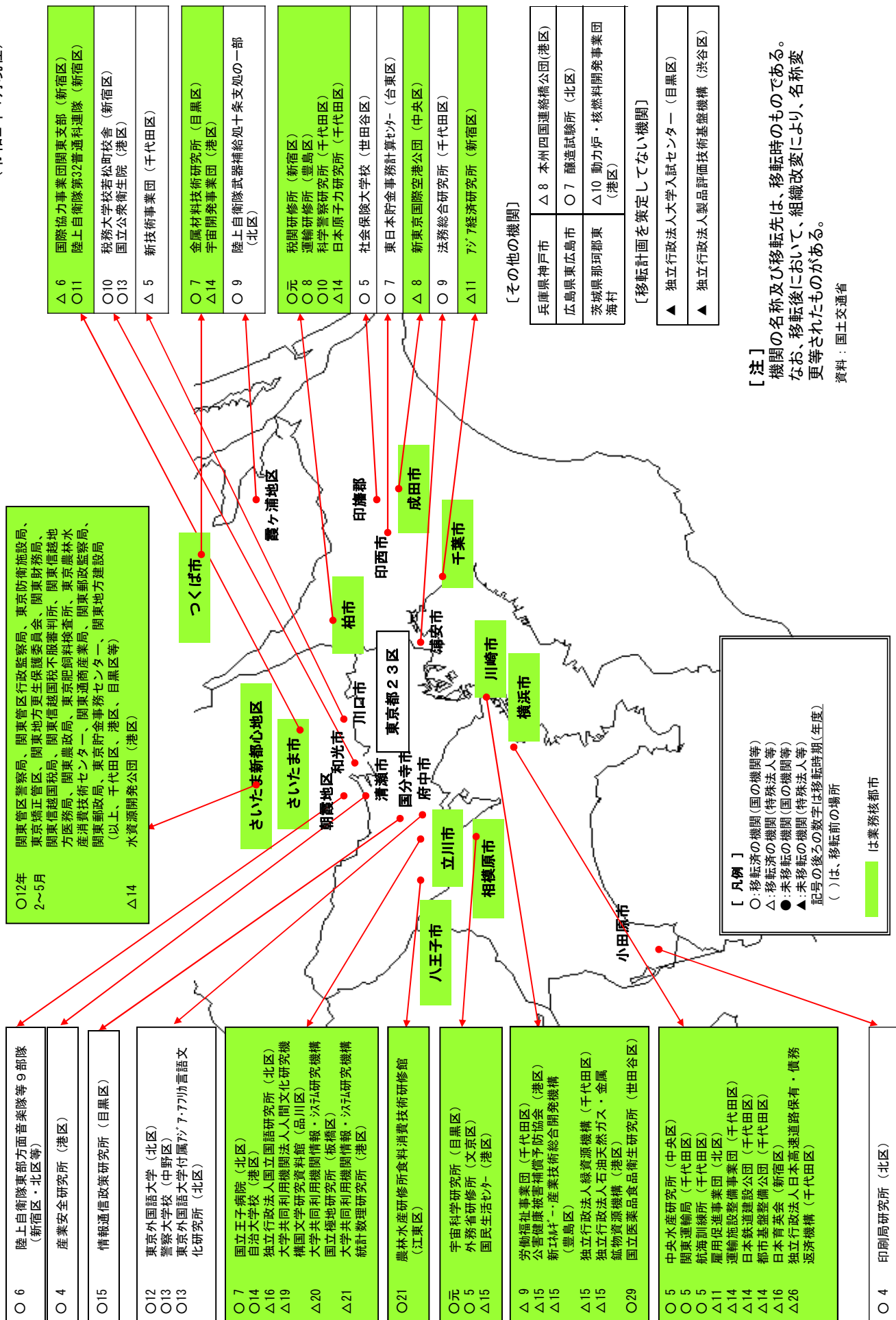
省庁名	法 人 名	備 考
経済企画庁	海外経済協力基金	
外務省	国際協力事業団 国際交流基金	農林水産省、通商産業省と 共管
大蔵省	国民金融公庫 日本開発銀行 日本輸出入銀行	
文部省	日本学術振興会 日本私学振興財団 私立学校教職員共済組合	
厚生省	環境衛生金融公庫 社会福祉・医療事業団 社会保険診療報酬支払基金	大蔵省と共管
農林水産省	農林漁業金融公庫 畜産振興事業団 蚕糸砂糖類価格安定事業団 農林漁業団体職員共済組合 農業者年金基金	大蔵省と共管 厚生省と共管
通商産業省	中小企業金融公庫 中小企業信用保険公庫 商工組合中央金庫 石油公団 日本貿易振興会 中小企業事業団	大蔵省と共管 大蔵省と共管 大蔵省と共管
運輸省	国際観光振興会	
労働省	中小企業退職金共済事業団 建設業・清酒製造業・林業 退職年金共済組合 日本労働協会	
建設省	住宅金融公庫	大蔵省と共管
自治省	公営企業金融公庫 消防団員等公務災害補償等 共済基金	大蔵省と共管

(注) 日本科学技術情報センターについては、臨時行政調査会第5次答申に沿って民営化の方向で検討する。

国の行政機関等の移転先マップ

参考 2

(令和2年4月現在)



8. 大深度地下の適正かつ合理的な利用について

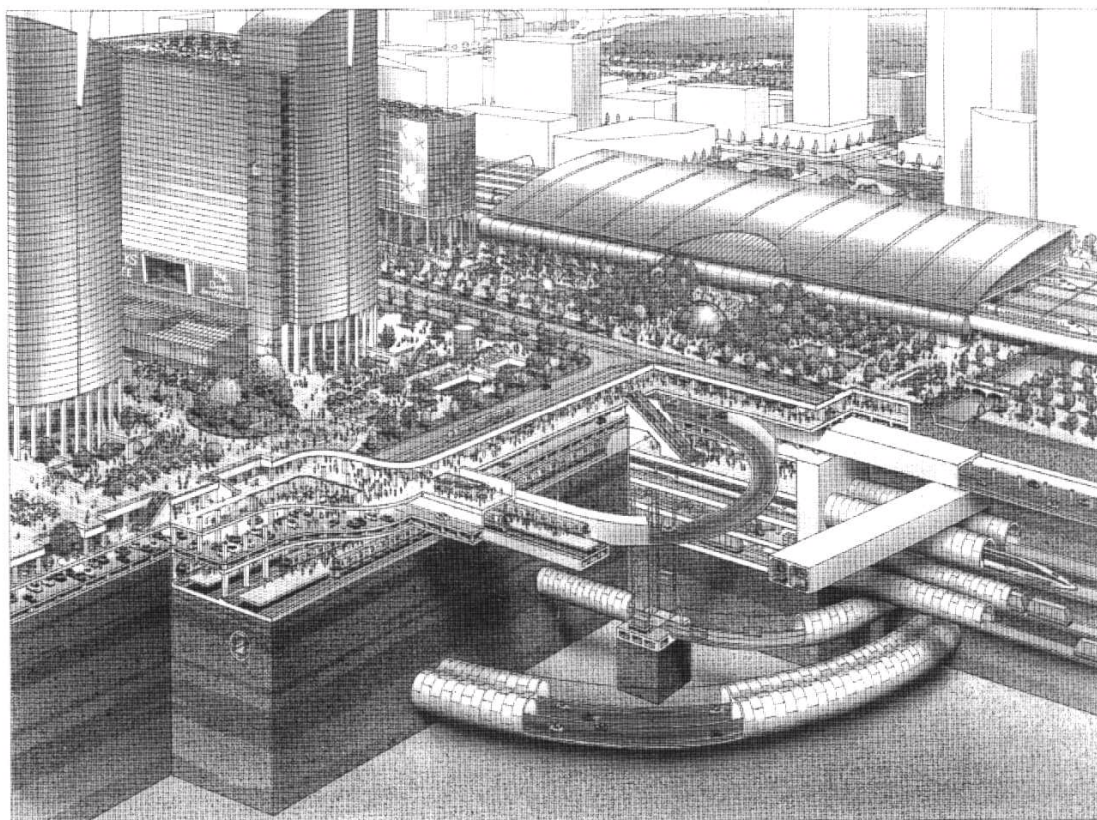
平成12年5月19日に「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」が成立し、平成13年4月1日から施行された。

この法律は、通常利用されることのない「大深度地下」について、原則として事前の補償を行うことなく、公共的な目的のために使用できる特別の手続を定めたものである。

本法の成立により、上下水道、電気、ガス、電気通信のような生活に密着したライフラインや地下鉄、地下河川などの公共の利益となる事業が円滑に実施することが可能となった。

また、地上にある施設を地下化することなどにより、地上をゆとりある空間として、緑、せせらぎを取り戻し、都市の美観・環境を回復するとともに、安全な歩行者空間の創出、防災空間の形成等、質の高い都市生活の実現を目指すための大深度地下利用も考えられる。

大深度地下活用イメージ



「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の経緯

昭和63年頃～		・各省庁により大深度地下利用構想が提案される ・法律案を提出すべく、関係省庁間で調整を行う
平成7年	6月	・議員提案により、「臨時大深度地下利用調査会設置法案」が国会へ提出され、可決・成立
	8月	・臨時大深度地下利用調査会設置法の施行（3年間の時限立法）
	11月	・臨時大深度地下利用調査会が審議開始
平成10年	5月	・調査会から内閣総理大臣へ答申、国会に報告
平成12年	3月	・「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法案」を閣議決定・国会提出
	5月	・法案が可決・成立、法律公布（平成12年法律第87号）
平成13年	4月	・法律施行 ・大深度地下使用基本方針の閣議決定
	5－6月	・第1回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催
平成15年	1月	・第2回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催 ・大深度地下利用に関する技術開発ビジョン公表
平成16年	1月	・第3回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催
	2月	・大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針公表 ・大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針公表 ・大深度地下地盤調査マニュアル公表
平成17年	1月	・第4回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催
	7月	・大深度地下の公共的使用におけるバリアフリー化の推進・アメニティーの向上に関する指針公表
	8月	・神戸市大容量送水管事業、法第12条に基づく事業間調整の実施 ・第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
平成18年	1月	・第5回首都圏、近畿圏、中部圏大深度地下使用協議会の開催
平成19年	1月	・東京外かく環状道路事業、法第12条に基づく事業間調整の実施 ・第1回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
	6月	・第2回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催

平成19年	6月	・第1回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催 ・第6回首都圏大深度地下使用協議会の開催 ・法適用第1号の使用認可（神戸市大容量送水管事業）
平成20年	6月	・第2回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催 ・第3回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催 ・第2回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
平成25年	1月	・第3回首都圏、中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
	11月	・東京外かく環状道路事業 大深度地下使用の認可申請
	12月	・東京外かく環状道路事業 大深度地下使用認可申請書の公告 ・縦覧 ・第4回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
平成26年	2月	・東京外かく環状道路事業 公聴会の開催 ・第7回首都圏大深度地下使用協議会の開催
	3月	・法適用第2号の使用認可（東京外かく環状道路事業） ・中央新幹線事業、法第12条に基づく事業間調整の実施 ・第5回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催 ・第4回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
	8月	・第5回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催 ・第6回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
平成27年	2月	・第4回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
平成28年	7月	・淀川左岸線延伸部事業 法第12条に基づく事業間調整の実施 ・第5回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
	10月	・寝屋川北部地下河川事業 法第12条に基づく事業間調整の実施 ・第6回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
平成29年	10月	・第7回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催（書面開催） ・第6回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催（書面開催）
平成30年	2月	・寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用の認可申請
	3月	・中央新幹線事業 大深度地下使用の認可申請 ・大深度地下使用技術指針の改訂
	5月	・中央新幹線事業 大深度地下使用認可申請書の公告・縦覧 ・寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用認可申請書の公告 ・縦覧 ・第7回中部圏大深度地下使用協議会幹事会の開催
	6月	・第8回首都圏大深度地下使用協議会幹事会の開催

平成30年	6 月	・第7回近畿圏大深度地下使用協議会幹事会の開催 ・寝屋川北部地下河川事業 公聴会の開催 ・中央新幹線事業 公聴会の開催（首都圏）
	7 月	・中央新幹線事業 公聴会の開催（中部圏）
	8 月	・第6回近畿圏大深度地下使用協議会の開催 ・第8回首都圏大深度地下使用協議会の開催 ・第6回中部圏大深度地下使用協議会の開催
	10 月	・法適用第3号の使用認可（中央新幹線事業） ・寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用認可申請（補正後）
	12 月	・寝屋川北部地下河川事業 大深度地下使用認可申請書の公告・縦覧
平成31年	1 月	・第7回近畿圏大深度地下使用協議会の開催（書面開催）
	3 月	・法適用第4号の使用認可（寝屋川北部地下河川事業）

○大深度地下の公共的使用に関する特別措置法 (平成12年法律第87号)の概要

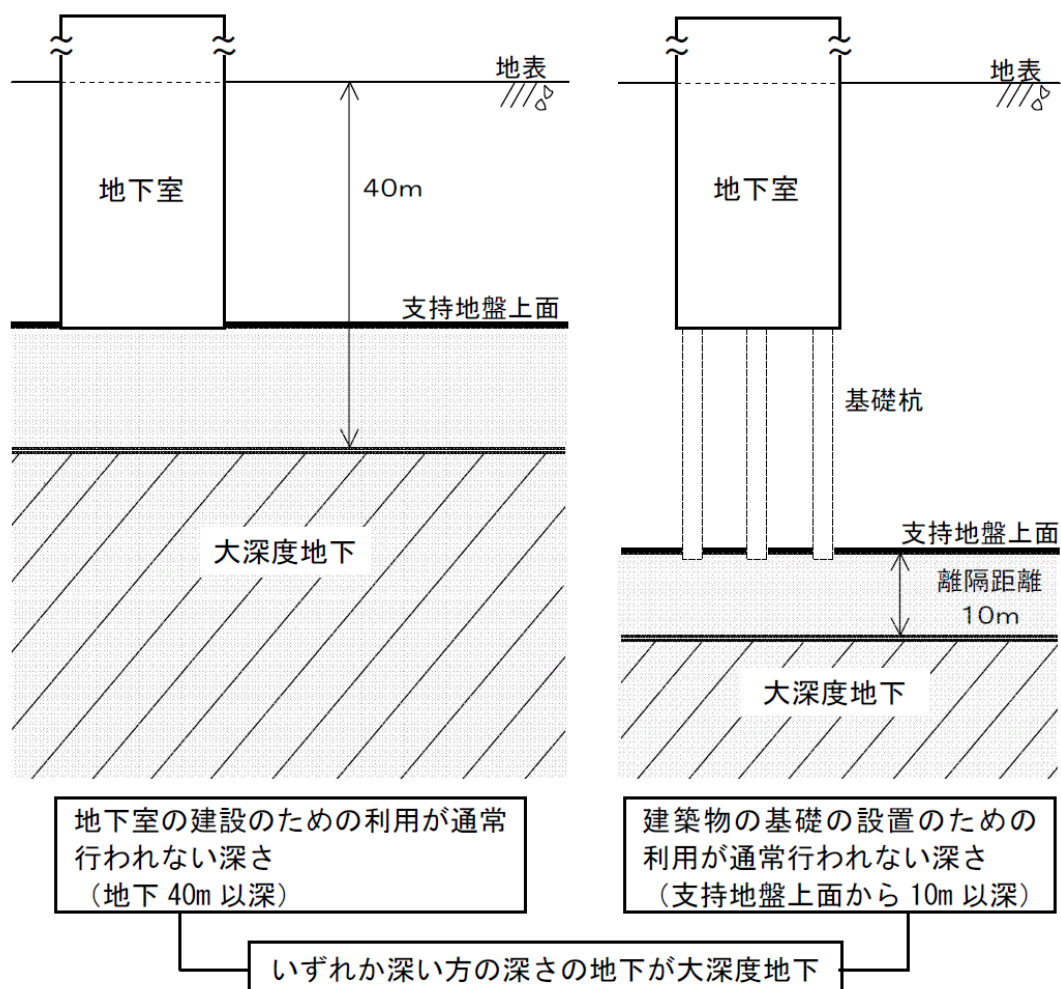
(目 的)

公共の利益となる事業による大深度地下の使用に関し、その要件、手続等について特別の措置を講ずることにより、これらの事業の円滑な遂行と大深度地下の適正かつ合理的な利用を図ることを目的とする。

(法律の概要)

1. 大深度地下の定義 (法第2条)

- 次に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さの地下
- ・ 地下室の建設のための利用が通常行われない深さ (地下40m以深：政令第1条)
 - ・ 建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ (支持地盤上面から10m以深：政令第2条第3項)



2. 対象地域 (法第3条) 及び対象事業 (法第4条)

- ・ 人口の集中度等を勘案して政令で定める地域 (三大都市圏)
- ・ 道路、河川、鉄道、電気通信、電気、ガス、上下水道等の公益性を有する事業

3. 適正かつ合理的な利用の確保

大深度地下の適正かつ合理的な利用を確保するため、大深度地下使用基本方針（法第6条）、大深度地下使用協議会（法第7条）、事前の事業間調整（法第12条）等に関する規定を定める。

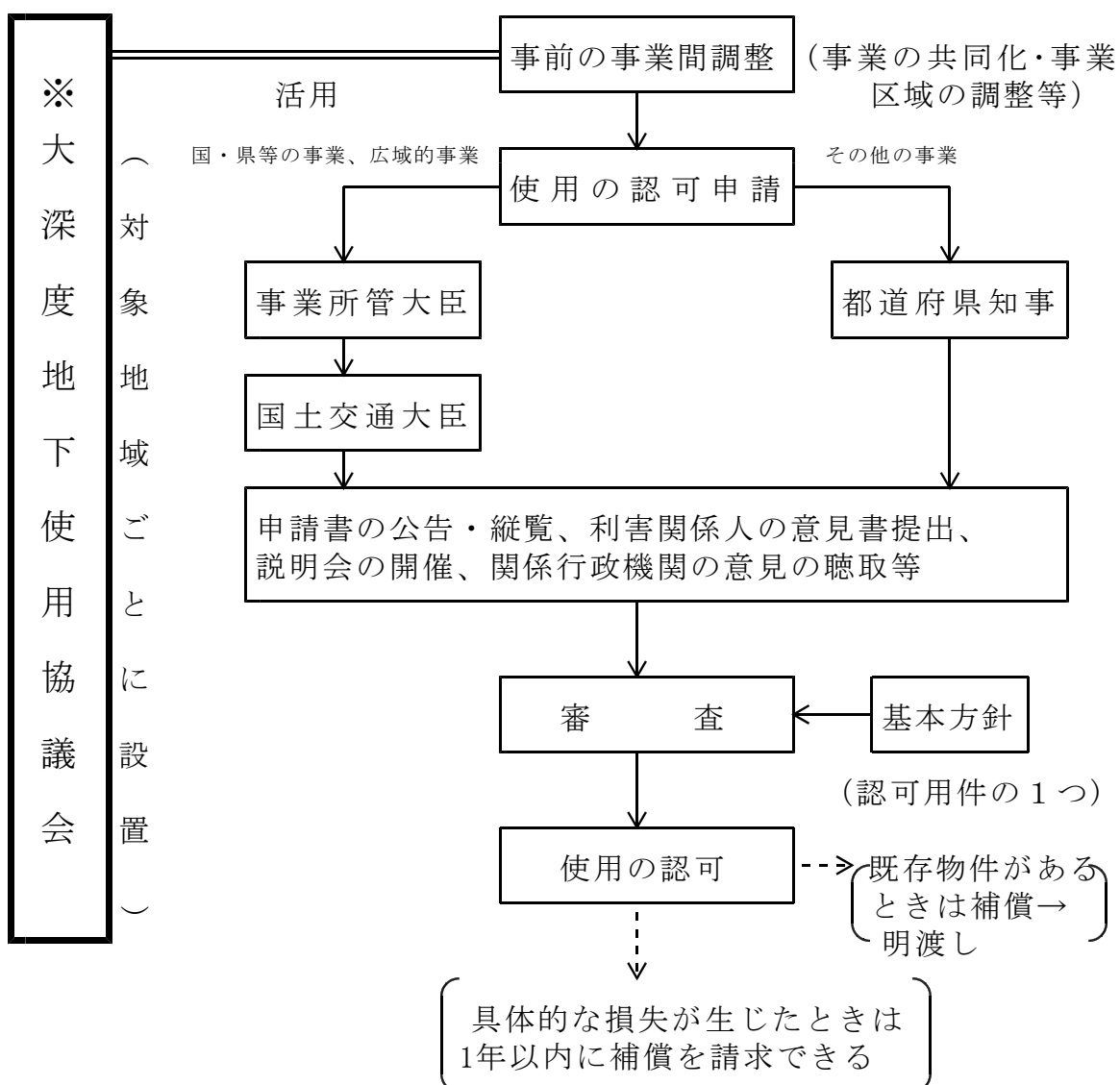
4. 大深度地下の使用の認可（法第14条）

大深度地下を使用して対象事業を行おうとする者は、国土交通大臣（複数の都道府県にわたる広域的な事業等の場合）又は都道府県知事（その他の事業の場合）に対して使用認可の申請をしなければならない。なお、国土交通大臣に対する申請は、事業所管大臣を経由して行う。

5. 使用权の取得に伴う補償（法第37条）

大深度地下については、事業者が事業実施のために使用权を取得しても、通常は、補償すべき損失が発生しないと考えられるため、事前の補償は要しない。ただし、具体的な損失が生じた場合には、使用权取得後、土地所有者等から事業者に対して請求することができる。

大深度地下の使用認可の主な手続の流れ



9. 工業団地造成事業

1. 制度の概要

首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律（昭和 33 年法律第 98 号）及び近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和 39 年法律第 145 号）は、近郊整備地帯（近郊整備区域）において計画的に市街地を整備し、及び都市開発区域を工業都市等として発展させることを目的として制定された。

工業団地造成事業は、上記の 2 法に基づき、地方公共団体が施行者となり都市計画事業として行われるものである。

2. 法的効果

（1）都市計画事業として施行

都市計画事業として施行されるため、建築制限、収用権の付与、用地提供者に対して譲渡所得から最高 5,000 万円までの特別控除などが適用される。

（2）不動産登記の特例

不動産の代位登記等の特例が定められている。

（3）造成敷地の譲受人に対する制限

譲受人は、工場の建設計画を策定し、施行者であったものの承認を受けなければならない。また、工事完了公告の日の翌日から起算して 10 年間は、譲渡等を行うときは当事者が施行者であった者の長の承認を受けなければならない。

工業団地造成事業一覧

<首都圏>

(令和2年3月末現在)

都 県 名	名 称	所 在 地	施 行 者	区 域	面 積 (ha)	都計決定	事業年度	立 地 企 業 数
茨 城	1 総和(岡郷)	古河市	(独)都市再生機構	都市開発	116	S40.12.21	S40～S43	47
	2 総和(釈迦山)	古河市	(独)都市再生機構	"	122	S40.12.21	S40～S43	19
	3 柏原	石岡市	(独)都市再生機構	"	166	S41.12.8	S41～S47	41
	4 鹿島臨海	鹿島市、神栖市	茨 城 県	"	2,683	S42.12.11	S42～S48	119
	5 大生郷	常総市	(独)都市再生機構	近郊整備	68	S48.2.26	S47～S54	32
	6 筑波北部	つくば市	茨 城 県	都市開発	128	S56.6.11	S56～S60	15
	7 筑波西部	つくば市	茨 城 県	"	102	S56.6.11	S56～S61	13
	8 竜ヶ崎(つくばの里)	龍ヶ崎市	(独)都市再生機構	近郊整備	90	S57.8.16	S57～S62	24
	9 手子生	つくば市	(独)都市再生機構	都市開発	70	S60.5.20	S60～S62	24
	10 大砂	つくば市	(独)都市再生機構	"	42	S61.8.14	S61～S63	11
	11 常陸那珂	ひたちなか市	茨 城 県	"	86	H1.2.23	S63～H5	16
	12 土浦北	土浦市	(独)都市再生機構	"	42	H2.2.26	H2～H7	10
	13 阿見東部	阿見町	茨 城 県	"	65	H7.5.22	H7～H14	18
	14 岩井幸田	坂東市	茨 城 県	近郊整備	85	H4.2.13	H4～H8	17
	15 半谷・富田	坂東市	坂 東 市	近郊整備	73	H25.10.28	H25～H29	6
栃 木	16 宇都宮	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	都市開発	293	S36.11.1	S35～S41	121
	17 小山	小山市	小山市街地開発組合	"	165	S39.6.15	S36～S50	29
	18 御厨	足利市	足利市街地開発組合	"	49	S41.11.15	S38～S48	16
	19 大月・助戸	足利市	足利市街地開発組合	"	34	S41.11.15	S38～S52	9
	20 鹿沼	鹿沼市	(独)都市再生機構	"	132	S43.3.18	S42～S44	22
	21 佐野	佐野市	(独)都市再生機構	"	112	S41.3.12	S40～S43	33
	22 真岡第一	真岡市	(独)都市再生機構	"	176	S40.12.21	S40～S41	33
	23 真岡第二	真岡市	(独)都市再生機構	"	131	S42.6.13	S42～S44	26
	24 宇都宮清原	宇都宮市	宇都宮市街地開発組合	"	388	S47.3.1	S46～S51	35
群 馬	25 大和根	大泉町	群 馬 県	"	57	S44.1.27	S43～S45	32
	26 太田西部	太田市	群 馬 県	"	106	S45.12.28	S46～S47	19
	27 太田東部	太田市	群 馬 県	"	108	S50.7.8	S49～S50	4
	28 鞍掛	館林市、邑楽町、千代田町	群 馬 県	"	120	S53.9.9	S50～S53	8
	29 太田・大泉	太田市、大泉町	群 馬 県	"	40	S61.11.14	S61～S62	2
	30 高崎東部	高崎市	高崎工業団地造成組合	"	20	S63.2.10	S63～S63	4
	31 館林東部	館林市	群 馬 県	"	53	H3.1.11	H2～H3	5
	32 鞍掛第三	邑楽町	群 馬 県	"	38	H5.6.1	H5～H17	16
	33 伊勢崎三和	伊勢崎市	群 馬 県	"	51	H5.6.1	H5～H12	15
	34 伊勢崎宮郷	伊勢崎市	群 馬 県	"	58	H25.9.27	H25～R元	13
山 梨	35 国母	甲府市ほか	甲 府 地 区 開 発 事 業 団	"	97	S43.9.4	S43～S53	28
	36 甲府南部	甲府市	甲 府 市	"	44	S62.12.9	S62～H6	21
神 奈 川	37 内陸伊勢原	伊勢原市	神 奈 川 県	近郊整備	64	S43.11.1	S43～S46	57
	38 藤沢北部	藤沢市	藤 沢 市	"	54	S41.2.4	S40～S41	29
	39 南足柄東部	南足柄市	神 奈 川 県	"	20	H5.4.9	H5～H7	11
千 葉	40 十倉二	柏市	柏 市	"	65	S42.12.1	S42～S46	25
	41 野毛平	成田市	千 葉 県	"	74	S45.1.30	S44～S63	21
埼 玉	42 久喜菖蒲	久喜市ほか	埼 玉 県	"	166	S45.7.17	S43～S51	91
	43 新郷	川口市	川 口 市	"	22	S45.12.28	S45～S48	81
	44 清久	久喜市ほか	(独)都市再生機構	"	68	S48.1.16	S49～S54	29
小計	44	地 区	—	—	6,743	—	—	1,247

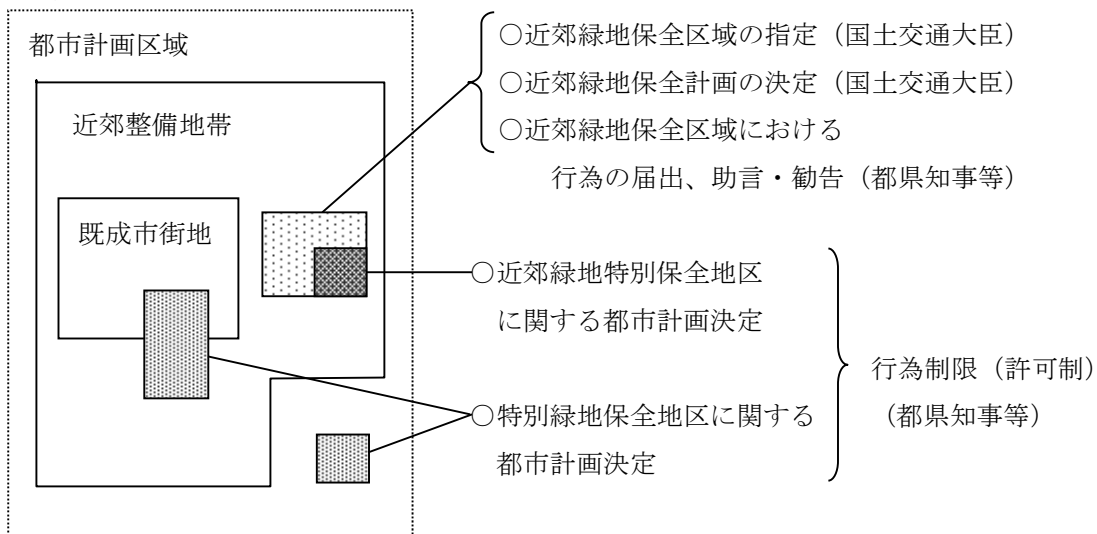
<近畿圏>

府 県 名	名 称	所 在 地	施 行 者	区 域	面 積 (ha)	都計決定	事業年度	立 地 企 業 数
京 都	1 長田野	福知山市	京 都 府	都市開発	342	S44.3.26	S43～S51	41
	2 綾部	綾部市	京 都 府	"	136	S61.2.18	S61～H5	20
福 井	3 福井臨海	福井市ほか	福 井 県	"	651	S47.3.15	S47～H22	57
	4 敦賀西部	敦賀市	敦 賀 市	"	20	H13.5.1	H13～H18	4
兵 庫	5 北摂	三田市	(独)都市再生機構	近郊整備	136	S45.12.18	S46～H13	42
	6 西神	神戸市	神 戸 市	"	275	S45.12.22	S46～H8	133
	7 西神第二	神戸市	神 戸 市	"	94	S58.9.27	S58～H9	51
	8 西神第三	神戸市	神 戸 市	"	137	H3.10.25	H3～H30	86
滋 賀	9 米原南	米原市	米 原 市	都市開発	23	H19.3.14	H18～H21	1
小計	9	地 区	—	—	1,814	—	—	435
合計	53	地 区	—	—	8,557	—	—	1,682

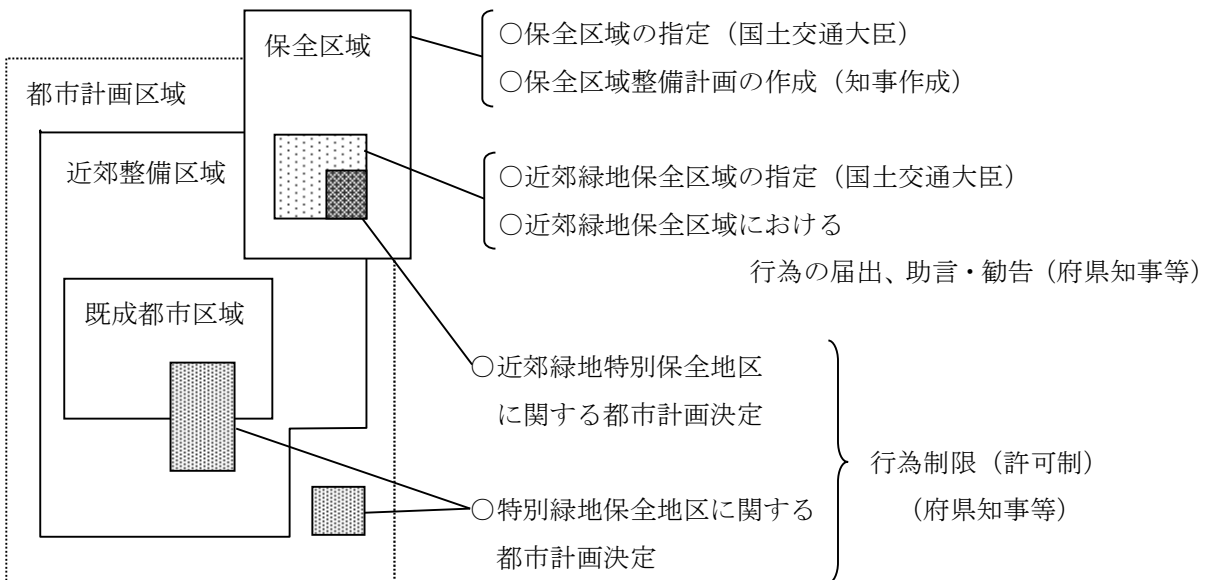
10. 保全区域等の保全・整備の概要

大都市圏において良好な自然環境を有する緑地等を保全するため、首都圏においては首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）に基づき近郊緑地の保全に関する制度が、近畿圏においては近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）に基づき保全区域の整備及び近郊緑地の保全に関する制度が、中部圏においては中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）及び中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）に基づき保全区域の整備に関する制度がそれぞれ制定され、区域の指定、計画の策定、行為の届出義務などの所要の措置が講じられている。

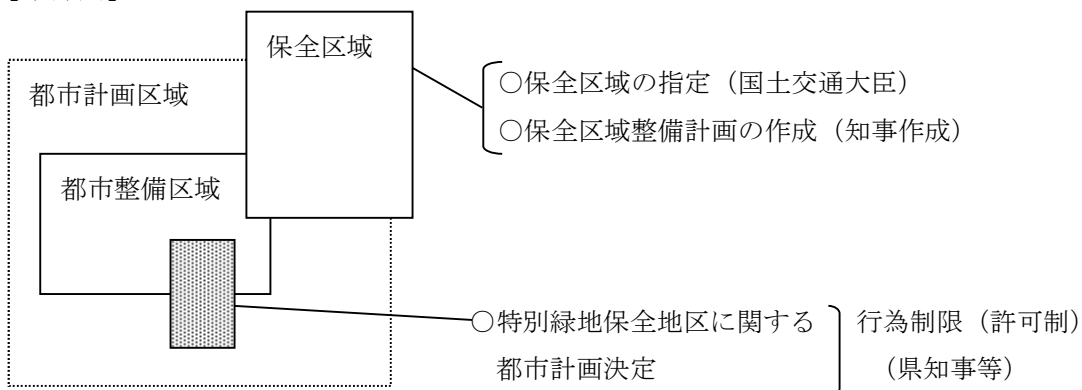
【首都圏】



【近畿圏】



【中部圏】



10-1. 首都圏及び近畿圏における近郊緑地の保全

1. 根拠法

首都圏：首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）（以下「首近法」という。）

近畿圏：近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）（以下「近保法」という。）

（関 連）都市緑地法（昭和48年法律第72号）

2. 制定の経緯

首都圏及び近畿圏の既成市街地等への人口と産業の集中に伴い、大都市近郊において無秩序な市街地化が進み、緑地等が荒廃することにより、地域住民の生活環境が著しく悪化した。

昭和31年4月に成立した首都圏整備法では、首都圏を既成市街地、近郊地帯及び周辺地域の三地域に分け、近郊地帯を「既成市街地の無秩序な膨張発展を抑制し、その健全な発展を図るため、その外周に緑地地帯（10km程度の幅のグリーンベルト）を設定する必要がある区域」として定めた。しかし、近郊地帯の土地は公有地ではなく、また法律による行為制限、必要な国の予算及び税制もなかったため、無秩序な市街化が進み、近郊地帯を指定する政令を制定することができないまま、昭和40年の首都圏整備法の改正により現行の区域制度に変更された。

緑地を保全する制度としては、従来から、都市公園法、自然公園法等に基づき各種の施策が講じられていたが、特に大都市の周辺において広域的な見地から緑地を保全することにより、無秩序な市街地化を防止し、大都市圏の秩序ある発展に寄与することを目的に、「首都圏近郊緑地保全法」（昭和41年法律第101号）及び「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」（昭和42年法律第103号）を制定したものである。

3. 内容

（1）近郊緑地の定義（首近法 § 2 ②、近保法 § 2 ③）

本制度における「近郊緑地」とは、近郊整備地帯内（首都圏）又は既成都市区域の近郊における保全区域内（近畿圏）の緑地であって、樹林地、水辺地等が一体となつて良好な自然の環境を形成し、かつ、相当規模の広さを有しているものである。

（2）近郊緑地保全区域の指定（首近法 § 3、近保法 § 5）

国土交通大臣は、近郊緑地のうち、無秩序な市街地化のおそれが大であり、かつ、これを保全することによって得られる既成市街地若しくは既成都市区域及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が著しい近郊緑地の土地の区域を、近郊緑地保全区域として指定することができる。

（3）近郊緑地保全計画の決定（首近法 § 4）

近郊緑地保全区域の指定をしたときは、首都圏においては、当該区域内の近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を定める。

当該計画は、国土交通大臣が、首都圏整備法第2条第2項の整備計画として決定するものであり、以下の事項について定めている。

- ① 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項
- ② 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- ③ 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項
- ④ 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

なお、近畿圏においては、近郊緑地保全区域を包含する保全区域について、関係府県知事が保全区域整備計画を作成し、国土交通大臣に協議し、同意を得ることとなっている。

(4) 近郊緑地特別保全地区に関する都市計画（首近法 § 5、近保法 § 6）

都府県知事は、近郊緑地保全区域内において近郊緑地の保全上枢要な部分を構成している地域について、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

(5) 指定の準備のための土地の立入り等（首近法 § 6、近保法 § 7）

国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定の準備のために、他人の占有する土地に立入る権限が与えられている。

(6) 近郊緑地保全区域内における行為の届出（首近法 § 7、近保法 § 8）

近郊緑地保全区域（緑地保全地域及び特別緑地保全地区を除く。）内において、建築物等の建築、宅地の造成等を行おうとする者は、あらかじめ都府県知事（政令市長を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。この場合、都府県知事は、近郊緑地の保全のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(7) 管理協定の締結等（首近法 § 8、近保法 § 9）

地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と、当該近郊緑地に関する管理の方法に関する事項、保全に必要な施設の整備に関する事項、管理協定に違反した場合の措置等を定めた管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。

(8) 近郊緑地特別保全地区内における行為の許可（都市緑地法 § 14）

近郊緑地特別保全地区内においては、建築物等の建築、宅地の造成等の行為は、都府県知事の許可を受けなければ、してはならない。これに違反した者に対しては、原状回復等を命ずることができる。

(9) 行為の規制に伴う損失の補償及び土地の買入れ（都市緑地法 § 16、17）

上記の許可を得ることができないため損失を受けた者に対しては、都府県は、通常生ずべき損失を補償する。また、都府県又は市町村は、上記の許可を受けることができないため土地利用に著しい支障をきたすことにより当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合には、当該土地を買い入れるものとする。

首都圏近郊緑地保全区域一覧

(令和2年3月31日現在)

近郊緑地保全区域						近郊緑地特別保全地区					
区域名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	地区名	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	
武山	神奈川県	横須賀市	S42.2.16		327.0	武山	横須賀市	S42.3.29 S47.11.17	(34.5) (160.0)	194.5	
衣笠・大楠山	神奈川県	横須賀市、葉山町	S42.2.16		958.0	衣笠・大楠山	横須賀市	S47.11.17		49.5	
逗子・葉山	神奈川県	逗子市、葉山町	S42.2.16		1,087.0	三ヶ岡山	葉山町	S42.3.29		33.2	
相模原	相模原市	相模原市	S42.2.16 S46.4.30		644.0	相模原	相模原市	S48.9.14		73.0	
						相模横山・相模川	相模原市	H7.3.14 H12.3.31	(102.7) (1.1)	103.8	
剣崎・岩堂山	神奈川県	三浦市	S46.4.30		618.0						
円海山・北鎌倉	神奈川県	鎌倉市	S44.3.28 H18.12.28	(294.0)	1,096.0	鎌倉	鎌倉市	H23.10.18		131.0	
	横浜市	横浜市	S44.3.28 S52.9.21 H18.12.28	(802.0)		円海山	横浜市	S44.5.13 H21.3.25	(100.0) (16.0)	116.0	
						大丸山	横浜市	H22.3.23 H26.3.5	(44.0) (28.6)	72.6	
						公田	横浜市	H24.3.5		5.4	
小網代	神奈川県	三浦市	H17.9.22		70.0	小網代	三浦市	H23.10.18		65.0	
多摩丘陵北部	東京都	八王子市、日野市	S42.2.16		264.0						
滝山	東京都	八王子市、あきる野市	S42.2.16		488.0						
狭山	東京都	東村山市、東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	S42.2.16	(725.0)	1,607.0						
	埼玉県	所沢市、入間市	S42.2.16	(882.0)							
入間	埼玉県	入間市	S44.3.28		398.0						
荒川	埼玉県	川越市、上尾市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、富士見市、川島町、桶川市	S42.2.16	(1,976.0)	3,304.0						
	さいたま市	さいたま市	S42.2.16	(1,328.0)							
平林寺	埼玉県	新座市	S44.3.28		68.0	平林寺	新座市	S45.10.13 H6.3.29	(58.4) (2.0)	60.4	
安行	埼玉県	川口市	S42.2.16		580.0						
東千葉	千葉県	千葉市	S42.2.16		734.0	東千葉	千葉市	S42.3.25		61.3	
行徳	千葉県	市川市	S45.5.25		83.0	行徳	市川市	S45.8.28		83.0	
君津	千葉県	君津市	S48.6.20		635.0						
利根川・菅生沼	千葉県	野田市	S52.9.21	(862.0)	2,448.0						
	茨城県	常総市、坂東市、境町、五霞町	S48.6.20 S52.9.21	(1,586.0)							
牛久沼	茨城県	龍ヶ崎市、牛久市、取手市	S44.3.28		452.0						
19区域合計					15,861.0	13地区合計					1,048.7

近畿圏近郊緑地保全区域一覧

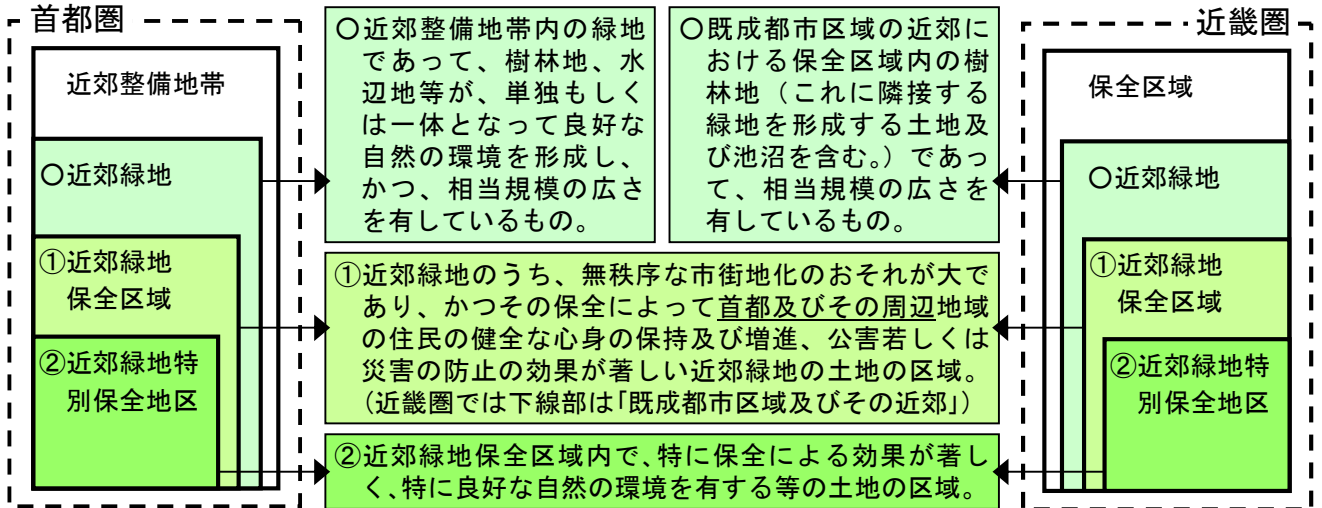
(令和2年3月31日現在)

近郊緑地保全区域						近郊緑地特別保全地区					
区域名	都道府県 政令市	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	地区名	都市名	計画決定年 (変更)	面積 (ha)	面積 (ha)	
京都	京都市	京都市	S44.4.11	(3,333.0)	6,870.0	小塩山	京都市	H8.5.24		175.0	
	京都府	宇治市、城陽市、長岡京市、大山崎町	S44.4.11	(3,537.0)		善峰寺	京都市	H8.5.24		37.0	
北摂連山	大阪府	池田市、高槻市、茨木市、箕面市、豊能町、能勢町、島本町	S43.2.23 S44.4.11 S47.7.3	(9,736.0)	21,087.0						
	神戸市	神戸市	S46.3.10	(1,382.0)		千刈	神戸市	H4.11.24 H21.4.28	(67.0) (1.0)	68.0	
	兵庫県	西宮市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町	S46.3.10	(9,969.0)		鎌倉峡	神戸市	H4.11.24 H21.4.28	(194.0) (-2.0)	192.0	
						北中山	宝塚市	H13.10.23		67.0	
金剛生駒	大阪府	枚方市、八尾市、河内長野市、東大阪市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、四條畷市、交野市、河南町、太子町、千早赤阪村	S43.2.23 S44.4.11 S61.7.30	(11,143.7)	15,650.0						
	奈良県	五條市、御所市、生駒市、平群町、三郷町、葛城市、香芝市	S43.2.23	(4,506.3)							
和泉葛城	大阪府	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、泉南市、熊取町、阪南市、岬町	S43.2.23 S47.7.3 H21.7.28	(12,697.0)	23,922.0						
	和歌山県	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	S43.2.23 H21.7.28	(11,225.0)							
矢田斑鳩	奈良県	奈良市、大和郡山市、生駒市、斑鳩町	S43.2.23		880.0						
六甲	神戸市	神戸市	S43.2.23 S44.4.11 S61.7.30 H9.10.23	(9,104.7)	13,059.7	打越山	神戸市	H4.11.24 H10.7.31 H16.4.13 H21.4.28	(118.2) (7.8) (1.0) (-2.0)	125.0	
						坊主山	神戸市	H4.11.24 H10.7.31 H16.4.13 H21.4.28	(21.2) (26.8) (13.0) (2.0)	63.0	
						摩耶・諏訪山	神戸市	S43.3.23 H4.11.24 H10.7.31 H21.4.28	(348.0) (131.4) (28.6) (5.0)	513.0	
						高取	神戸市	S43.3.23 H4.11.24 H10.7.31	(68.0) (0.5) (67.5)	136.0	
						東須磨	神戸市	S43.3.23 H4.11.24 H10.7.31 H21.4.28	(157.0) (14.7) (5.3) (-3.0)	174.0	
						西須磨	神戸市	S43.3.23 H21.4.28	(21.0) (2.0)	23.0	
						鉢伏山	神戸市	H4.11.24 H10.7.31	(81.0) (0.0)	81.0	
						帝釈丹生山	神戸市	H4.11.24 H21.4.28	(764.0) (-2.0)	762.0	
						ひよどりごえ	神戸市	H10.7.31 H21.4.28	(5.6) (0.1)	5.7	
	兵庫県	西宮市、芦屋市、宝塚市	S43.2.23 S46.3.10	(3,955.0)		良元・生瀬	西宮市、宝塚市	H10.7.31		223.0	
						劔谷・苦楽園	西宮市、芦屋市	H10.7.31		38.0	
						会下山	芦屋市	H10.7.31 H21.4.28	(15.0) (0.0)	15.0	
6区域合計					81,468.7	17地区合計					2,697.7

近郊緑地保全制度

目的：良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し、首都圏等の秩序ある発展に寄与することを目的とする。

根拠法：首都圏近郊緑地保全法(昭41法101)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭42法103)



①近郊緑地保全区域

指定主体	国土交通大臣	
保全計画	【首都圏】国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定。	【近畿圏】知事は、保全区域の指定があったときは、当該区域に係る保全区域整備計画を作成することができる。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等に届出。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。	
その他	○地方公共団体又は緑地管理機構は、近郊緑地保全区域内の土地の所有者等と管理協定を締結し、近郊緑地の管理を行うことができる。 ○近郊緑地の保全に要する費用は、都府県等の負担。	

近郊緑地保全区域内で、特に保全による効果が著しく、特に良好な自然の環境を有する等の土地の区域については、都市計画に近郊緑地特別保全地区を定めることができる。

②近郊緑地特別保全地区

決定主体	都府県等
行為規制 (※都市緑地法で規定)	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等の許可が必要。 ⇒ 上記の許可を得られず損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償。 ⇒ 上記の許可を得られず、その土地の利用に著しい支障をきたすことにより、所有者から当該土地の買入れの申出があった場合、当該土地を買入れ。国はその一部を補助。 ○知事等は緑地保全について必要な措置（原状回復等）を命じることができる。
その他	○国は、地方公共団体が近郊緑地特別保全地区内の近郊緑地の保全のために行う事業に必要な資金については、法令の範囲内において、資金事情及び当該都府県等の財政状況が許す限り、配慮する。

○首都圏近郊緑地保全計画

首都圏においては、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、首都圏近郊緑地保全法第4条に基づき当該近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を定めている。

■武山近郊緑地保全計画 ■衣笠・大楠山近郊緑地保全計画 ■逗子・葉山近郊緑地保全計画
■相模原近郊緑地保全計画 ■多摩丘陵北部近郊緑地保全計画 ■滝山近郊緑地保全計画
■狭山近郊緑地保全計画 ■荒川近郊緑地保全計画 ■安行近郊緑地保全計画
■東千葉近郊緑地保全計画

〈昭和42年3月1日首都圏整備委員会告示第2号〉

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、武山近郊緑地保全区域、衣笠・大楠山近郊緑地保全区域、逗子・葉山近郊緑地保全区域、相模原近郊緑地保全区域、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域、滝山近郊緑地保全区域、狭山近郊緑地保全区域、荒川近郊緑地保全区域、安行近郊緑地保全区域、東千葉近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地区域内においては、法第1条の目的を達成のため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

武山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、武山・大塚山及び三浦富士を一体とする自然環境を保全することを主とし、特に自然景観を損なう土地の形質の変更、樹林の伐採及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

衣笠・大楠山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、三浦半島最高峰の大楠山を主峰としてこれに連担する宝金山、衣笠山山系が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に市街地から展望される地域における山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

逗子・葉山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、逗子市と葉山町の境界にある二子山山系とこれに連担する丘陵地が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に逗子・葉山の両市街地から展望される地域における山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

相模原近郊緑地保全区域

当保全区域においては、相模川沿岸及び相模原台地を取り巻く斜面の樹林地とこれに連なる貯水池周辺の良好な自然環境を保全することを主とし、特に樹林の伐採、建築物その他の工作物の新築等及び土地の形質の変更の規制に重点をおくものとする。

多摩丘陵北部近郊緑地保全区域

当保全区域においては、平山城跡、多摩動物園を中心とする地域とこれに連担する多摩丘陵が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に自然景観を損なう宅地の造成、その他の土地の形質の変更、建築物その他の工作物の新築等及び樹林の伐採の規制に重点をおくものとする。

滝山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、滝山とこれに連担する丘陵地が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、滝山城跡周辺地域の静寂な自然環境の保全、多摩川沿岸、五日市日野線から展望される地域における山容の変ぼうをもたらし行為、樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

狭山近郊緑地保全区域

当保全区域においては、村山、山口両貯水池及びその周辺の樹林が一体となって形成する良好な自然環境を保全することを主とし、特に両貯水池周辺地域の樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

荒川近郊緑地保全区域

当保全区域においては、荒川とその流域の良好な風致とが一体となって形成する自然環境を保全することを主とし、特に自然景観を損うおそれのある樹林の伐採及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

安行近郊緑地保全区域

当保全区域においては、武蔵野の平地林と植木栽培地が一体となって形成する田園的自然環境を保全することを主とし、特に樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

東千葉近郊緑地保全区域

当保全区域においては、起伏の多い台地に豊富な樹林を有す田園的自然環境を保全することを主とし、特に樹林の伐採、宅地の造成その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 土砂崩壊防止施設

(四) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設

(五) 防火施設

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域については、指定するものとする。

(一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の重要な部分を構成している区域であること。

(二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真に止むを得ないと認められるものについて行うものとする。

■円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画

〔昭和44年4月10日首都圏整備委員会告示第2号、(変更)平成19年2月14日国土交通省告示130号〕

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第四条の規定により、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における重要な大規模緑地である。

本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の重要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、南側に広がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域内は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する首都圏近郊における貴重な緑地となっている。

しかしながら、本保全区域は、周辺の幹線道路の整備による交通利便性の向上等に伴い、都市的な土地利用の拡大が懸念される地域の中にある地区でもある。

当該保全区域を自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点等から整理すると、①「岩瀬・公田ゾーン」、②「荒井沢ゾーン」、③「十二所・上郷ゾーン」、④「円海山・大丸山周辺ゾーン」及び⑤「釜利谷ゾーン」の5つに分けられる。

- ① 鎌倉市岩瀬・今泉及び横浜市栄区公田中谷地区に位置する「岩瀬・公田ゾーン」は、保全区域北西部の丘陵にあって、円海山・大丸山周辺ゾーンへと伸びる重要な緑地が形成されているゾーンである。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して自然景観を提供している。
- ② 横浜市栄区公田荒井沢地区に位置する「荒井沢ゾーン」は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に、自然体験等の活発な活動がなされている場がある。
- ③ 県道23号より西側の鎌倉市今泉台・十二所等及び横浜市栄区上郷等に位置する「十二所・上郷ゾーン」は、鎌倉市の歴史的風土保存区域と横浜市の円海山・大丸山周辺ゾーンの緑地を繋いでいるゾーンである。また、歴史的風土保存区域へと続く散策路や散在ガ池周辺等の緑地は、多くの首都圏住民にとって自然とのふれあいの場となっている。
- ④ 県道23号と横浜横須賀道路の間の横浜市栄区庄戸・磯子区氷取沢等に位置する「円海山・大丸山周辺ゾーン」は、本保全区域において最も重要な骨格的緑地があり、二次林を中心とする樹林や横浜市内を流れる大岡川やいたち川の流域等で構成される樹林地及び水辺地とが一体となり良好な自然環境が形成されているゾーンである。また、自然観察の森、市民の森、散策路等が整備され、自然とのふれあい体験の場として、多くの首都圏住民により利用されているとともに、横浜市栄区や金沢区等の周辺の市街地に対して、広域的な自然景観を提供している。
- ⑤ 横浜横須賀道路の東側の横浜市金沢区釜利谷等に位置する「釜利谷ゾーン」は、金沢区の市街地に対して、保全区域の重要な緑地である円海山・大丸山周辺ゾーンとの間の緩衝帯となっている。また、金沢自然公園、市民の森、円海山・大丸山周辺ゾーンへと続く散策路等の様々な施設が整備され、保全区域の中でも最も利用がなされているゾーンである。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

1 保全の基本方針

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他の当該近郊緑地の保全については、連続する丘陵部や谷戸の樹林・水辺地等を一体的に保全することを前提として、次に掲げる事項を踏まえ、前述の各ゾーンの特性に応じたものとする。

(1) 自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、樹林の減少又は分断を防止するのみならず、水辺地等を含めた近郊緑地の自然状態を総合的に保全するものとする。また、関係地方公共団体は、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な管理の措置を行うものとする。

また、散策等の利用に際して、利用者は、設定されたルート外への立入やオーバーユーズなどにより自然環境へ過度の負荷を与えないよう配慮をするものとし、関係地方公共団体は、啓発や情報提供等により適切な利活用を促すものとする。

なお、前述の5ゾーンにおいては、それぞれ次の点に留意するものとする。

- ① 「岩瀬・公田ゾーン」においては、多種の動植物の生息生育の場である丘陵部及び谷戸におけ

る樹林等の自然環境を保全する。そのため、特に自然景観を提供する丘陵部の緑地の連続性の確保に配慮しつつ、ゾーン内の樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制及び担保性の向上を図るものとする。

- ② 「荒井沢ゾーン」においては、丘陵部及び谷戸の斜面樹林や源流域の水辺地等から構成される自然環境を一体的に保全する。そのため、生物多様性の保全及び樹林による水源涵養機能に配慮しつつ、ゾーン内の多様な自然状態に影響を与える行為の規制及び担保性の向上を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民の森による緑地保全施策を継続するとともに、里山における農業体験や環境学習等の様々な活動を促進するための取組を市民団体等と協力しながら行い、里山の良好な環境の保全、育成等を図るものとする。また、利用者の安全確保及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するためのルート設定等により適切な利活用を図るものとする。

- ③ 「十二所・上郷ゾーン」においては、隣接するゾーンの緑地と連続する丘陵部の樹林地や散在ガ池周辺の水辺地等のまとまりをもって維持されている自然環境を保全する。そのため、これら重要な緑地の連続性に配慮しつつ、樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制を図るものとする。

- ④ 「円海山・大丸山周辺ゾーン」においては、円海山周辺から鎌倉市北東部へと連続する骨格的な丘陵部の緑地を保全する。そのため、緑地の連続性や、樹林地と水辺地等の一体性を損なう行為を規制し、また、生物多様性の保全や樹林の保水力の向上及び源流域への給水力の向上を図るため、樹林の量的な減少や質的な劣化等の防止のための規制を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民団体等とも連携しながら多様な自然状態の維持に努めるとともに、既に指定されている円海山近郊緑地特別保全地区、市民の森等に加え、ゾーン内の重要な緑地について担保性の向上を図ることによって、丘陵部の緑地の連続的な保全を図るものとする。また、緑地が分断されている既存の開発地等において、市街地としての適切な緑化を誘導することにより、連続する周辺の緑地との自然環境のネットワーク化を図るものとする。

- ⑤ 「釜利谷ゾーン」においては、樹林地や水辺地等の自然環境の保全を図るため、自然状態に影響を与える行為について規制を図る。

関係地方公共団体は、自然環境の保全のため自然公園や市民の森等による現在の緑地保全施策を継続するものとする。

(2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に関係する者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地の保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全とその意義の普及啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、自然状態を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用を促すものとする。また、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復、農業体験等の活動に当たり、環境保全や農業体験活動等を目的とする市民団体等多様な主体と協働して取り組むこととする。

2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、前項の保全の基本方針を踏まえ、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとし、特に緑地の連続性及び多種の動植物の生息生育する樹林や水辺等の自然環境の一体性を損なう行為の規制に重点をおくものとする。また、風致地区制度等、他の緑地保全に資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する効果的な助言・勧告を行うものとする。

3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

- (1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めることとする。

- (2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。

- (3) 関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための樹林の間伐、下草刈り、病害虫予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。

- (4) 関係地方公共団体は、保全区域内における緑地の荒廃・喪失を防止するため、必要に応じて土地所有者等との間で管理協定を締結し、適切な管理及び利用を図るものとする。

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要な施設の整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備

- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設

- (3) 土砂崩壊防止施設

- (4) 公衆便所

- (5) 防火施設

- (6) 自然景観の保持・再生のための植栽

2 施設整備計画に関する事項

(1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら、自然体験活動、環境学習等の場としての利活用の促進を図るため、機能や利便性

の向上のための整備、及び散策路等の安全確保のための整備やその維持管理について、地域住民や市民団体とも連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じて効果的に行うものとする。

(2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、関係地方公共団体相互に連携するものとし、その際、学識経験者、環境保全を目的とする市民団体その他多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然環境を有する重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し永続的に保全する。

2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の重要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

(1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。

この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- ① 多くの首都及びその周辺の住民が参加し、秩序ある自然観察活動や保全活動が実施されるなど、自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものであること。
- ② 保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。
- ③ 地域の自然特性を顕著に示していること。
- ④ 自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。

(2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。

この基準の適合の確認にあたっては、当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域である点に留意するものとする。

3 指定にあたって特に配慮すべき事項

「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、水辺地、源流域等のまとまりをもって維持されている重要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全されるよう配慮するものとする。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

■牛久沼近郊緑地保全計画 ■平林寺近郊緑地保全計画 ■入間近郊緑地保全計画

〈昭和44年4月10日首都圏整備委員会告示第2号、(変更)平成19年2月14日国土交通省告示129号〉

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域、牛久沼近郊緑地保全区域、平林寺近郊緑地保全区域及び入間近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第一条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。各近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

平林寺近郊緑地保全区域

当保全区域においては、平林寺境内の古木及びその周辺の武蔵野特有の平地林による自然環境を保全するため、平林寺及びその周辺の樹林の伐採、建築物その他の工作物、特に工場の新築等の規制に重点をおくものとする。

入間近郊緑地保全区域

当保全区域においては、入間市金子地区北側から東西にのびる優れた樹木に富む台地の景観を保全するため、この地域の樹林を保護するとともに、土石の採取、宅地の造成等の規制に重点をおくものとする。

牛久沼近郊緑地保全区域

当保全区域においては、牛久沼とその周辺の樹林が一体となつて形成する良好な自然環境を保全するため、とくに牛久沼の水況維持及び周辺地域の樹林の伐採、宅地の造成、その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 土砂崩壊防止施設

(四) 危険防止、立入防止柵、標識等の施設

(五) 防火施設

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

(一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の枢要な部分を構成している区域であること。

(二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

■行徳近郊緑地保全計画

〈昭和45年6月6日首都圏整備委員会告示第12号〉

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号。以下「法」という。）第4条の規定に基づき、行徳近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第一条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、鳥類保護施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。当近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

野鳥の飛来地、生息地としての評価が高い新浜御猟場を中心とする樹林地、水辺地、およびその地先水面をもつて形成された良好な自然環境を保全するため、この地域の樹林の伐採、宅地の造成、その他の土地の形質の変更及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点をおくものとする。

二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

(一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設

(二) 自然景観の保持育成のための植栽

(三) 鳥類保護施設

(四) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設

(五) 防火施設

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

(一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の枢要な部分を構成している区域であること。

(二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買い入れるべき旨の申し出があった場合において、真に止むを得ないと認められるものについて行なうものとする。

■剣崎・岩堂山近郊緑地保全計画

〈昭和46年5月13日首都圏整備委員会告示第7号〉

首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、剣崎・岩堂山近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第1条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

その他必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他積極的保全措置を講ずるものとする。

当保全区域においては、剣崎を中心とし、これに連なる海岸線及び樹林地が一体となって形成する引橋周辺の良好な自然環境を保全することを主とし、特に自然環境を損うおそれのある樹林の伐採及び建築物その他の工作物の新築等の規制に重点を置くものとする。

二 近郊緑地保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

事項

近郊緑地保全区域においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、護岸、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 土砂崩壊防止施設
- (四) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設
- (五) 防火施設

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

- (一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の重要な部分を構成している区域であること。
- (二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を都県において買入れるべき旨の申出があった場合において、真に止むを得ないと認められるものについて行うものとする。

■君津近郊緑地保全計画 ■利根川・菅生沼近郊緑地保全計画

〈昭和48年7月3日首都圏整備委員会告示第3号、(変更)昭和52年10月5日総理府告示第35号〉

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号、以下「法」という。)第4条の規定に基づき、君津近郊緑地保全区域及び利根川・菅生沼近郊緑地保全区域についての近郊緑地保全計画を次のように定める。

一 近郊緑地保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、法第1条の目的を達成するため、良好な自然環境を保持することを本旨とし、このため、近郊緑地の現状に変更をきたす行為については、当該近郊緑地の風致景観、樹相、地勢等の特性に応じ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の保全に支障を及ぼすものは、これを規制するものとする。

このほか必要に応じ近郊緑地保全区域内の良好な自然環境を維持するための植栽、病虫害予防措置、土砂崩壊防止施設等の整備その他の積極的保全措置を講ずるものとする。各近郊緑地保全区域の特性に応ずる行為の規制の大綱は、次のとおりとする。

君津近郊緑地保全区域

当保全区域においては、鹿野山に接続する樹林地をもつて形成される野鳥の生息地としての良好な自然環境を保全するため、この地域の樹木の伐採、土石の採取、土地の形質の変更及び建築物の新築等の規制に重点をおくものとする。

利根川・菅生沼近郊緑地保全区域

当保全区域においては、利根川・菅生沼とその周辺の樹林が一体となつて形成する良好な自然環境を保全するため、樹木の伐採、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更の規制に重点をおくとともに、特に大六天神社を中心とする樹林地及び利根川・菅生沼の水質の保全に意を用いるものとする。

二 近郊緑地保全区域内において、当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

近郊緑地保全区域内においては、前項の保全措置に関連して、近郊緑地を保全するために必要な次の諸施設の整備を図るものとする。

- (一) 近郊緑地の保全に寄与する道路、広場、排水路、休憩所その他の公共施設
- (二) 自然景観の保持育成のための植栽
- (三) 鳥類保護施設
- (四) 土砂崩壊防止施設
- (五) 危険防止柵、立入防止柵、標識等の施設
- (六) 防火施設

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

近郊緑地特別保全地区は、近郊緑地保全区域内において、次の各号に掲げる基準に該当する区域について、指定するものとする。

- (一) 法第5条第1項第1号及び第2号に掲げる条件に該当し、当該近郊緑地保全区域の重要な部分を構成している区域であること。
- (二) 当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の新增築、土石の採取、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

法第12条の規定による土地の買入れについては、私人が所有し、かつ、建築物等の新築、宅地の造成等の行為について法第9条第1項の許可を得ることができないため、その利用に著しい支障をきたすこととなる土地について、その所有者から当該土地を県において買入れるべき旨の申出があった場合には、真に止むを得ないと認められるものについて行なうものとする。

■小網代近郊緑地保全計画

（平成17年9月22日国土交通省告示第1017号）

首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号、以下「法」という。）第四条の規定に基づき、小網代近郊緑地保全区域（以下「保全区域」という。）に係る近郊緑地保全計画を次のように定める。
保全区域は、宅地化等の都市的な土地利用に関する圧力がある三浦半島において、良質な自然環境をまとまりのある形で残している首都圏近郊の貴重な近郊緑地であり、地域住民等の環境保全活動を背景として、首都圏住民等により秩序ある自然観察が行われる場所ともなっている。

また、当該区域は、海辺と陸域の緑が一体となって形成された多様な自然環境を基盤として、森林、河川、湿地、干潟及び海が自然状態で連続的にまとまり、希少種を含む集水域生態系を形成する等、首都圏でも唯一と言うべき特色ある貴重な緑地である。

一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

1 保全の基本方針

法第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該保全区域を自然的特徴及び自然とのふれあい機能確保の観点から整理すると、通称浦の川下流の淡水湿原、河口の湿地、干潟及び小網代湾奥北に開く小規模な谷からなる「湿原・河口湿地・干潟ゾーン」、浦の川源流域及び中流域を含み県道二十六号線に接する「浦の川源流・上流域ゾーン」、浦の川上流域の南北に位置する「北の谷流域ゾーン」及び「南の谷流域ゾーン」に分けられる。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他保全については、集水域生態系の一体性を維持することを前提として、各ゾーンの特性に応じたものとする。

(1) 区域の自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、森林の減少又は分断を防止するのみならず、河川、湿地、干潟等を含めた総合的な自然状態を保全するものとする。

① 「湿原・河口湿地・干潟ゾーン」においては、貴重な河口の塩水湿地及び干潟の水系に影響を与える行為の規制を重視するものとする。また、環境学習等各種の活動が期待されるゾーンであるので、自然環境への過度な負荷がないよう、利用者への指導及び誘導、パトロール等を含めた総合的な保全に取り組むものとする。特に、浦の川下流においては、淡水湿原の状態を維持するための管理活動を図るものとする。なお、小網代湾奥北へ開く小規模な谷については、生息・生育域を回復させる場とする等の利活用を検討する。

② 「浦の川源流・上流域ゾーン」においては、生物多様性の保全及び保水力の向上のため、樹林をはじめとする多様な自然状態に影響を与える行為について、総合的な規制を図るものとする。また、浦の川に沿った自然観察等が期待される場であるので、安全管理及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するルートの確保を図るものとする。

③ 「北の谷流域ゾーン」及び「南の谷流域ゾーン」においては、保水力の向上及び浦の川流域等への給水力の向上を図り、特に樹林の質的な劣化、量的な減少等の防止のための規制を図るものとする。また、「南の谷流域ゾーン」は、生物多様性の保全・回復の場として、利用者の活動を最小限に留めるために配慮するものとする。

また、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な緑地管理の措置を行うものとする。

(2) 近郊緑地保全に関する普及啓発及び多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に係る者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全及び価値の啓発並びに環境教育の推進のため、保全区域内の緑地について、保全区域内の自然環境を損なわないよう留意しつつ、自然とのふれあい活動の拠点として適切に利活用するものとする。

また、関係地方公共団体は、当該普及啓発及び利用者への指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復等の活動に当たり、環境保全を目的とするNPO、ボランティア等多様な主体と協働して取り組むこととする。

2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為を抑制するものとする。知事は、次表（イ）欄に掲げる行為については、同表（ロ）欄に掲げる事項に留意し、当該行為による自然環境への影響を最小限とするために必要な助言又は勧告を行うことができる。

なお、保全区域内の樹林で良好な状態にあるものの現状に変更をきたす行為については、当該樹林の形態、林相、地勢等の特性を踏まえ、当該行為の種類、規模等を勘案のうえ、当該近郊緑地の状態に影響がないよう規制することができる。

(イ)規制の対象となる行為	(ロ)助言または勧告の基準及び配慮すべき事項
法第七条第一項第一号及び第二号に規定する行為	・当該行為を行う位置、工法等の変更により自然環境の改変を抑制するものとする。 ・当該行為を行う土地の区域及び周辺区域の自然環境の改変の抑制に資する代替措置を実施するものとする。
法第七条第一項第三号に規定する行為	・原則として伐採を行わないものとする。

法第七条第一項第四号に規定する行為	・原則として水面の埋立て又は干拓を行わないものとする。
法第七条第一項第五号に規定する行為	・堆積の高さは一・五メートル以下とするものとする。 ・堆積による周囲の自然環境への影響を最小限に留めるものとする。 ・堆積の行われる土地及び周辺の土地の区域における緑地の状況と著しく不調和とならないものとする。

その他当該近郊緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがある行為について、知事は、保全の基本方針を踏まえ、適切な助言または勧告を行うことができる。

3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項

- (1) 国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めるものとする。
- (2) 関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。
- (3) 以上に掲げるもののほか、関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための病虫害予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。

二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

1 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要なものの整備を行うものとする。

- (1) 当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板その他の施設又は設備
- (2) 立入防止柵、標識等の管理施設
- (3) 土砂崩壊防止施設
- (4) 公衆便所
- (5) 防火施設
- (6) 自然景観の保持のための植栽
- (7) 環境学習等の活動のためのビオトープ（生息・生育域）その他

2 施設整備計画に関する事項

(1) 施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限としつつ、各ゾーンの特性に応じた効果的な整備を行うものとする。

- ① 「湿原・河口湿地・干潟ゾーン」においては、当該緑地の利活用及び保全活動を支える施設の整備、ビオトープをはじめとする生息・生育域の保全・維持・回復に向けた環境整備等を検討する。
- ② 「浦の川源流・上流域ゾーン」においては、浦の川に沿って利用者を安全に誘導するための適切な散策ルートを設定する。
- ③ 「北の谷流域ゾーン」及び「南の谷流域ゾーン」において施設整備を検討する際には、樹林地としての特性に十分配慮するものとする。

(2) 多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を策定するに当たっては、学識経験者、環境保全を目的とするNPO、ボランティア等多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項

1 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい、又は特に良好な自然環境を有している重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し、これを永続的に保全する。

2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の枢要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

- (1) 首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。
この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。
 - ・保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模及び形態を有するものであること。
 - ・地域の自然特性を顕著に示していること。
 - ・自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。
- (2) 保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。
この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。
 - ・当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域であること。

3 指定にあたって特に配慮すべき事項

近郊緑地特別保全地区の指定にあたっては、近郊緑地の保全に資する他の地域地区等の指定状況を踏まえ、より高い緑地保全の効果が得られるよう配慮するものとする。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十七条の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を神奈川県において買入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

10-2. 近畿圏及び中部圏における保全区域の整備

1. 根拠法

- 近畿圏：（区域指定）近畿圏整備法（昭和38年法律第129号）
（整備計画）近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）（以下「近保法」という。）
- 中部圏：（区域指定）中部圏開発整備法（昭和41年法律第102号）
（整備計画）中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和42年法律第102号）（以下「中整法」という。）

2. 制定の経緯

昭和30年代からの高度成長期においては、大都市圏における住宅、産業等の開発に伴い、郷土特有の自然美や貴重な文化遺産及び大都市近郊の緑地の荒廃が進む一方、大都市圏の住民の観光、レクリエーション活動の高まりにより、自然環境などの豊富な観光資源を開発、活用することが重要な課題であった。

自然環境や文化財、緑地を保全する制度としては、既に自然公園法に基づく自然公園、古都保存法に基づく歴史的風土保存区域、都市計画法に基づく風致地区、都市公園等があり、各種の施策が講じられていたが、これらの緑地等における観光資源等の保全、開発を総合的かつ広域的に進めるため、これらの区域を包含する保全区域を指定し、総合的な保全区域整備計画を策定する制度を制定したものである。

なお、近畿圏の大都市の周辺の保全区域内においては、広域的な見地から緑地を保全する制度として、首都圏と同様の近郊緑地保全制度が導入されている。

3. 内容

（1）保全区域の指定（近畿圏整備法 § 14、中部圏開発整備法 § 16）

国土交通大臣は、観光資源を保全し、若しくは開発し、緑地を保全し、又は文化財を保存する必要があると認める区域を保全区域として指定する。

近畿圏においては昭和40年に20区域、昭和46年に1区域を指定、中部圏においては昭和43年に18区域を指定し、その後数次にわたり、一部変更を行っている。

（2）保全区域整備計画の作成（近保法 § 3、中整法 § 3）

関係府県知事は、保全区域について保全区域整備計画を作成することができる。

近畿圏においては昭和46年に6区域、47年に5区域、48年に9区域の計画を策定し、昭和57年に残りの1区域の計画策定と20区域の計画変更を行っている。

中部圏においては、昭和48年に15区域の計画を策定し、昭和57年に残りの3区域の計画策定と15区域の計画変更を行っている。

（3）保全区域整備計画の内容（近保法 § 4、中整法 § 5）

保全区域整備計画は、区域内の自然、文化財等の適正な保護、保全等を確保するとともに、住民、観光客の保健、休養、観光・レクリエーション等の需要に対応するため、当該区域を自然の保護を図るべき地区、自然の健全な利用を図るべき地区、文化

財・緑地の保全を図るべき地区等に区分し、それぞれの地区の特性に応じて保護、保全、開発、整備を行うことを基本として策定している。

本計画には、計画の性格、対象区域、整備の基本構想、土地の利用区分に関する事項及び施設の整備に関する事項が記載されている。

整備の基本構想は、計画実施上の配慮事項を含んだものである。

土地の利用区分は、各地域の特性、将来の観光レクリエーション需要の動向等を勘案し、整備の基本構想に沿って保全又は整備を行うため、原生自然保護地区（中部圏のみ）、自然保護地区、自然利用地区、レクリエーション地区、文化財保存地区（近畿圏のみ）、生活環境保全緑地地区（近畿圏のみ）及び一般保全地区に区分して土地利用の大綱を定めている。

施設の整備に関する事項では、観光資源の保全若しくは開発、緑地の保全又は文化財の保存に関連して必要とされる施設について、自然環境の保全に留意しつつ、防火、防水、防砂、地滑り、林地の荒廃の防止のための施設、公園等、道路等、宿泊施設等、キャンプ場及びスキー場、水道及び汚物処理施設、博物館等の整備を定めている。

11. 筑波研究学園都市の建設

11-1 筑波研究学園都市建設法（昭和45年5月19日法律第73号）

この法律は、筑波研究学園都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、試験研究及び教育を行うにふさわしい研究学園都市を建設するとともに、これを均衡のとれた田園都市として整備し、あわせて首都圏の既成市街地における人口の過度集中の緩和に寄与することを目的として制定されたものである。

本法においては、都市の区域を研究学園地区と周辺開発地区の二地区に分け、各地区の特徴を生かしつつ総合的、一体的に整備することとしている。このため、研究学園地区建設計画並びに周辺開発地区整備計画を策定し、それぞれの内容及び決定に必要な事項を定めている。

すなわち、①研究学園地区建設計画は、人口の規模及び土地利用、移転し又は新設する試験研究機関等の施設の建設並びにこれらと一体として整備することが必要な公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設の整備に関する事項等を定めた計画であり、国土交通大臣が決定すること ②周辺開発地区整備計画は、公共施設、公益的施設及び農業の近代化のための施設の整備に関する事項等を定めた計画で、茨城県知事が作成するよう努めるものであること ③研究学園地区建設計画については、国土交通大臣は、首都圏整備計画との調整について、適切な配慮を払わなければならないこと、また、周辺開発整備計画については、茨城県知事は首都圏整備計画に適合させることなどを定めている。

11-2 都市の概要

1. 筑波研究学園都市の区域

茨城県つくば市の一市全域で、面積は約28,400ha（東京都区部面積の約2分の1）である。

2. 都市の構成

都市の中央部に、東西6km、南北18kmにわたり、約2,700haの区域を「研究学園地区」として開発し、国の試験研究・教育施設、商業・業務施設、住宅等を計画的に配置している。

また、研究学園地区以外の区域は、「周辺開発地区」として研究学園地区と均衡のとれた発展を図るよう整備を進めている。

3. 人口

研究学園地区に約10万人の定着を予定し、研究学園都市全体では既存人口をあわせて約22万人を想定して整備が進められてきたが、平成10年4月の計画改定ではつくばエクスプレス（常磐新線）沿線開発等により、将来人口を35万人と見込んでいる。

		昭和55年 10月1日	平成2年 10月1日	平成10年 10月1日	平成20年 10月1日	平成30年 10月1日	令和元年 10月1日
筑波研究 学園都市	研究学園地区	27,652人	65,456人	51,805人	78,251人	78,206人	78,194人
	周辺開発地区	99,750人	123,114人	116,661人	131,160人	158,833人	162,793人
	計	127,402人	188,570人	168,466人	209,411人	237,039人	240,987人

4. 土地利用

(1) 研究学園地区の土地利用

研究学園地区の土地利用については、研究学園地区のほぼ中央部に都心地区を設け、その外周部に研究・教育施設地区を配置し、これらの研究・教育施設への通勤通学と日常生活における利便等を考慮して住宅地区を配置している。

- ① 都心地区 … 研究学園地区の中央に配置し、高水準の文化的生活を営むために必要な文化施設、行政施設、商業・業務施設、研究交流のための施設等を整備している。
- ② 研究・教育施設地区 … 試験研究・教育機関等を文教系、建設系、理工系、生物系及び共同利用系にわけて団地化し、方面別に配置している。
- ③ 住宅地区 … 都心地区周辺部と研究・教育施設地区の周辺に配置している。住宅地区には、住民に日常生活の利便を提供するため、ショッピングセンター、郵便局、銀行、診療所等の施設を備えた地区センターを配置している。

(2) 周辺開発地区の土地利用

周辺開発地区については、無秩序な市街化を抑制し、良好な自然的環境の保全を図るとともに、農業上の土地利用との調整を図りつつ、計画的な市街地開発を行い、民間研究機関等を導入することとしている。

11-3 建設の主な経緯

昭和36年	9月 1日	官庁の集団移転について具体的方策を検討することを閣議決定
昭和37年	7月13日	国立試験研究機関の集団移転の必要性について、科学技術会議答申
	12月14日	官庁移転計画を実際に具体化すべきことを閣議口頭了解
昭和38年	1月16日	官庁移転問題関係閣僚懇談会の設置を閣議決定
	9月10日	研究・学園都市の建設地を筑波地区とし、計画規模はおおむね4,000haを予定し、用地の取得造成は日本住宅公団に行わせることについて閣議了解
昭和39年	12月18日	研究・学園都市の建設は、40年から着手し、おおむね10カ年で完成させることについて閣議口頭了解
	12月25日	総理府に「研究・学園都市建設推進本部」を設置すること及び推進本部の構成について閣議決定
昭和42年	9月 5日	研究・学園都市に移転を予定する機関として36機関を閣議了解
昭和44年	6月13日	筑波地区に移転を予定する機関等の建設については昭和43年度を初年度とし、前期5年、後期5年にわけ、おおむね10カ年で実施することを閣議決定
昭和45年	5月19日	「筑波研究学園都市建設法」（昭和45年法律第73号）公布、同日施行
昭和46年	2月19日	「筑波研究学園都市建設計画の大綱」並びに「筑波研究学園都市公共公益事業等の整備計画の概要」を推進本部決定
昭和47年	5月16日	筑波研究学園都市に建設する試験研究・教育機関等として、42機関を閣議決定（昭和48年に1機関追加）
	8月15日	試験研究・教育機関等の建設を昭和50年度までに概成することを閣議口頭了解
昭和48年	4月16日	「筑波研究学園都市移転機関等の移転計画の概要」を推進本部決定
	4月27日	筑波研究学園都市に移転し、又は新設する試験研究・教育機関等は、おおむね昭和50年度末を目途に移転を行うこと及び移転時期、施設の概成時期について閣議決定
昭和50年	3月14日	筑波研究学園都市に移転、又は新設する43の試験研究・教育機関等はおおむね昭和54年度を目途に移転を行うこととし、その移転時期及び施設の概成時期について変更することを閣議決定
	5月 7日	「筑波研究学園都市における町村財政負担特別措置要綱」を推進本部決定

昭和55年 3月31日	43の研究・教育機関の移転、新設が完了
昭和55年 9月 8日	研究・教育機関等を2機関追加
昭和55年 9月19日	「研究学園地区建設計画」を決定
昭和56年 8月18日	「周辺開発地区整備計画」を承認
昭和57年 9月27日	研究・教育機関等を1機関追加
昭和60年 3月17日	国際科学技術博覧会開催
～9月16日	
昭和62年 1月27日	研究・教育機関等を1機関追加
昭和62年11月30日	つくば市誕生（茨城県筑波郡大穂町、豊里町、谷田部町、新治郡桜村が合併）
昭和63年 1月31日	茨城県筑波郡筑波町がつくば市に編入合併
昭和63年 9月 9日	筑波研究学園都市建設25周年記念式典挙行
平成元年 5月31日	新つくば計画策定
平成元年 8月24日	国の機関等移転連絡会議において、金属材料技術研究所本所の移転決定
平成5年 2月 1日	土浦・つくば・牛久業務核都市基本構想承認
平成10年 4月20日	「研究学園地区建設計画」の変更決定及び「周辺開発地区整備計画」の変更承認
平成13年 4月 1日	多くの研究・教育機関等が統合・独立行政法人化
平成14年11月 1日	稲敷郡茎崎町が編入合併
平成17年 8月24日	つくばエクスプレス（秋葉原～つくば）が開業
平成20年 6月22日	筑波研究学園都市における建設・整備状況の点検・評価結果等について（調査報告）報道発表
平成22年 1月25日	今後のつくばの方向性を明確化した「新たなつくばのグランドデザイン」を策定
平成23年3月31日	研究・教育機関等を1機関追加
平成23年12月22日	「つくば国際戦略総合特区」指定
平成24年7月5日	研究学園地区の具体的なまちづくりの方向性を明確化した「研究学園地区まちづくりビジョン」を策定
平成25年11月12日	筑波研究学園都市50周年記念式典挙行
平成27年7月 7日	つくば市において平成28年のG7茨城・つくば科学技術大臣会合開催が決定
平成28年4月 1日	農業・食品産業技術総合研究機構と農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、種苗管理センターが統合
平成29年2月26日	首都圏中央連絡自動車道が全線開通

平成30年10月15日 ～19日	つくば国際会議場において第17回世界湖沼会議（いばらき霞ヶ浦2018）が開催
令和元年6月8日、9日	G20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合が開催

11-4 施設の概要

1. 試験研究・教育機関等

研究学園地区に建設されている国等の試験研究・教育機関等は、次の図に示すとおりである。

2. 公共・公益的施設等の整備

(1) 交通施設

鉄道施設についてはつくばエクスプレスが開業し、都市計画道路主要8路線については全路線が整備されている。また、平成29年2月より首都圏中央連絡自動車道が全線開通している。

(2) 河川

花室川、谷田川、蓮沼川及び稲荷川の整備がされている。

(3) 公園

洞峰公園及び赤塚公園等大規模な公園については整備がなされ、また、近隣公園、児童公園等についても必要なものについて整備されている。

(4) 上水道、下水道

茨城県水道用・工業用水道事業、つくば市水道事業、地区内公共下水道事業及び関連流域下水道事業等はおおむね終了し供給等が行われている。

(5) 教育施設等

研究学園地区には、幼稚園8園、小学校9校、中学校6校（私立1校含む）、高等学校2校（私立1校含む）、中等教育学校1校（県立）、義務教育学校1校（市立）が整備されている。

(6) 利便施設

情報提供施設等各種の都市サービス機能を総合的に備えたセンタービル、ショッピングセンター、ホテル、音楽ホール、つくば文化会館アルス（図書館・美術館）、エポカルつくば（国際会議場）を開設している。

また、医療施設についても、筑波メディカルセンター、筑波大学附属病院等が開院している。

(7) 行政施設等

研究学園地区には、NTTつくば営業所、消防本部及び消防署、警察署及び交番、郵便局、保健所が開設している。

また、ごみ処理場1カ所が完成しているほか、中心市街地において地域冷暖房施設、CATV施設の整備を進めており、これらの施設は供用されている。

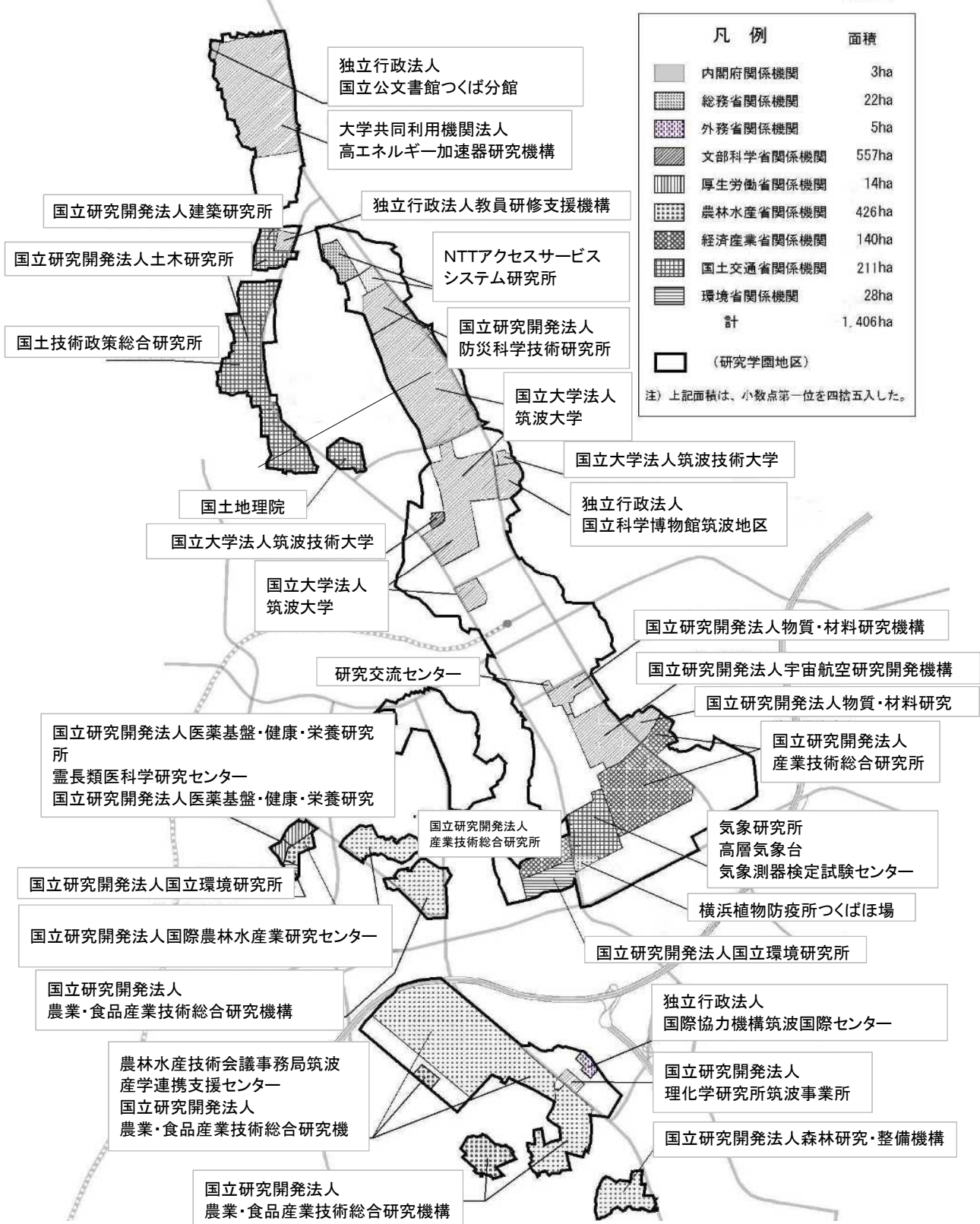
(8) 住宅

国の研究・教育機関に対しては公務員宿舎が建設され、他の公的機関に対しても職員住宅が建設された。また、茨城県、独立行政法人 都市再生機構による一般向け公的住宅も建設されているほか、民間住宅も数多く建設されている。

このほか、海外からの研究者の研究支援と交流促進を図るため、外国人研修者用の宿泊施設が整備されている。

■研究・教育機関関係位置図

(別図)



11-5 筑波研究学園都市における「研究学園地区建設計画」及び「周辺開発地区整備計画」の改定の骨子

(平成10年4月20日改定)

計画改定の背景

- 科学技術基本計画（平成8年7月）における本都市の研究交流拠点としての位置づけ
- つくばエクスプレス（常磐新線）とその沿線開発、首都圏中央連絡自動車道の整備の具体化

将来人口フレーム

研究学園地区	10万人
周辺開発地区	25万人
計	35万人

前計画 研学10+周辺12=22万人

H30.10現在 研学7.8+周辺16.3=24.1万人

都市整備の基本目標

1. 科学技術中枢拠点都市…独創的・先端的な研究を生み出すとともに、科学技術集積を活かした新産業創出の拠点、サイエンス型国際コンベンション都市
2. 広域自立都市圏中核都市…広域的、自立的な都市圏の中核都市として、都心機能の充実・強化等により高次都市機能の集積と都市内の高い利便性を実現
3. エコ・ライフ・モデル都市…21世紀の住文化やライフスタイルを提案するモデル都市として、自然・田園と都市の調和、豊かな文化や多様な住民の交流等を実現

研究学園地区の主要施策

- 研究・教育機関等の集積と整備
 - ・研究内容に対応した施設・設備の計画的更新、高度化
 - ・「知的触発国際プラザ及びつくば国際会議場」の整備
- 科学技術集積等を活かした都市の活性化の推進
 - ・ベンチャー育成支援等により先端的研究開発成果の起業化促進
 - ・青少年等の科学技術理解増進への貢献
- 都市機能の充実
 - ・都心地区に商業、業務、宿泊、文化等の機能を集積
 - ・つくばエクスプレス（常磐新線）導入に伴う駅前広場等の整備、短距離交通システムの導入検討等
- 良好な環境の確保と文化の形成等
 - ・環境共生型都市づくりの推進
 - ・科学技術と生活が調和した独自の文化、一体感のあるコミュニティ形成

周辺開発地区の主要施策

- 都市の一体的・総合的な整備
 - ・全体として均衡のとれた都市形成
 - ・研究学園地区都心地区と葛城地区の一体的な土地利用と連携による中枢拠点の形成
 - ・都市と農村の共生
- 広域交通体系の整備と計画的な市街地開発の推進
 - ・つくばエクスプレス（常磐新線）や圏央道の整備を進めるとともに、それに伴う計画的な市街地開発を推進し、居住機能を主体に複合的な機能を持つまちづくりを進める
- 科学技術集積等を活かした産業の振興
 - ・先端技術産業や知識創造型産業の導入・育成等
- 都市化を活かした農業の振興と活性化
- 生活環境の整備と環境の保全
- 質の高い住環境と豊かな市民生活の創造

12. 関西文化学術研究都市の建設

12-1 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）

この法律は、関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的とするものであり（法第1条）、昭和62年6月9日公布・施行された。

本法において、都市の区域は、京田辺市、木津川市、精華町（以上京都府）、枚方市、四條畷市、交野市（以上大阪府）、奈良市、生駒市（以上奈良県）の区域のうち国土交通大臣の定める区域であり、昭和62年10月12日総理府告示第23号により告示された。

本都市は、文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設等を整備する文化学術研究地区及びそれ以外の地域である周辺地区により構成され、文化学術研究施設、文化学術研究交流施設、公共・公益的施設、住宅等を一体的に整備するものとしており、都市の建設に関する事項は基本方針及び建設計画に定めるものとしている。

基本方針は、都市建設の目標、都市建設における産学官の協力の方針ほか都市建設に関する基本的事項を定めるものであり、国土交通大臣により決定される。

建設計画は、基本方針に基づき都市建設に関する事項を定めるものであり、関係府県知事が作成するよう努めるものであり、作成しようとするときは、国土交通大臣に協議し、同意を得なければならない。

また、都市建設を促進するため、国等は課税の特例等必要な措置を講ずることとしている。

12-2 関西文化学術研究都市建設促進法の体系

§ 1 目 的 関西文化学術研究都市の建設に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、文化・学術・研究の中心となるべき都市を建設し、我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発展に資する。

§ 2 定 義

§ 3 基本方針の決定及び変更

§ 4 基本方針の内容

§ 5 建設計画の作成等

§ 6 建設計画の内容

§ 7 施設の整備

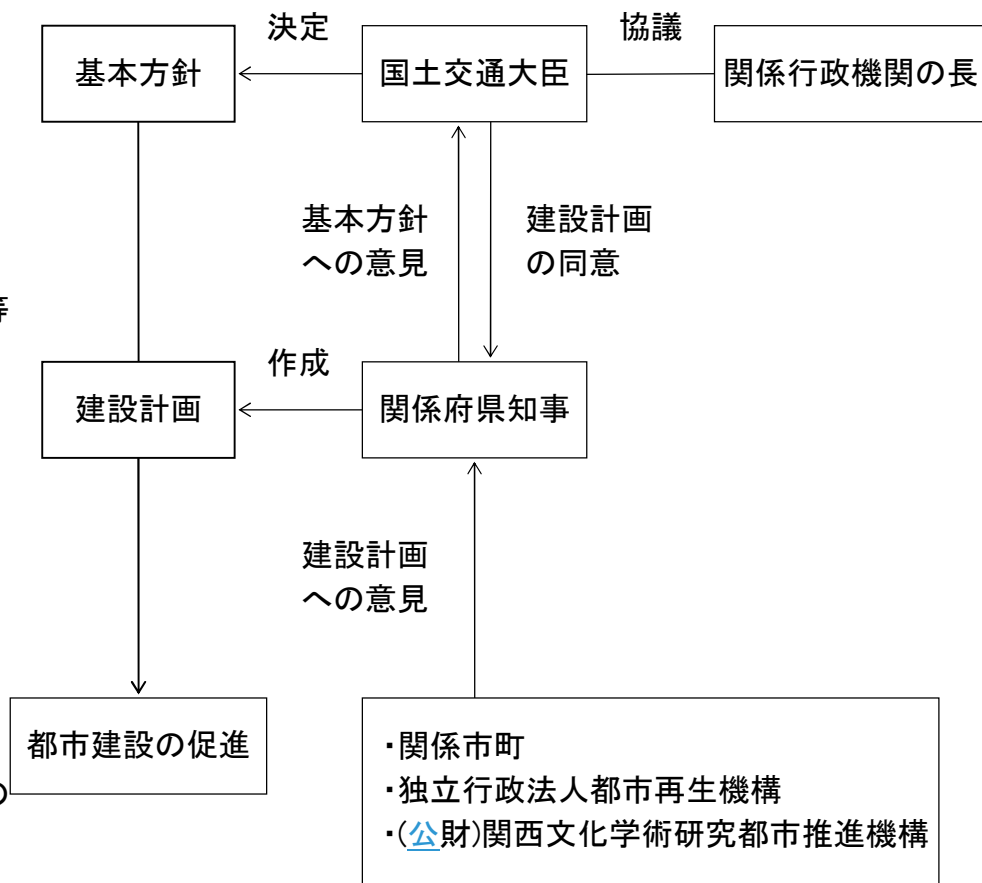
§ 8 資金の確保等

§ 9 地方債についての配慮

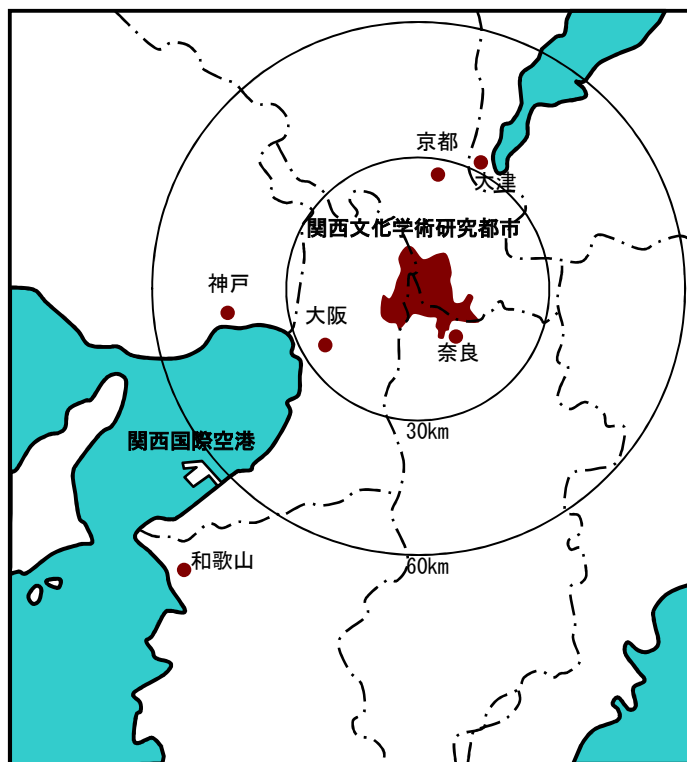
§ 10 税制上の措置

§ 11 地方税の不均一課税に伴う措置

§ 12 農地法等の許可



12-3 都市建設の概要



関西文化学術研究都市 位置図

○位 置

京都府、大阪府、奈良県にまたがる木津川左岸の京阪奈丘陵地域

京都府	京田辺市、精華町、木津川市
大阪府	枚方市、四條畷市、交野市
奈良県	奈良市、生駒市

(大阪、京都都心から約30km圏)

○規 模

・ 関西文化学術研究都市の規模

計画面積	約15,000ha	
人口	計 画	約41万人
	(R2.4 現在)	約25.3万人

・ うち文化学術研究地区(12カ所)の規模

計画面積	約3,600ha	
人 口	計 画	約21万人
	(R2.4 現在)	約9.9万人

1. 建設の意義

関西文化学術研究都市の建設は、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年法律第72号）に基づき、「文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資すること」を目的とした国家プロジェクトである。

以下の3つを建設の理念とし、建設に取り組んでいるところである。

- ① 文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくり
- ② 我が国及び世界の文化・学術・研究の発展及び国民経済の発展への寄与
- ③ 未来を拓く知の創造都市の形成

「国土形成計画（全国計画）」（平成27年8月）においては、「筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の集積を始めとして、大学、試験研究機関等は重要な知的・人的資源であり、我が国全体の発展に貢献するよう活用する。」とされている。

「近畿圏整備計画」（平成28年3月）においては、近畿圏の将来像実現のための施策として、関西文化学術研究都市の整備が位置づけられているところであり、「文化・学術・研究の新たな展開の拠点形成を目指して、更なる都市建設を推進するとともに、新たな産業の創出を支援する。また、知的対流の拠点として筑波研究学園都市とのナレッジ・リンクについても検討を進めるとともに、特色ある研究開発拠点を活用し、国内外の優秀な学生・研究者等が集い就労することを支援する。」とされている。

また、「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月）においても「持続的にイノベーションを生み出す環境を形成するためには、産学官の人材、知、資金を結集させ、共創を誘発する「場」の形成が重要」とされており、具体例として関西文化学術研究都市が明記

されるなど、今後とも整備の促進が求められているところである。

2. 建設の基本的な考え方

- 学術、産業、行政及び市民がそれぞれの役割を果たしながら、かつ連携を一層強化して、都市の建設を進める。
- 文化・学術・研究における国際的、学際的、業際的な交流を推進する。
- 土地利用としては開発地区を分散配置するいわゆるクラスター型開発の形態を採用している。

12-4 主な経緯

昭和53年	9月	関西学術研究都市調査懇談会（座長：奥田東）発足、第1～3次提言
昭和61年	6月	「関西文化学術研究都市建設基本方針」を策定
昭和62年	6月	関西文化学術研究都市建設促進法 公布・施行
	9月	同 法 に基づく「基本方針」を決定
昭和63年	3月	3府県（京都、大阪、奈良）の「建設計画」承認
平成2年	7月	奈良県「建設計画」変更の承認
平成4年	1月	京都府「建設計画」変更の承認
平成5年	4月	文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」開設
平成6年	9月	けいはんな学研フェスティバル ‘94開催（～11月）
	10月	関西文化学術研究都市セカンド・ステージ・プラン推進委員会へ諮問
平成8年	4月	関西文化学術研究都市セカンド・ステージ・プラン推進委員会の答申 「関西文化学術研究都市の今後の整備方策について」
	7月	「セカンド・ステージ・プラン事業推進会議」発足
平成9年	4月	建設促進法に基づく「基本方針」の変更
	7月	奈良県「建設計画」変更の承認
平成10年	5月	「セカンド・ステージ・プランの実現化を目指して」を公表（セカンド・ステージ・プラン事業推進会議）
平成11年	7月	地方分権一括法により建設促進法を改正（建設計画の内閣総理大臣承認→同意付き協議等）
	9月	建設促進法に基づく「基本方針」の変更（公団名の変更）
	12月	中央省庁等改革施行一括法により建設促進法を改正（省庁名の変更等）
平成13年	11月	中央省庁再編により「関西文化学術研究都市建設推進室」が国土庁大都市圏整備局から国土交通省都市・地域整備局へ再編
平成14年	4月	「けいはんな新世紀戦略プログラム」を公表（セカンド・ステージ・プラン事業推進会議）
	7月	関西文化学術研究都市知的クラスター創成事業本部発足
平成15年	4月	構造改革特別区域計画「けいはんな学研都市知的特区」の認定
平成16年	9月	「関西文化学術研究都市の明日を考える懇談会」設立
	11月	「都市びらき10周年」記念式典開催
平成17年	3月	「学研都市の明日を考える懇談会」提言
平成17年	7月	「けいはんな学研都市知的特区」への「ロボット公道実験」追加認定
平成17年	8月	「サード・ステージ・プラン策定委員会」発足
平成18年	3月	「関西文化学術研究都市サード・ステージ・プラン」策定 京都府「建設計画」変更の承認 「近畿日本鉄道けいはんな線」開通
平成18年	11月	「関西文化学術研究都市サード・ステージ推進会議」設立
平成19年	4月	建設促進法に基づく「基本方針」の変更
平成20年	8月	京都府「建設計画」変更の同意
平成21年	3月	奈良県「建設計画」変更の同意
平成21年	7月	大阪府「建設計画」変更の同意
平成22年	7月	「次世代エネルギー・社会システム実証地域」指定
平成23年	12月	「関西イノベーション国際戦略総合特区」指定
平成25年	5月	京都府「建設計画」変更の同意
平成26年	6月	奈良県「建設計画」変更の同意
平成28年	1月	京都府「建設計画」変更の同意
平成28年	3月	「新たな都市創造プラン」策定
平成28年	4月	「けいはんな学研都市新たな都市創造会議」創設

平成29年	3月	「けいはんな学研都市」30周年シンポジウム
平成31年	4月	京都府「建設計画」変更の同意

12-5 関西文化学術研究都市 税制上・財政上の支援措置

1. 税制上の支援措置

(1) 文化学術研究施設

〈国 税〉

- ・法人税（特別償却）

建物及びその附属設備 6/100 機械及び装置 12/100

※研究所用の施設の新設又は増設に限る。

(2) 文化学術研究交流施設

〈地方税〉

- ・地価税 非課税

(3) (公財) 関西文化学術研究都市推進機構に係る税制の特例措置

- ・個人 寄付金控除
- ・法人 損金算入限度額の特例

12-6 進捗状況

1. 人口（令和2年4月現在）

学研都市全体 約25.3万人(61%)（計画人口約41万人）

〔内 文化学術研究地区 約9.9万人（47%）（計画人口約21万人）〕

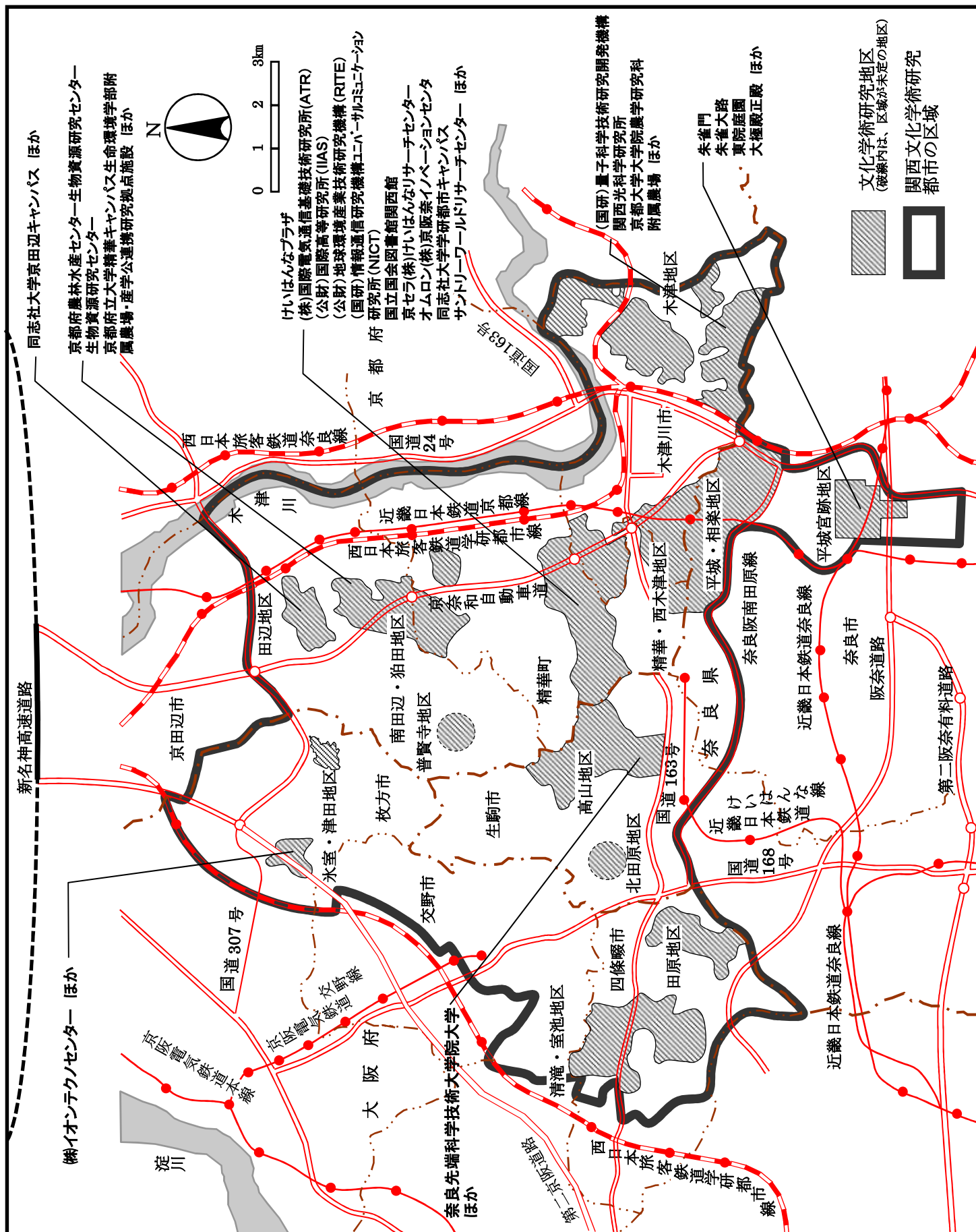
2. 基盤整備関係（令和2年4月現在）

文化学術研究地区3,600ha の内、	〔整備済〕	2,323ha (64%)
	〔整備中〕	117ha (3%)
	〔計画中〕	31ha (1%)
	〔未分譲〕	27ha (1%)
	〔未造成〕	1,102ha (31%)

3. 立地施設

151施設（令和2年4月現在）

主要な立地施設位置図



立地施設等の進捗状況

文化学術研究地区名	施設等の名称	開所時期	備考
田 辺 地 区	同志社大学(京田辺校地)	1986年4月	
	同志社女子大学(京田辺キャンパス)	1986年4月	
	D-egg(同志社大学連携型起業家育成施設)	2006年12月	
南田辺・狛田地区	京都府農林水産技術センター 生物資源研究センター	1997年4月	
	京都府立大学生命環境学部附属農場	1997年4月	
	同志社大学多々羅キャンパス(留学生国際交流施設「フィリップスホール」等)	2010年9月	
	京都府立大学精華キャンパス	2011年4月	
木 津 地 区	国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構[QST]関西光学科学研究所(きつづ光科学館ふおとん)	1999年7月	
	(ロート製薬㈱)ロートリサーチビレッジ京都	2006年5月	
	京都プレス工業㈱	2008年5月	
	㈱エム・システム技研 京都テクノセンター	2008年10月	
	㈱エム・システム技研 京都商品センター	2013年10月	
	㈱ミズホ ミズホテクノカルラボ	2011年8月	
	タツタ電線㈱ タツタテクノカルセンター	2013年4月	
	マンヨーツール㈱ R&D	2013年7月	
	㈱タカゾノリブス	2013年7月	
	朝日印刷㈱ 京都クリエイティブパーク	2015年10月	
	京都大学大学院農学研究科附属農場	2016年4月	
	㈱日本果汁 京都南センター	2016年11月	
	㈱マルタカ マルタカテクノセンター	2017年5月	
	清和工業(株) 京都木津川I&Dセンター	2017年9月	
	共栄製茶(株) 京都テクノセンター	2019年4月	
	(株)ヒラノテクシード 木津工場	2019年11月	
精華・西木津地区	㈱国際電気通信基礎技術研究所[ATR]	1989年4月	
	㈱島津製作所 基盤技術研究所(けいはんな)	1991年7月	
	日本電信電話㈱ NTTコミュニケーション科学基礎研究所	1991年7月	
	文化学術研究交流施設「けいはんなプラザ」	1993年4月	
	(公財)国際高等研究所[IAS]	1993年10月	
	(公財)地球環境産業技術研究機構[RITE]	1993年11月	
	パナソニック㈱ 先端研究本部 京阪奈地区	1994年4月	
	けいはんな記念公園(京都府立関西文化学術研究都市記念公園)	1995年4月	
	ルイ・ルルー美術館	1997年6月	
	京セラ㈱ けいはんなリサーチセンター	1995年7月	
	国立研究開発法人 情報通信研究機構[NICT]ユニバーサルコミュニケーション研究所	2000年7月	
	国立国会図書館関西館	2002年10月	
	オムロン㈱ 京阪奈イノベーションセンタ	2003年5月	
	㈱フォトン	2004年1月	
	ダイナミックツール㈱	2004年1月	
	㈱井上製作所	2004年4月	
	一般社団法人KEC関西電子工業振興センター	2006年3月	
	環境衛生薬品㈱生活圏環境衛生研究所	2006年4月	
	(関西学研ラボラトリー)	2012年4月	
	(カゴヤ・ジャパン㈱)KAGOYA-JAPAN けいはんなラボ	2006年5月	
	関西電力㈱ 環境技術研究センター かんてんeーガーデン	2006年10月	
	同志社大学(学研都市キャンパス)	2006年11月	
	サイレックス・テクノロジー㈱	2008年1月	
	<u>けいはんなベンチャービレッジ</u>		
	㈱加地 けいはんなR&Dセンター	2006年3月	
	(有)ウィルコンサルタント	2006年8月	
	高由金属㈱	2007年1月	
	日本制御㈱	2007年2月	
	㈱広和工業	2007年4月	
	東英産業㈱	2007年7月	
	日本ニューロン株式会社	2007年7月	
	㈱イチグチ京都光台事業所	2016年5月	
	㈱イチグチ京都光台研究所	2008年6月	
	㈱ウィル	2008年7月	
	㈱ジェヌインR&D(旧: ㈱京都栄養化学研究所)	2009年2月	
	ケービーエス工業㈱	2009年4月	
	㈱プロテックス・ジャパン	2009年4月	
	<u>けいはんなベンチャービレッジ第2期</u>		
	㈱ジーネス	2008年7月	
	㈱ウイスト	2009年5月	
	㈱ウイスト 新開発棟	2016年9月	
	相楽工業㈱	2013年3月	
	SOWA Technical Institute けいはんな	2014年9月	
	㈱イーシーフロンティア	2015年1月	
	㈱テクノフレックス京都研究所	2010年9月	
	内外化成㈱研究開発センター	2011年11月	
	明和ゴム工業株式会社京都生産技術センター	2012年4月	
	サンプラステックス㈱	2013年7月	
	㈱アテックス	2014年4月	
	エンゼルプレイングカード製造京都㈱	2014年4月	
	アドコート㈱	2015年3月	
	けいはんなオープンイノベーションセンター(KICK)	2015年5月	
	サントリーワールドリサーチセンター	2015年6月	
	大幸薬品(株) 京都工場・研究開発センター	2015年9月	
	SEW-オイロドライブジャパン㈱ 京都オペレーションセンター	2016年2月	
	モリテックスチール㈱	2017年4月	

立地施設等の進捗状況

文化学術研究地区名	施 設 等 の 名 称	開所時期	備 考
	㈱オリエンタルベーカーリー	2017年10月	
	日本電産㈱ 生産技術研究所	2018年2月	
	㈱環境総合リサーチ	2018年8月	
	㈱スプレッド テクノファームけいはんな	2018年11月	
	(株)テクノブル サイエンスパーク京都	2018年11月	
	ヒラキ電機㈱ 令和けいはんな事業所	2019年9月	
	日本郵政(株)JP西センター	2019年10月	
	㈱三菱UFJ銀行 関西ビジネスセンター	2019年12月	
平城・相楽地区	ハイタッチ・リサーチパーク		
	十字屋Culture㈱ カルチャーセンターエコール	1990年9月	
	積水ハウス㈱ 積水ハウス総合住宅研究所	1990年9月	
	㈱二条丸八	1990年9月	
	㈱福寿園 福寿園CHA遊学パーク	1990年9月	
	㈱きんでん 京都研究所	1992年10月	
	日本通信機器㈱ コミュニティパレス	2006年10月	
	日立造船(株) けいはんな事業所	2001年10月	
	ならやま研究パーク		
	(一般財団法人) 南都経済研究所	1994年6月	
	大和ハウス工業㈱ 総合技術研究所	1994年9月	
	三笠産業㈱ ならやま研修センター	1994年11月	
	アイコム㈱ ならやま研究所	1994年11月	
	㈱ATOON	2013年10月	
	ニッタ㈱ ならやま研修所	1995年6月	
	㈱呉竹	2003年9月	
	㈱大阪冷研 ならやまR&Dセンタ	2004年5月	
	奈良市北部会館	2004年7月	
水室・津田地区	関西外国語大学国際言語学部	1996年4月	
	㈱イオンテクノセンター	1990年7月	
	大阪大学大学院工学研究科自由電子レーザー研究施設	2000年4月	
	三晶㈱ 中央研究所	2002年8月	
	㈱アスク	2004年5月	
	㈱伸和製作所本社工場	2004年7月	
	㈱ブルーミッシュ枚方研究工場	2004年10月	
	吉泉産業㈱本社工場	2005年4月	
	㈱坂本設計技術開発研究所	2005年7月	
	㈱タカノテクノロジー	2005年8月	
	㈱清和光学製作所 関西事業所・枚方開発センター	2005年10月	
	㈱サワーコーポレーション本社工場	2005年10月	
	㈱河内金属製作所	2005年12月	
	香椎化学工業㈱カシーテクニカルセンター	2006年1月	
	㈱キタムラ	2006年7月	
	日本インバータ㈱	2006年9月	
	エムシステム㈱	2014年7月	
	植田工業㈱	2007年5月	
	坂本精器㈱	2007年5月	
	㈱島川製作所	2007年8月	
	㈱枚方技研	2007年10月	
	森下仁丹㈱大阪テクノセンター	2008年12月	
清滝・室池地区	大阪電気通信大学(四條畷学舎)	1987年10月	
	緑の文化園		
	水辺自然園(森の工作館)	1991年4月	
	森の宝島	1991年4月	
	清滝グラウンド	1991年4月	
	清滝スポーツヒルズ	1991年4月	
	センタープラザ(緑の文化園総合案内所)	1991年4月	
	SEI生駒セミナーハウス	1991年4月	
	シャープ労働組合研修所レクリエーションセンター(アイ・アイ・ランド)	1991年4月	
	(財)楠葉尚学会青少年交流センター(楠葉ロッジ)	1991年4月	
田 原 地 区	日本スピードショア㈱ 本社・研修所	1995年1月	
平城宮跡地区	奈良文化財研究所	1952年4月	
	特別史跡 平城宮跡 朱雀門	1998年2月	
	特別史跡 平城宮跡 東院庭園	1998年4月	
	史跡 平城京 朱雀大路	1999年3月	
	特別史跡 平城宮跡 第一次大極殿	2010年4月	
	平城宮跡歴史公園 平城宮いざない館	2018年3月	
	平城宮跡歴史公園 天平うまし館	2018年3月	
	平城宮跡歴史公園 天平みつき館	2018年3月	
	平城宮跡歴史公園 天平みはらし館	2018年3月	
	平城宮跡歴史公園 天平つどい館	2018年3月	
高 山 地 区	一般社団法人KEC関西電子工業振興センター生駒試験所	1970年3月	
	高山竹林園	1989年7月	
	奈良先端科学技術大学院大学[NAIST]	1991年10月	
	研究交流施設「高山サイエンスプラザ」	1993年10月	
	参天製薬㈱ 奈良研究開発センター	1996年4月	
	日本電気㈱	1998年4月	
	上六印刷㈱	2012年4月	
	㈱Burley Plus	2013年3月	
	㈱芦田製作所	2017年3月	

関西文化学術研究都市建設のための主な推進体制

○ 関西文化学術研究都市関係府省連絡調整会議

〔昭和60年9月発足、事務局；国土交通省〕

関西文化学術研究都市の建設に関し、関係府省等の連絡調整を行う。

○ 関西文化学術研究都市建設推進協議会

〔昭和58年3月発足、会長；松本正義（公社）関西経済連合会会長

事務局；（公財）関西文化学術研究都市推進機構〕

関西文化学術研究都市の建設の早期実現を図ることを目的に、経済界、地元府県・市町、学識経験者等が、要望活動や文化学術研究施設等の誘致活動を行う。

・代表委員…松本正義（公社）関西経済連合会会長、三府県知事、三商工会議所会頭 等

・委員…関係地方公共団体、経済団体、大学の長、学識経験者 等

○ けいはんな学研都市新たな都市創造会議

（平成28年4月度設立、総会 会長；堀場 厚（令和2年6月25日現在）（公財）関西文化学術研究都市推進機構理事長〕

・新たな都市創造を推進するため、けいはんな学園都市の関係主体をネットワークし、ハブとなる組織として次の役割を担う。

（１）情報及び認識の共有

（２）取組の評価及びさらなる展開方向の決定等

○（公財）関西文化学術研究都市推進機構

〔昭和61年6月設立、理事長；堀場 厚（令和2年6月25日現在）（公社）関西経済連合会副会長〕

本都市建設等にかかる調査研究及び提案、本都市建設等にかかる企画立案、合意形成、文化学術研究施設等の立地促進、各種情報の提供等を行う。

○ 関西文化学術研究都市建設促進議員連盟〔令和元年7月31日現在〕

・会長 ； 細田 博之

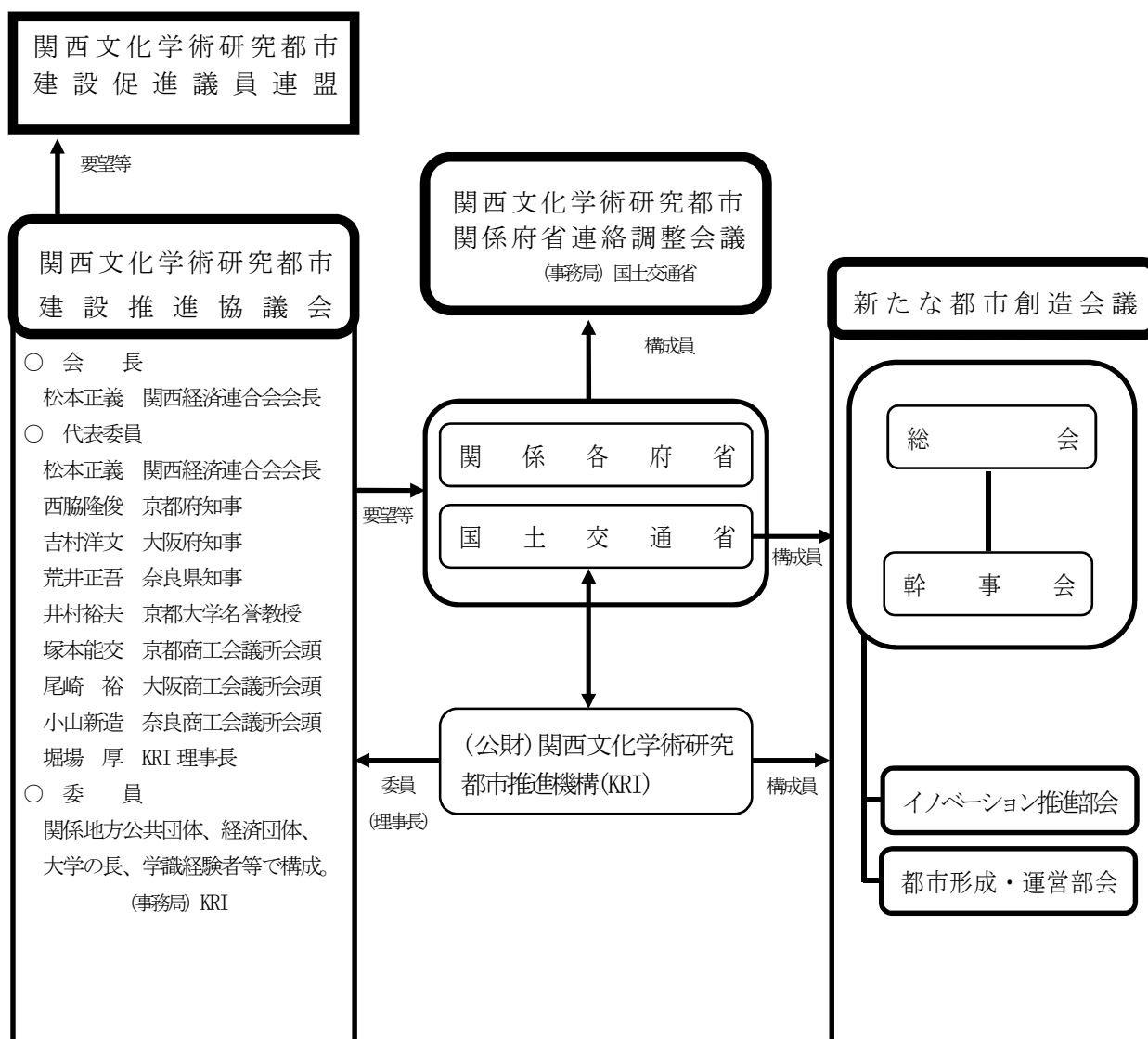
・顧問 ； 伊吹 文明、高市 早苗、世耕 弘成

・幹事長 ； 左藤 章

・事務局長 ； 安藤 裕

・事務局次長； 田野瀬 太道、小林 茂樹

【推進体制の連関図】（令和2年7月現在）



13. 琵琶湖の総合的な保全

琵琶湖及び周辺地域は近畿圏及び中部圏の保全区域として、また約400万年の歴史を持つ世界有数の古代湖として豊かな生態系を有し、さらには京阪神等の約1,450万人の生活、都市活動、生産活動等を支える水資源、及び固有種等の生物の生息空間等として重要な位置づけにある。

琵琶湖総合開発事業は、琵琶湖総合開発特別措置法（昭和47年法律第64号）に拠る琵琶湖総合開発計画に基づき、昭和47年度から平成8年度までの25年間にわたり実施され、平成8年度末をもって終結し、近畿圏の均衡ある発展に寄与したところである。

琵琶湖の水質については、北湖の全リン等一部の指標を除いて環境基準値（人の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準値）は達成されていないが、CODを除いて近年減少傾向にあり、環境基準値に近づきつつある。しかし、CODについては、昭和60年代以降漸増傾向にあるなど依然厳しい状況にあり、また、固有種の生息域の減少なども懸念されている。このため、水質の保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全等の幅広い観点から琵琶湖の総合的な保全を進めて行くことが必要である。

13-1 琵琶湖の総合的な保全

「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」は、「健全な琵琶湖の次世代への継承」を基本理念とし、平成11年3月に関係省庁（現厚生労働省、農林水産省、林野庁、現国土交通省、現環境省）が琵琶湖の総合保全のための事業、および連携の取り組みの推進に関して共同でとりまとめたものである。平成11年度から平成22年度を第1期計画期間、平成23年度から平成32年度を第2期計画期間とし、水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全等に関し、持続的改善に基づく柔軟な対応により、段階的に目標・施策の達成を目指すこととしている。平成22年度に、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、国土交通省、環境省、および滋賀県の連携・協力のもと、第1期計画期間の点検結果を踏まえた、第2期計画期間の目標や取り組みの見直しを行った。

【推進体制】

（1）琵琶湖総合保全連絡調整会議

琵琶湖の総合的な保全について情報交換を行うとともに、取り組みの推進、成果や施策に関する連絡調整や意見の交換を行い、広域的かつ中立的な立場で地域や琵琶湖・淀川流域の組織と連携しつつ計画の円滑な推進を図る。

（構成機関）

国土交通省、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、環境省

（2）琵琶湖総合保全推進協議会

琵琶湖の総合的な保全について情報交換を行うとともに、水源の保全に向けた主体的な参加を促し、下流域も含めた一体的な取り組みを推進する。

（構成機関）

近畿地方整備局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿地方環境事務所、大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、大阪市、神戸市、京都市

《参考》琵琶湖の総合的な保全のための計画調査成果の概要

1. 計画期間

区 分	期 間	対策の方向
第1期	平成11～22年度（2010年度）	既存の取り組みに新たな知見を反映させた対策
第2期	平成23～32年度（2020年度）	予見的な取り組みの比重を高めた対策

2. 計画区域

琵琶湖から瀬田川洗堰までの流域分を除いた琵琶湖集水域を対象とする。

3. 第2期の目標

分 野	目 標 と 主 な 施 策 構 成
水 質 保 全	【分野目標】 健全な生態系を維持し、安心して飲め、安全なレクリエーション利用が可能な水質環境を目指す 【具体目標】 ・環境基準値程度の湖内水質状況（全窒素、全リン） ・CODは、難分解性有機物による影響等に関する調査研究を継続し、現状からの改善 ・アオコは、発生要因に関する調査研究を継続し発生がなくなる ・水草の適正な管理方法の確立 ・水質汚濁メカニズムの解明に加え、水利用やレクリエーション利用の安全性の確保等に関する調査を進めるとともに、水質保全分野に係る新たな環境基準等の検討の動向を注視しながら、関連指標の検討・導入 ・分野目標である水質環境の水準について、地域住民、利用者にとって分かりやすく、かつ多様な視点で評価できるような手法の検討・導入
水 源 か ん 養	【分野目標】 浸透貯留域の面的確保・機能向上と人為の水循環の改善を目指す 【具体目標】 ・適切に管理された多様な森林(水源かん養保安林、針広混交林、複層林等)の増加 ・農地や市街地における浸透貯留域の保全 ・適正な水利用(節水型、再利用型水利用)の推進
自 然 的 環 境 ・ 景 観 保 全	【分野目標】 湖辺域の機能向上と在来生物の生息状況の回復を目指す 【具体目標】 <生物> ・在来生物の増加（重点エリアにおけるコイ科魚類等の在来生物の種数、個体数、分布域の増加） ・外来生物の減少（重点エリアにおける外来生物の種数、個体数の減少） <生息空間（ビオトープ）> ・産卵また生息場としてコイ科魚類等の在来生物の増加に繋がる湖辺域の機能の向上 ⇒ヨシ帯、砂浜、河畔林等の水陸移行帯の面積の増加 ⇒在来生物が産卵し湖と行き来できる水田面積の増加 ⇒魚類等の在来生物が移動可能な河川数・河川延長の増加

13-2 琵琶湖の保全及び再生に関する法律（平成27年法律第75号）

「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」は、琵琶湖の保全及び再生に関し実施すべき施策に関する計画を策定し、その実施を推進する等の措置を講ずる事により、国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全及び再生を図り、もって近畿圏における住民の健康な生活環境の保持と近畿圏の健全な発展に寄与し、あわせて湖沼がもたらす恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現に資することを目的とするものであり（法第1条）、平成27年9月28日公布・施行された。

平成28年4月21日には総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣が法第2条に基づき基本方針を決定し、長期的な観点から総合的かつ効果的に琵琶湖保全再生施策の推進を図ることを基本理念として、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すこととしている。

また基本方針の決定を受け、平成29年3月30日には滋賀県が法第3条に基づき、琵琶湖保全再生施策に関する計画（琵琶湖保全再生計画）を策定した。

【推進体制】

琵琶湖保全再生推進協議会（平成28年11月15日発足）

法第8条第1項の規定により、琵琶湖保全再生施策の推進に関し必要な事項について協議を行う。

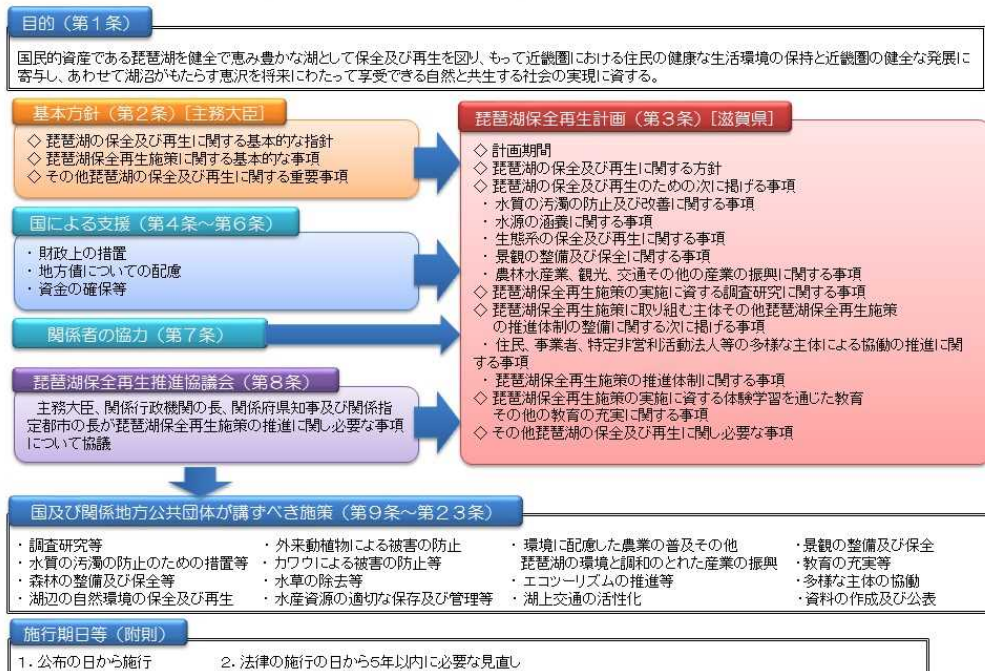
（構成委員）

主務省：総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

関係行政機関：財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣

関係府県及び関係指定都市：滋賀県知事、京都府知事、大阪府知事、兵庫県知事、京都市長、大阪市長、堺市長、神戸市長

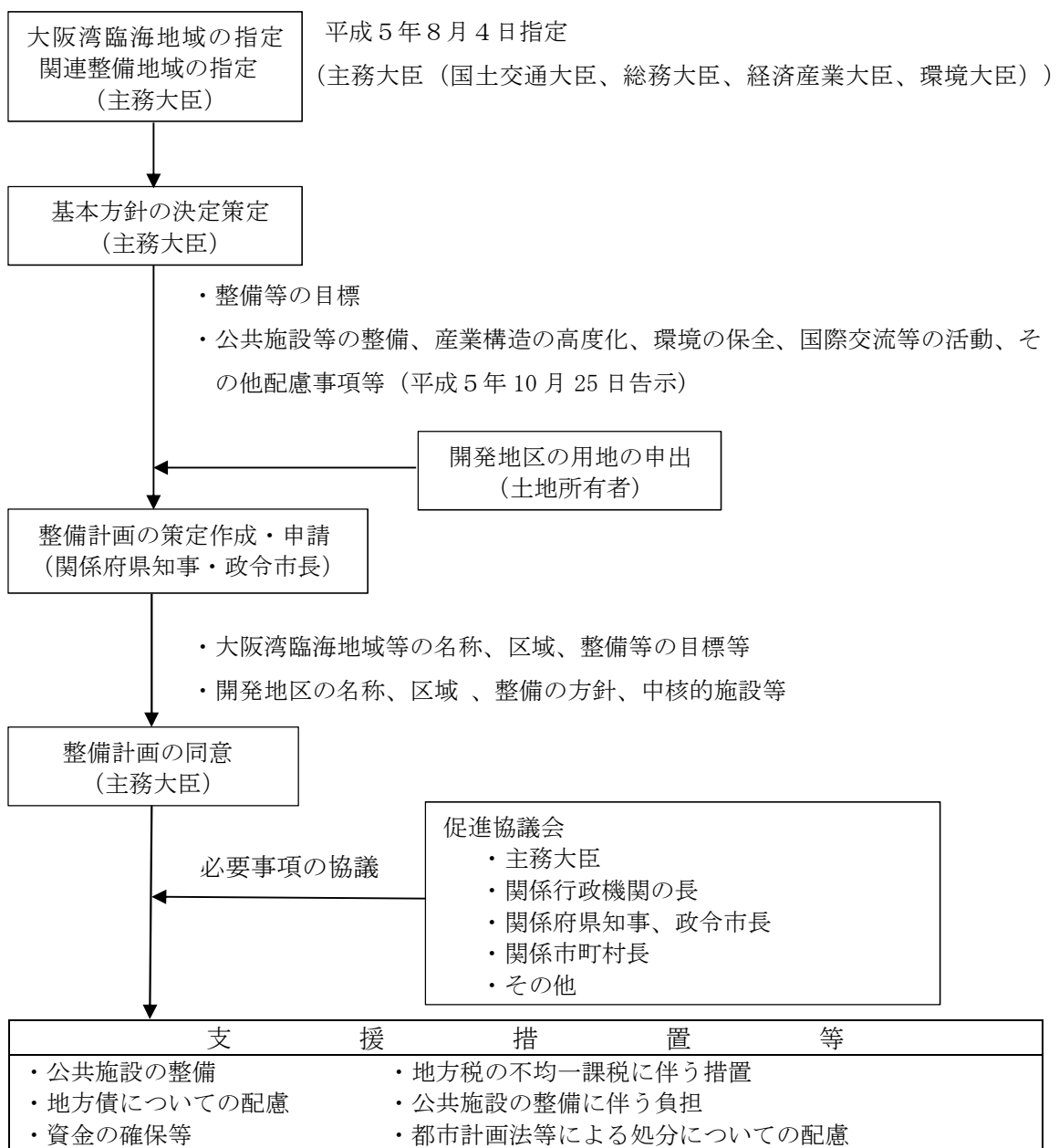
「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の概要



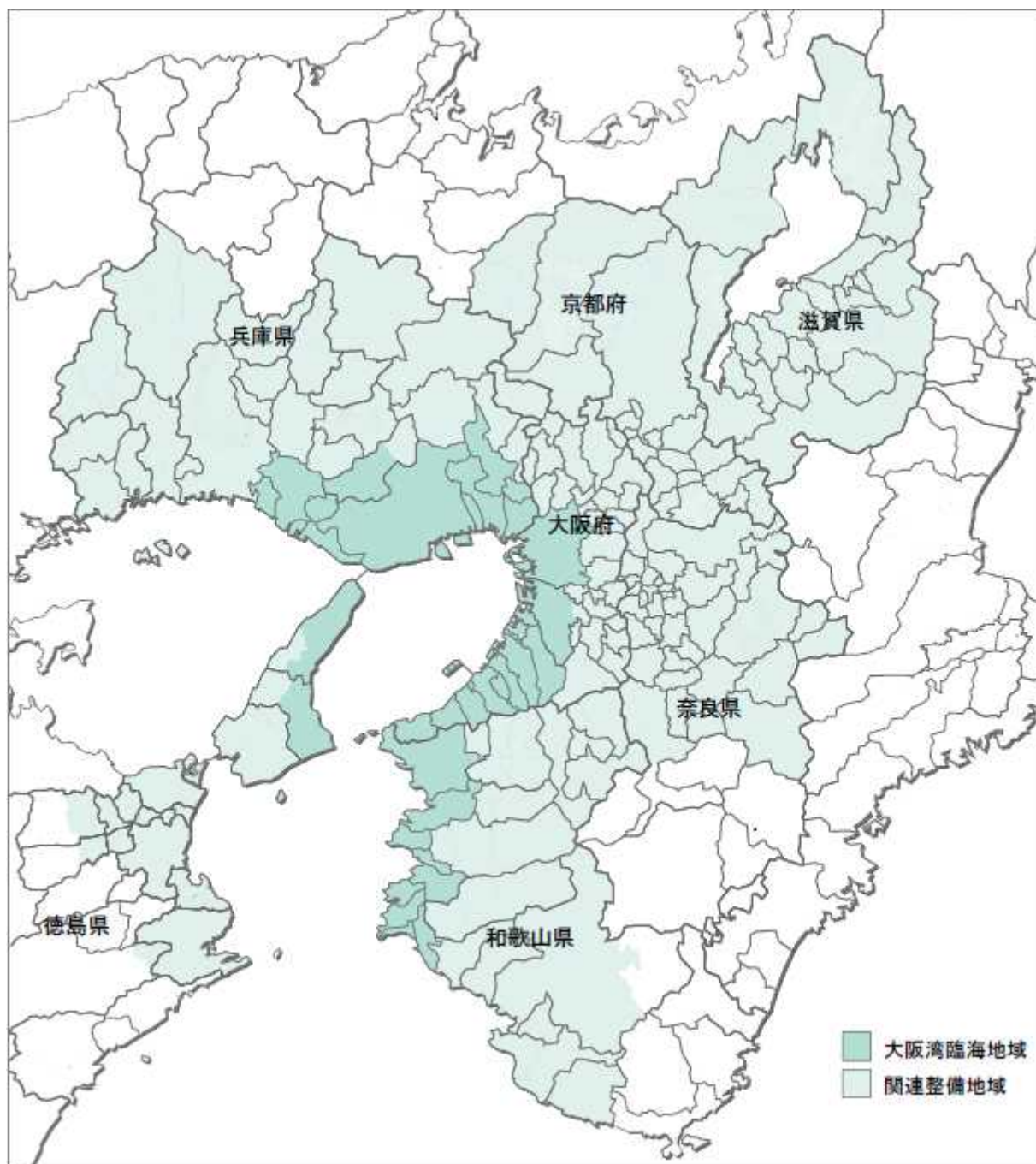
14. 大阪湾バイエリアの開発整備

14-1 大阪湾臨海地域開発整備法（平成4年12月24日、法律第110号）

法の目的： 世界都市にふさわしい機能と住民の良好な居住環境等を備えた地域としての当該地域の整備等に関する総合的な計画を策定し、その実施を促進することにより、当該地域及びその周辺の地域における活力の向上を図り、もって東京圏への諸機能の一極集中の是正並びに世界及び我が国の経済、文化等の発展に寄与すること。（平成4年12月24日施行）



大阪湾臨海地域開発整備法の指定区域



大阪湾臨海地域 (37 市町)

関連整備地域 (154 市町村)

14-2 大阪湾ベイエリア開発の主な経緯

- 平成元年 4月 社団法人関西経済連合会「グレーター・ベイエリア・ルネッサンス構想」公表
- 9月 大阪湾ベイエリア開発推進協議会（会長：宇野収氏）設立
- 3年 4月 大阪湾ベイエリア開発推進協議会が「大阪湾ベイエリア開発整備グラウンドデザイン」公表
- 12月 財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（会長：宇野収氏）設立
- 4年 12月 「大阪湾臨海地域開発整備法」公布・施行
- 5年 2月 大阪湾臨海地域開発整備連絡調整会議（国土庁、環境庁、通商産業省、運輸省、郵政省、建設省、自治省）設置
- 8月 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の指定（告示第1号）
- 10月 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針（告示第2号）
- 6年 2月 税制上の特例措置制度及び政策金融上の支援措置制度の創設
- 7年 5月 大阪市大阪湾臨海地域整備計画の承認
- 8年 6月 滋賀県関連整備地域整備計画の承認
- 10月 奈良県関連整備地域整備計画の承認
- 12月 大阪府大阪湾臨海地域整備計画及び神戸市大阪湾臨海地域整備計画の承認
- 9年 5月 兵庫県大阪湾臨海地域整備計画、京都府関連整備地域整備計画、京都市関連整備地域整備計画及び兵庫県関連整備地域整備計画の承認
- 9月 和歌山県大阪湾臨海地域整備計画、和歌山県関連整備地域整備計画及び徳島県関連整備地域整備計画の承認
- 10年 3月 促進協議会設置
- 4月 神戸市大阪湾臨海地域整備計画の変更承認
- 7月 促進協議会部会設置
- 10月 大阪府関連整備地域整備計画の承認
- 12年 3月 大阪湾臨海地域及び関連整備地域の整備等に関する基本方針の一部変更
- 15年 3月 大阪湾ベイエリア開発推進協議会解散（機構へ機能継承）
- 23年 9月 財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構から一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構へ移行
- 29年 4月 一般財団法人大阪湾ベイエリア開発推進機構から一般財団法人関西観光本部に名称変更